



Common Criteria Recognition Arrangement
Common Criteria Maintenance Board

CC の正誤表と解釈

題名: CC:2022(リリース 1)及びCEM:2022(リリース 1)の正誤表と解釈

管理: CCMB

識別子: 002

バージョン: 1.1

発行日: 2024 年 7 月 22 日

ステータス: 最終

承認: CCDB

令和 6 年 12 月 翻訳第 1.0 版

独立行政法人情報処理推進機構
セキュリティセンター
技術評価部

IPA まえがき

本書は、「IT セキュリティ評価及び認証制度」において規定されている、認証機関が公表する「IT セキュリティ評価基準補足文書」「IT セキュリティ評価方法補足文書」に該当する規格文書である。本書は、以下の原文を翻訳した文書である。

原文

Errata and Interpretation for CC:2022 (Release 1) and CEM:2022 (Release 1)
Version 1.1 CCMB 2024-07-22

注：

本書では、原文の翻訳に加えて、表形式で記述されている各項目の最後に「日本語翻訳版に関する特記事項」欄を追加している。当該欄では、CC:2022 (Release 1), CEM:2022 (Release 1)の日本語翻訳版に対して、日本語翻訳版特有の追加の注意事項を記述している。

目次

はじめに	2
用語と定義	3
CC:2022 パート 1 の正誤表/解釈	4
CC:2022 パート 2 の正誤表/解釈	20
CC:2022 パート 3 の正誤表/解釈	73
CC:2022 パート 4 の正誤表/解釈	104
CC:2022 パート 5 の正誤表/解釈	105
CEM:2022 の正誤表/解釈	115

はじめに

この文書の目的は、CC:2022(リリース 1)のパート 1 から 5 及び CEM:2022(リリース 1)に関して識別された様々な種別の問題を収集し、それぞれ訂正案又は解釈として適切な解決策を提供することである。問題点は、例えば、CC/CEM 文書で見つかった(技術的な)誤り、矛盾、内容レベルでの記入漏れ及びレイアウトのバグに関するものである。さらに、CC/CEM 文書の適用に関する問題も取り上げることがある。

取り扱いを容易にするため、本書では CC/CEM 文書ごとに、同じ表構造で構成され、必要な情報を提供する特定の表を含む独立した節を設けている。特に、特定された各問題については、詳細な問題説明が提供され、それぞれ訂正案や解釈の形で対応する解決策が添えられている。ここで、各解決案は、適用可能な状況であるかの具体的な情報を含んでいる。すなわち、適用が必須の場合は「ma」、推奨の場合は「re」、そして「op」の項目は、より未解決の性格を持ち、その解決のために技術的な議論や(将来の)作業をさらに明確にすることが期待される一般的な問題を扱っている。

この文書は同時に、CC/CEM の次回のリビジョンを、バグ修正や改善という意味でサポートすることを意図している。

ヒント：CC:2022(全てのパート)/CEM:2022 のコア部分と、対応する ISO/IEC15408:2022 シリーズ/ISO/IEC18045:2022 との間には、内容レベル及び技術的な表現に違いはないため、本文書で提供される全ての問題及び解決策は、前述の ISO CC/CEM バージョンにも同様に適用できる(指示がある場合を除く)。

本文書は、継続的に維持され補足される「生きた文書」と見なされる。

用語と定義

CC/CEM に関連する略語、用語、定義については、本文書末尾の「参考文献」に記載されている CC/CEM 文書を参照すること。

表項目の凡例

参照：CC パート/CEM 文書の各セクション

問題の種別： ed = 用語的/様式的
 te = 技術的/専門的
 ge = 一般的

適用状況： ma = 必須
 re = 推奨
 op = 未解決/進行中

CC:2022 パート 1 の正誤表/解釈

この節では、CC:2022 パート 1([CC:2022-1])の訂正と解釈を示す。

ID	CC2022-P1-R1-0001
発効日	2023-12-22
参照	3.2
問題点 - 問題の説明	<p>管理者 (administrator)</p> <p>注1：全てのプロテクションプロファイル(PP)(3.68)やセキュリティターゲット(ST)が、管理者に対して同じレベルの信頼レベルを想定しているわけではない。一般的に、管理者は評価対象(TOE)(3.90)のSTの方針を常に遵守することが想定される。これらの方針の中には、TOEの機能性に関連するものもあれば、運用環境(3.63)に関連するものもある。</p> <p>問題：</p> <p>「セキュリティターゲット(ST)」は文書中で定義されているため、イタリック体にすべきであり、参照番号が必要である。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>管理者 (administrator)</p> <p>注1：全てのプロテクションプロファイル(PP)(3.68)やセキュリティターゲット(ST)(3.82)が、管理者に対して同じレベルの信頼レベルを想定しているわけではない。一般的に、管理者は評価対象(TOE)(3.90)のSTの方針を常に遵守することが想定される。これらの方針の中には、TOEの機能性に関連するものもあれば、運用環境(3.63)に関連するものもある。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0002
発効日	2023-12-22
参照	3.48

問題点 - 問題の説明	<p>拡張セキュリティ要件 (extended security requirement)</p> <p>注 1：拡張セキュリティ要件は、CC パート 2 に記載された形式と構文を保持する。</p> <p>問題：</p> <p>セキュリティ機能要件もセキュリティ保証要件も拡張できる。そのため、注 1 は CC パート 3 も含めるべきである。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>拡張セキュリティ要件 (extended security requirement)</p> <p>注 1：拡張セキュリティ要件は、CC パート 2 及び CC パート 3 に記載された形式と構文を保持する。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0003
発効日	2023-12-22
参照	3.54
問題点 - 問題の説明	<p>3.54</p> <p>「実装表現 (implementation representation)</p> <p><i>TOE</i> セキュリティ機能性(TSF)(3.92)の最も抽象度の低い表現で、特に、さらなる設計の詳細化(3.73)なしに TSF 自体を作成するために使用されるもの」</p> <p>問題：</p> <p>3.73 節の「詳細化」という用語の次の定義への参照が誤っている：</p> <p>3.73</p> <p>詳細化 (refinement)</p> <p>セキュリティコンポーネントに詳細を追加すること</p> <p>3.54 では、「(設計の)詳細化」という用語は、「SFR/SAR における操作」という意味ではなく、「設計の詳細を決めること」という意味である。</p>
問題の種別	ed/te
解決 -	3.54 の参照「(3.73)」を省略し、代わりに「設計の詳細を決めるこ

訂正/解釈	と」という意味で「設計の詳細化」という用語を使用する。
適用状況	ma
特記事項	<p>次回の CC/CEM 改訂では、用語の節に対応する定義を含め、「設計の詳細化」という用語を補足し、3.54 節に(正しい)参照を設定することを提案する。</p> <p>CC/CEM の他の用語セクションも同様の影響を受ける可能性がある。すなわち、CC/CEM で複数の定義/意味を持つ用語が指定され、他の用語定義で誤った用語が参照される場合である。</p>
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0004
発効日	2023-12-22
参照	3.60
問題点 - 問題の説明	<p>マルチ保証評価 (multi-assurance evaluation)</p> <p>各 PP 構成コンポーネントがそれ自身の保証要件のセットと関連付いている PP 構成(3.68)を用いた、評価対象(TOE)(3.90)の評価</p> <p>問題： PP 構成の節番号は 3.69 である。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>マルチ保証評価 (multi-assurance evaluation)</p> <p>各 PP 構成コンポーネントがそれ自身の保証要件のセットと関連付いている PP 構成(3.69)を用いた、評価対象(TOE)(3.90)の評価</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0005
発効日	2023-12-22
参照	3.71

問題点 - 問題の説明	<p>プロテクションプロファイルモジュール (Protection Profile module) PPモジュール(PP-Module)</p> <p>1 つ以上の基本プロテクションプロファイル(3.68)及び場合によってはいくつかの基本PP モジュール(3.14)を補完する、評価対象 (TOE)(3.90)種別のセキュリティニーズの実装に依存しないステートメント</p> <p>問題： ここでは「プロテクションプロファイル」よりも「基本プロテクションプロファイル」への言及の方が適切である。そのため、「基本」はイタリック体にすべきである。この用語への参照は「3.13」とすべきである。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>プロテクションプロファイルモジュール (Protection Profile module) PPモジュール(PP-Module)</p> <p>1 つ以上の基本プロテクションプロファイル(3.13)及び場合によってはいくつかの基本PP モジュール(3.14)を補完する、評価対象 (TOE)(3.90)種別のセキュリティニーズの実装に依存しないステートメント</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0006
発効日	2023-12-22
参照	4
問題点 - 問題の説明	<p>CAP 統合保証パッケージ (composition assurance package)</p> <p>問題： CAP は統合保証パッケージを意味する。「3.20」を参照のこと。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	CAP 統合保証パッケージ (composed assurance package)

適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0007
発効日	2023-12-22
参照	5.2.2.6 / 表 1
問題点 - 問題の説明	<p>-行「パート 3」の列「評価者」 パッケージ、PP、PP モジュール、PP 構成に記載されているセキュリティ機能コンポーネント、又は ST のセキュリティ保証要件を評価する際に参照として使用しなければならない。</p> <p>-行「パート 3」の列「その他」 パッケージ、PP、PP モジュール、PP 構成に記載されているセキュリティ機能コンポーネント、又は ST のセキュリティ保証要件をレビューする際の参考として使用できる。</p> <p>問題： パート 3 は保証コンポーネントに関するものである。</p>
問題の種類	te
解決 - 訂正/解釈	<p>-行「パート 3」の列「評価者」 パッケージ、PP、PP モジュール、PP 構成に記載されているセキュリティ保証コンポーネント、又は ST のセキュリティ保証要件を評価する際に参照として使用しなければならない。</p> <p>-行「パート 3」の列「その他」 パッケージ、PP、PP モジュール、PP 構成に記載されているセキュリティ保証コンポーネント、又は ST のセキュリティ保証要件をレビューする際の参考として使用できる。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0008
----	-------------------

発効日	2023-12-22
参照	8.2.4.2 / 第 1 段落 / 1 つ目の箇条書き
問題点 - 問題の説明	<p>PP、PP モジュール又はパッケージは、選択ベース SFR と呼ばれるセキュリティ機能コンポーネント及び/又は SFR のセットを定義することができる。このコンポーネント及び/又は SFR のセットは、PP、PP モジュール又はパッケージの別のコンポーネント及び/又は SFR で行われた選択に関連している。関連する選択ベースのコンポーネント及び/又は SFR は、以下の場合に PP、PP モジュール、パッケージ又は ST に含まれなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - PP、PP モジュール又はパッケージの中で識別された選択項目が、関連する選択ベースの SFR を持つことを示す。 - その選択は作成者によってなされたものである。 <p>問題：</p> <p>上記の 2 つの条件を同時に満たさなければならないため、最初の箇条書きには「及び」が必要である。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>PP、PP モジュール又はパッケージは、選択ベース SFR と呼ばれるセキュリティ機能コンポーネント及び/又は SFR のセットを定義することができる。このコンポーネント及び/又は SFR のセットは、PP、PP モジュール又はパッケージの別のコンポーネント及び/又は SFR で行われた選択に関連している。関連する選択ベースのコンポーネント及び/又は SFR は、以下の場合に PP、PP モジュール、パッケージ又は ST に含まれなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - PP、PP モジュール又はパッケージの中で識別された選択項目が、関連する選択ベースの SFR を持つことを示す。及び、 - その選択は作成者によってなされたものである。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0009
発効日	2023-12-22
参照	8.2.4.2 / 例
問題点 -	FTP_ITC.1.1 TSF は、...間の信頼できる通信チャネルを提供するために[選択: IPsec、SSH、TLS、HTTPS]を使用できなければならない。

問題の説明	<p>適用上の注釈：</p> <p>FTP_ITC.1.1 の選択において、ST 作成者は…</p> <p>(略)</p> <p>ST 作成者が FTP_ITC.1.1 で「IPsec」を選択した場合、以下の SFR が ST 内に含まれる。</p> <p>(略)</p> <p>問題：</p> <p>エレメント識別子 FTP_ITC.1.1 は CC パート 2 のものであるが、ステートメントは CC パート 2 の FTP_ITC.1.1 と同一ではない。この例は (ND(Network Devices)cPP に由来する)詳細化 SFR であるが、8.2.5 節による詳細化の概要が明確でない。</p>
問題の種類	te
解決 - 訂正/解釈	<p>例：選択ベース SFR の一例は次のようなものである、ここでは FTP_ITC.1.1 (8.2.5 節に基づいて詳細化)が選択を持つ SFR で、FCS_IPSEC.1 が選択ベースの SFR である場合。</p> <p>FTP_ITC.1.1 (詳細化) TSF は、...間の信頼できる通信チャネルを提供するために[選択: IPsec、SSH、TLS、HTTPS]を使用できなければならない。</p> <p>適用上の注釈：</p> <p>(略)</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0010
発効日	2023-12-22
参照	10.3 / 第 2 段落 / e)の第 4 段落
問題点 - 問題の説明	<p>PP が PP への正確適合又は論証適合を主張する場合、PP がパッケージを追加しない限り、それらが適合を主張する PP で主張されたパッケージへの適合も主張してはならない。PP が<パッケージ>追加を主張するのは、PP が適合を主張する PP によって主張されたパッケージの他に、PP がパッケージを追加する場合のみである。</p> <p>問題：</p> <p>不明確である。適合を主張する PP と適合を主張される別の PP とい</p>

	う観点から、ステートメントをより明確にすべきである。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	PP が別の PP への正確適合又は論証適合を主張する場合、PP がパッケージを追加しない限り、それらが適合を主張する別の PP で主張されたパッケージへの適合も主張してはならない。PP が<パッケージ>追加を主張するのは、PP が適合を主張する別の PP によって主張されたパッケージの他に、PP がパッケージを追加する場合のみである。
適用状況	re
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0011
発効日	2023-12-22
参照	10.3, 12.2
問題点 - 問題の説明	<p>[CC:2022-3]の 7.3.2 節、APE_CCL.1.9C～12C 及び[CC:2022-3]の 7.4.2 節、ASE_CCL.1.8C～11C では、適合主張根拠が PP 及び ST に要求されている。このような適合主張根拠には、作成者が適合主張とステートメントを選択した理由と論理的根拠が記述されており、そのような適合主張根拠で扱うべきトピックも含まれている。</p> <p>しかし、[CC:2022-1]の PP に関する内容の概要では、10.3 節 f)に適合主張根拠に関する要件の完全性が示されていないようである。</p> <p>[CC:2022-1]の ST に関する内容の概要では、適合主張根拠は 12.2 節で全く言及されていない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>[CC:2022-1], 10.3 節 f)は次のように読まなければならない：</p> <p>「他の PP 又は機能パッケージに関する適合主張がなされた場合、PP は TOE 種別、SPD、セキュリティ対策方針、セキュリティ要件についての適合主張根拠を含まなければならない。[CC:2022-3]、APE_CCL.1.9C から 12C を参照。」</p> <p>[CC:2022-1], 12.2 節 e), f)は次のように読まなければならない：</p> <p>「PP、PP 構成又は機能パッケージに関する適合主張がなされた場合、ST は TOE 種別、SPD、セキュリティ目標、セキュリティ要件についての適合主張根拠を含まなければならない。[CC:2022-3]、ASE_CCL.1.8C から 11C を参照。」</p>

適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0012
発効日	2023-12-22
参照	10.3 / 第 2 段落 / g) / 「正確適合」の第 2 段落
問題点 - 問題の説明	<p>正確適合により、適合 PP/ST は PP の SPD、対策方針及び SFR のセットにエレメントを追加することは許可されない。つまり、PP/ST で定義されたスーパーセットは、全ての SFR が解決された PP のものと同じであってもよい。</p> <p>問題： PP のスーパーセットであるためには、追加は許可されなければならない。</p>
問題の種類	te
解決 - 訂正/解釈	<p>正確適合により、適合 PP/ST は PP の SPD、対策方針及び SFR のセットにエレメントを追加しないことは許可されている。つまり PP/ST で定義されたスーパーセットは、全ての SFR が解決された PP のものと同じであってもよい。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0013
発効日	2023-12-22
参照	10.5.1 / 最終段落
問題点 - 問題の説明	<p>この一般的な記述は、PP/ST の異なる構成要素、すなわち SPD、TOE のセキュリティ対策方針、環境のセキュリティ対策方針、セキュリティ機能及び SAR にも当てはまる。</p> <p>問題：</p>

	ハイライトした部分は不完全である。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	この一般的な記述は、PP/ST の異なる構成要素、すなわち SPD、TOE のセキュリティ対策方針、環境のセキュリティ対策方針、 SFR 及び SAR にも当てはまる。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0014
発効日	2023-12-22
参照	11.2.3.3 / c)
問題点 - 問題の説明	<p>- 「パッケージ適合」 PP モジュールは、SPD、セキュリティ対策方針、及び SFR を含む、機能パッケージの全ての構成部分が、PP モジュールの対応する部分に変更なく存在する場合、パッケージに適合する。</p> <p>- 「パッケージ追加」 PP モジュールに含まれる SPD、セキュリティ対策方針、及び SFR を含む機能パッケージの全ての構成部分が、機能パッケージで与えられたものと同じであるが、追加又は機能パッケージの SFR よりも階層的に上位の少なくとも 1 つの SFR を含む場合、PP モジュールはパッケージの追加を主張する。</p> <p>- 「パッケージ調整」 PP モジュールに含まれる SPD、セキュリティ対策方針、及び SFR を含む機能パッケージの全ての構成部分が、機能パッケージで与えられたものと同じであるが、パッケージの既存の選択を持つ SFR の追加の選択項目があり、オプションとして少なくとも 1 つの追加 SFR 及び/又は機能パッケージの SFR よりも階層的に上位の 1 つの SFR を持つ場合、PP モジュールはパッケージの調整を主張する。</p> <p>問題： より明確な記述とするために、「パッケージ」は「機能パッケージ」とすべきである。 (保証パッケージについては、11.2.3.3 の箇条書き d)を参照。)</p>
問題の種別	ed/te

解決 - 訂正/解釈	<p>- 「パッケージ適合」</p> <p>PP モジュールは、SPD、セキュリティ対策方針、及び SFR を含む、機能パッケージの全ての構成部分が、PP モジュールの対応する部分に変更なく存在する場合、機能パッケージに適合する。</p> <p>- 「パッケージ追加」</p> <p>PP モジュールに含まれる SPD、セキュリティ対策方針、及び SFR を含む機能パッケージの全ての構成部分が、機能パッケージで与えられたものと同じであるが、追加又は機能パッケージの SFR よりも階層的に上位の少なくとも 1 つの SFR を含む場合、PP モジュールは機能パッケージの追加を主張する。</p> <p>- 「パッケージ調整」</p> <p>PP モジュールに含まれる SPD、セキュリティ対策方針、及び SFR を含む機能パッケージの全ての構成部分が、機能パッケージで与えられたものと同じであるが、パッケージの既存の選択を持つ SFR の追加の選択項目があり、オプションとして少なくとも 1 つの追加 SFR 及び/又は機能パッケージの SFR よりも階層的に上位の 1 つの SFR を持つ場合、PP モジュールは機能パッケージの調整を主張する。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0015
発効日	2023-12-22
参照	11.3.3 / 図 6
問題点 - 問題の説明	<p>「PP 構成の使用」のボックス： 詳細は図「PP 構成の構築」を参照 一番下のサークル： ISO/IEC 18405 と追加の評価方法/評価アクティビティによって定義される評価方法</p> <p>問題： 「PP 構成の構築」という名前の図がない。もし図 7 を参照しているのであれば、それに合わせて更新すべきである。 ISO/IEC 18045 は CEM とすべきである。</p>
問題の種別	ed/te

解決 - 訂正/解釈	「PP 構成の使用」のボックス： PP 構成の構築の詳細は図 7 を参照 一番下のサークル： CEM と追加の評価方法/評価アクティビティによって定義される評価方法
適用状況	ma
特記事項	この正誤表は、CC パート 1 と ISO/IEC 15408-1 の両方に適用される他の正誤表とは異なり、CC パート 1 にのみ適用され、ISO/IEC 15408-1 には適用されないことに注意。
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0016
発効日	2023-12-22
参照	12.2 / d)
問題点 - 問題の説明	<p>- 「パッケージ追加」 以下の場合、ST はパッケージの追加を主張する。</p> <p>- 機能パッケージの場合、機能パッケージの全ての構成部分(SPD、セキュリティ対策方針、SFR)が ST の対応する部分に存在するが、ST は少なくとも 1 つの追加 SFR 又はパッケージ内の SFR よりも階層的に上位の 1 つの SFR を含む。</p> <p>問題： より明確な記述とするために、「パッケージ」は「機能パッケージ」とすべきである。 (保証パッケージの次の箇条書きを参照。)</p>
問題の種類	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>- 「パッケージ追加」 以下の場合、ST はパッケージの追加を主張する。</p> <p>- 機能パッケージの場合、機能パッケージの全ての構成部分(SPD、セキュリティ対策方針、SFR)が ST の対応する部分に存在するが、ST は少なくとも 1 つの追加 SFR 又は機能パッケージ内の SFR よりも階層的に上位の 1 つの SFR を含む。</p>
適用状況	ma
特記事項	-

日本語翻訳版に関する特記事項	-
----------------	---

ID	CC2022-P1-R1-0017
発効日	2023-12-22
参照	12.2 / e)
問題点 - 問題の説明	<p>- 「PP 適合」 PP 又は TOE は、特定の PP を満たす。</p> <p>問題： 12.2, e)は、PP に対する ST の適合主張を記述している。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>- 「PP 適合」 ST は、特定の PP を満たす。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0018
発効日	2023-12-22
参照	B.3.1 / 図 B.1, B.5.1 / 図 B.2, C.2.2.1 / 図 C.1, C.2.3 / 図 C.3, C.3.1 / 図 C.4, D.3.1 / 図 D.1, D.4.1 / 図 D.2
問題点 - 問題の説明	<p>標準主張(適用される ISO/IEC 15408 及び ISO/IEC 18045 標準への参照, ISO/IEC 15408-2, ISO/IEC 15408-3(適合/拡張))</p> <p>問題： 適合主張は、ISO/IEC 標準の主張の代わりに CC の適合主張を含まなければならない。</p>
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	CC 主張(適用される CC 及び CEM への参照, CC パート 2, CC パート 3(適合/拡張))
適用状況	ma

特記事項	この正誤表は、CC パート 1 と ISO/IEC 15408-1 の両方に適用される他の正誤表とは異なり、CC パート 1 にのみ適用され、ISO/IEC 15408-1 には適用されないことに注意。
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0019
発効日	2023-12-22
参照	B.3.2.3.3 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	TOE 概要は、PP が扱う TOE の一般的な種別を識別する。例えば、ファイアウォール、VPN ファイアウォール、スマートカード、暗号化モデム、イントラネット、ウェブサーバ、データベース、ウェブサーバ、モバイルデバイス及びデータベース等である。TOE 種別の定義には、TOE のソフトウェアとハードウェアの境界の特徴付けが含まれることが多い。 問題： TOE 種別の例が重複している。
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	TOE 概要は、PP が扱う TOE の一般的な種別を識別する。例えば、ファイアウォール、VPN ファイアウォール、スマートカード、暗号化モデム、イントラネット、ウェブサーバ、データベース、及びモバイルデバイス等である。TOE 種別の定義には、TOE のソフトウェアとハードウェアの境界の特徴付けが含まれることが多い。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0020
発効日	2023-12-22
参照	B.5.3 / 第 1 段落 / 3 つ目の箇条書き
問題点 - 問題の説明	- 直接根拠 PP のセキュリティ要件(APE_REQ)

	問題： これは分離された節のタイトルにしなければならない。
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	B.5.4 直接根拠 PP のセキュリティ要件(APE_REQ)
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0021
発効日	2023-12-22
参照	C.3.6.1 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	PP 構成に適用される CC の関連パートの版。 問題： 段落が不完全である。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	適合主張は PP 構成に適用される CC の関連パートの版を特定しなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0022
発効日	2023-12-22
参照	D.4.4
問題点 - 問題の説明	D.4.4 直接根拠 ST のセキュリティ課題要件(ASE_REQ) 問題： ASE_REQ はセキュリティ要件に関連する。

問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	D.4.4 直接根拠 ST のセキュリティ要件(ASE_REQ)
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P1-R1-0023
発効日	2023-12-22
参照	4
問題点 - 問題の説明	問題： 略語リストに「CC」と「CEM」がない。
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	CC コモンクライテリア(Common Criteria) CEM 共通評価方法(Common Evaluation Methodology)
適用状況	ma
特記事項	この正誤表は CC パート 1 にのみ適用され、ISO/IEC 15408-1 には適用されない。 しかし、可能であれば、内容レベルの一貫性を保つために、両文書とも「CC」及び「CEM」という略語を導入することを検討すべきである。
日本語翻訳版に関する特記事項	-

CC:2022 パート 2 の正誤表/解釈

この節では、CC:2022 パート 2([CC:2022-2])の訂正と解釈を示す。

ID	CC2022-P2-R1-0001
発効日	2023-12-22
参照	3.13, 3.14
問題点 - 問題の説明	<p>3.13 「TSF データ(TSF data) セキュリティ機能要件(SFR)実施が依存する評価対象(TOE)の操作 (3.5)のためのデータ。」</p> <p>3.14 「利用者データ(user data) 評価対象(TOE)が受信又は生成したデータで、外部のエンティティに とって意味を持つものの、TOE セキュリティ機能性(TSF)の操作 (3.5)に影響を与えないもの。」</p> <p>問題： 3.5 節への参照誤り。そこでは「操作」という用語の次の定義が提 供されている。</p> <p>3.5 操作(operation) (CC パート 2 のコンポーネントでの) 割付、繰返し、詳細化、又は選択により、コンポーネントを改変又 は繰り返すこと。</p> <p>3.13 及び 3.14 において、原文の「operation」という用語は、「SFR に対する操作」という意味ではなく、「TOE/TSF の動作」の意味で 使用されている。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	3.13 と 3.14 の参照「(3.5)」は削除し、3.13 と 3.14 の原文の 「operation」の語句ではイタリックを使用しない。この 「operation」という用語は「TOE/TSF の動作」と解釈される。
適用状況	ma

特記事項	CC/CEM の他の用語セクションも同様の影響を受ける可能性がある。すなわち、CC/CEM で複数の定義/意味を持つ用語が指定され、他の用語定義で誤った用語が参照される場合である。
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CC2022-P2-R1-0002
発効日	2023-12-22
参照	6 / 例 7
問題点 - 問題の説明	例 7 : サブジェクトの例として、プロセス間通信が挙げられる。 問題 : プロセス間「通信」は、サブジェクトではなく操作である。
問題の種類	te
解決 - 訂正/解釈	例 7 : 操作の例として、プロセス間通信が挙げられる。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0003
発効日	2023-12-22
参照	6 / 図 2 の上の段落
問題点 - 問題の説明	そこで、全てではないがいくつかの認証データは（中略）。図には、認証データ及び秘密の節において典型的に見られるデータの種別が示されている。 問題 : CC V3.1 R5, パート 2 パラグラフ#42 の前のテキストで、ハイライトされた部分は「セクション(sections)」であった。ここでは、文書の特定の節と関係がないため、更新は適切ではない。
問題の種類	ed

解決 - 訂正/解釈	そこで、全てではないがいくつかの認証データは（中略）。図には、認証データ及び秘密の 区分 において典型的に見られるデータの種別が示されている。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CC2022-P2-R1-0004
発効日	2023-12-22
参照	8.5.10
問題点 - 問題の説明	8.5.10 FAU_SAR.3 選択可能監査レビュー 下位階層： なし 依存性： FAU_SAR.1 監査レビュー 問題： 「コンポーネント間の関係」が欠落している。
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	8.5.10 FAU_SAR.3 選択可能監査レビュー コンポーネント間の関係 下位階層： なし 依存性： FAU_SAR.1 監査レビュー
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0005
発効日	2023-12-22
参照	10.2.3, 10.2.4
問題点 - 問題の説明	10.2.3 FCS_CKM.1、FCS_CKM.2、FCS_CKM.3、FCS_CKM.5、 CKM.6 の管理 10.2.4 FCS_CKM.1、FCS_CKM.2、FCS_CKM.3、FCS_CKM.5、 CKM.6 の

	<p>監査</p> <p>問題： コンポーネントの識別子が不完全である。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.2.3 FCS_CKM.1、FCS_CKM.2、FCS_CKM.3、FCS_CKM.5、 FCS_CKM.6 の管理</p> <p>10.2.4 FCS_CKM.1、FCS_CKM.2、FCS_CKM.3、FCS_CKM.5、 FCS_CKM.6 の監査</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CC2022-P2-R1-0006
発効日	2023-12-22
参照	10.3.5, B.1
問題点 - 問題の説明	<p>[CC:2022-2]では、SFR FCS_COP.1 は、リストされた依存性に関して問題があるようである。特に、FCS_CKM.6 への重要な依存性 (FCS_CKM.6 は前の CC V3.1 R5 の FCS_CKM.4 の後継であり、FCS_CKM.4 は従来 FCS_COP.1 の依存性に設定されていた)が欠落している。</p> <p>10.2.2 節では、以下のように概要が説明されている。</p> <p>「注：この文書の旧版では FCS_CKM.4 が指定されていたが、この文書のこの版では非推奨となった。本文書の異なる版を適用する際の一貫性を保つため、コンポーネント番号は再使用されていない。」</p> <p>代わりに、旧 SFR FCS_CKM.4 「暗号鍵の破棄」の代替として、旧 SFR FCS_CKM.4 をベースにした新 SFR FCS_CKM.6 「暗号鍵の破棄のタイミングとイベント」が[CC:2022-2]に組み込まれた(10.2.10 節を参照)。</p> <p>SFR FCS_COP.1 については、従来 FCS_CKM.4 への依存性が設定されていたが、FCS_CKM.4 の削除に伴い、この依存性は消滅し、新たに対応する SFR FCS_CKM.6 への依存性には置き換えられなかった。内容の面では、鍵破壊の SFR への依存性は意味があり、重要である。</p>
問題の種別	te
解決 -	10.3.5 節の SFR FCS_COP.1 の依存性セクションは以下のように置き

訂正/解釈	<p>換えられる。</p> <p>「[FDP_ITC.1 セキュリティ属性なし利用者データのインポート、又は FDP_ITC.2 セキュリティ属性を伴う利用者データのインポート、又は FCS_CKM.1 暗号鍵生成、又は FCS_CKM.5 暗号鍵導出] FCS_CKM.6 暗号鍵破棄のタイミング及びイベント」</p> <p>B.1 節の表 B.3 はそれに合わせて、更新されなければならない。</p> <p>ヒント:FCS_CKM.3 暗号鍵アクセスの依存性の削除については、CC2022-P2-R1-0007 を参照のこと。</p> <p>SFR FCS_CKM.4 の削除により、他の(暗号関連の)SFR でも SFR FCS_CKM.6 への依存性が消失している可能性があるが、その場合も同様に処理しなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0007
発効日	2023-12-22
参照	10.3.5, 10.2.5, 10.2.6, B.1
問題点 - 問題の説明	<p>[CC:2022-2]では、SFR FCS_COP.1、FCS_CKM.1 及び FCS_CKM.2 が新たに SFR FCS_CKM.3 「暗号鍵アクセス」 への依存性を示している。このような依存性が追加された理由は何か。このような依存性は(各ケースにおいて)必要と考えられるか。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.3.5 節の SFR FCS_COP.1 の依存性セクションは以下のように置き換えられる。</p> <p>「[FDP_ITC.1 セキュリティ属性なし利用者データのインポート、又は FDP_ITC.2 セキュリティ属性を伴う利用者データのインポート、又は</p>

	<p>FCS_CKM.1 暗号鍵生成、又は FCS_CKM.5 暗号鍵導出] FCS_CKM.6 暗号鍵破棄のタイミング及びイベント」</p> <p>ヒント:FCS_CKM.6 暗号鍵破棄のタイミング及びイベントの追加については、CC2022-P2-R1-0006 を参照のこと。</p> <p>10.2.5 節の SFR FCS_CKM.1 の依存性セクションは以下のように置き換えられる。</p> <p>「[FCS_CKM.2 暗号鍵配付、又は FCS_CKM.5 暗号鍵導出、又は FCS_COP.1 暗号操作] [FCS_RBG.1 ランダムビット生成(RBG)、又は FCS_RNG.1 乱数生成] FCS_CKM.6 暗号鍵破棄のタイミング及びイベント」</p> <p>10.2.6 節の SFR FCS_CKM.2 の依存性セクションは以下のように置き換えられる。</p> <p>「[FDP_ITC.1 セキュリティ属性なし利用者データのインポート、又は FDP_ITC.2 セキュリティ属性を伴う利用者データのインポート、又は FCS_CKM.1 暗号鍵生成、又は FCS_CKM.5 暗号鍵導出]」</p> <p>B.1 節の表 B.3 はそれに合わせて、更新されなければならない。</p> <p>さらなる(暗号関連の)SFR で、合理的でない FCS_CKM.3 への依存性を要求する場合もあるかもしれないが、その場合も同様の方法で対処することができる。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0008
発効日	2023-12-22

参照	10.2.10
問題点 - 問題の説明	SFR FCS_CKM. 6 について、SFR FCS_CKM.5 の括弧内の OR 結合の依存性が欠落しているようである。FCS_CKM.1 で扱われている暗号鍵生成だけでなく、暗号鍵導出も鍵破壊に関連する可能性がある。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	SFR FCS_CKM.6 の依存性の節は、以下のように補足すべきである： 「依存性： [FDP_ITC.1 セキュリティ属性なし利用者データのインポート、又は FDP_ITC.2 セキュリティ属性を伴う利用者データのインポート、又は FCS_CKM.1 暗号鍵生成、又は FCS_CKM.5 暗号鍵導出]」
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0009
発効日	2023-12-22
参照	10.5.3, 10.3.3
問題点 - 問題の説明	10.5.3 節: 以下のアクションは FCS_RNG.1 における管理機能と考えられる:(略) 10.3.3 節: 以下のアクションは FCS における管理機能と考えられる:(略) 問題： 管理機能は FMT で定義されている。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	10.5.3 節: 以下のアクションは FMT における管理機能と考えられる:(略) 10.3.3 節: 以下のアクションは FMT における管理機能と考えられる:(略)

適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み

ID	CC2022-P2-R1-0010
発効日	2023-12-22
参照	11.3.5, 11.7.8, 11.7.9
問題点 - 問題の説明	依存性： FDP_***.* FMT_MSA.3 静的属性 問題： コンポーネント名が不完全である。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	依存性： FDP_***.* FMT_MSA.3 静的属性初期化
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み

ID	CC2022-P2-R1-0011
発効日	2023-12-22
参照	11.13.6
問題点 - 問題の説明	依存性： FCS_COP.1 問題： コンポーネント名が不完全である。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	依存性： FCS_COP.1 暗号操作
適用状況	ma

特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み

ID	CC2022-P2-R1-0012
発効日	2023-12-22
参照	11.14.8, 11.16.8
問題点 - 問題の説明	<p>11.14.8 FDP_SDI.2 蓄積データ完全性監視及びアクション 下位階層： FDP_SDI.1 蓄積データ完全性監視 依存性： なし</p> <p>11.16.8 FDP_UIT.3 着信側データ交換回復 下位階層： FDP_UIT.2 発信側データ交換回復 依存性： [FDP_ACC.1 サブセットアクセス制御、又は FDP_IFC.1 サブセット情報フロー制御] [FDP_UIT.1 データ交換完全性、又は FTP_ITC.1 TSF 間高信頼チャンネル]</p> <p>問題： 「コンポーネント間の関係」が欠落している。</p>
問題の種類	ed
解決 - 訂正/解釈	<p>11.14.8 FDP_SDI.2 蓄積データ完全性監視及びアクション コンポーネント間の関係 下位階層： FDP_SDI.1 蓄積データ完全性監視 依存性： なし</p> <p>11.16.8 FDP_UIT.3 着信側データ交換回復 コンポーネント間の関係 下位階層： FDP_UIT.2 発信側データ交換回復 依存性： [FDP_ACC.1 サブセットアクセス制御、又は FDP_IFC.1 サブセット情報フロー制御] [FDP_UIT.1 データ交換完全性、又は FTP_ITC.1 TSF 間高信頼チャンネル]</p>
適用状況	ma

特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0013
発効日	2023-12-22
参照	12.6.5, 12.6.8
問題点 - 問題の説明	<p>12.6.5 FIA_UAU.3、FIA_UAU.4、FIA_UAU.7 の管理</p> <p>以下のアクションは FMT における管理機能と考えられる： a) 予見される管理アクティビティはない。</p> <p>12.6.8 FIA_UAU.7 の管理</p> <p>以下のアクションは FMT における管理機能と考えられる： a) 認証の規則の管理。</p> <p>問題：</p> <p>FIA_UAU.7 は保護された認証のフィードバックに対応している。 12.6.8 節に定義されている管理アクティビティは、FIA_UAU.7 とは関係ない。また、12.6.5 節では、FIA_UAU.7 には予見される管理アクティビティがないとしている。これは内容的に矛盾している。 FIA_UAU.7 の管理アクティビティが別途記述しなければならない場合は、12.6.8 節をそれに合わせて更新しなければならない。 CC2022-P2-R1-0014 も参照のこと。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>12.6.5 FIA_UAU.3、FIA_UAU.4 の管理</p> <p>以下のアクションは FMT における管理機能と考えられる： a) 予見される管理アクティビティはない。</p> <p>12.6.8 FIA_UAU.7 の管理</p> <p>以下のアクションは FMT における管理機能と考えられる： a) 認証中の利用者に提供される限定的なフィードバック情報の管理。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	日本語翻訳版では、12.6.8 の「認証の規則の管理」を CC v3.1 R5 と同様「予見される管理アクティビティはない」としているが、上記のとおり訂正する。

ID	CC2022-P2-R1-0014
発効日	2023-12-22
参照	12.6.15
問題点 - 問題の説明	<p>12.6.15 FIA_UAU.7 の監査</p> <p>セキュリティ監査データ生成(FAU_GEN)が PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST に含まれていれば、以下のアクションを監査対象にすべきである:</p> <p>a) 規則のセットの意味論に関する規則の適格性。 b) 基本：規則の実施可能性の検証。</p> <p>問題：</p> <p>FIA_UAU.7 は保護された認証のフィードバックに対応している。12.6.15 節で定義されている監査可能なイベントは、FIA_UAU.7 とは関係ない。 (要参照： a)は、監査対象事象の実現可能性に関係なく、詳細レベルがない。)</p> <p>CC2022-P2-R1-0013 も参照のこと。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>12.6.15 FIA_UAU.7 の監査</p> <p>セキュリティ監査データ生成(FAU_GEN)が PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST に含まれていれば、以下のアクションを監査対象にすべきである:</p> <p>a) 予見される監査対象事象はない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み

ID	CC2022-P2-R1-0015
発効日	2023-12-22
参照	12.7.7
問題点 - 問題の説明	<p>12.7.7 FIA_UID.2 アクション前の利用者識別</p> <p>下位階層： FIA_UID.1 識別のタイミング</p>

	依存性： なし 問題： 「コンポーネント間の関係」が欠落している。
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	12.7.7 FIA_UID.2 アクション前の利用者識別 コンポーネント間の関係 下位階層： FIA_UID.1 識別のタイミング 依存性： なし
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に 関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0016
発効日	2023-12-22
参照	13.9.11
問題点 - 問題の説明	13.9.11 FMT_SMR.3 負わせる役割 下位階層： なし 依存性： FMT_SMR.1 セキュリティの役割 問題： 「コンポーネント間の関係」が欠落している。
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	13.9.11 FMT_SMR.3 負わせる役割 コンポーネント間の関係 下位階層： なし 依存性： FMT_SMR.1 セキュリティの役割
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に 関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0017
発効日	2023-12-22
参照	15.1 / 図 60, 15.6.2 / 図 65
問題点 - 問題の説明	問題 : FPT_ITC ファミリ名の誤り。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	FPT_ITC エクスポートされた TSF データの機密性
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	図 60 は修正済み。図 65 は翻訳に誤りがあり、図 65 と図 66 を入れ替えることにより、上記と同じ修正になる。

ID	CC2022-P2-R1-0018
発効日	2023-12-22
参照	15.4, J.1, J.4.2.2
問題点 - 問題の説明	<p>FPT_INI.1.1 TOE は、完全性と真正性のために自己保護された初期化機能を提供しなければならない。</p> <p>FPT_INI.1.2 TOE 初期化機能は、表 2 に規定するように、TSF をセキュアな初期状態を確立する直前に、特定の要素に対し特定の特性が保持されることを保証しなければならない。</p> <p>FPT_INI.1.3 TOE 初期化機能は、TOE が[選択: 停止、[選択: 機能性の制限、エラー状態の通知、[割付: アクションのリスト]]を実施して初期化を正常に完了]するように、初期化中のエラー及び故障を検出し対応しなければならない。</p> <p>FPT_INI.1.4 TOE 初期化機能は、初期化処理の間、[割付: 定義された方法]においてのみ TSF と相互作用しなければならない。</p> <p>問題 : FPT_INI.1 は、「TOE」が初期化機能を提供し、「TOE 初期化機能」が初期化に関する機能性を保証することを要求する。 通常、パート 2 セキュリティ機能コンポーネントは TOE のセキュリ</p>

	<p>ティ機能要件の基本として使用されるため、TSFの一部としなければならない。そのため、すべての機能エレメント(FPT_INI.1.1～FPT_INI.1.4を除く)は以下の形式で表現されている。</p> <p>「TSFは～しなければならない。」</p> <p>なぜなら、TOEはTSF部分と非TSF部分の両方から構成される可能性があり、TSF部分は評価の対象となるからである。</p> <p>TSF部分をセキュリティ機能要件として明確に定義するために、FPT_INIは意味のある限りパート2の他のセキュリティ機能コンポーネントと同じ方法で表現しなければならない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>FPT_INI.1.1</p> <p>TOEは、完全性と真正性のために自己保護されたTSF初期化機能を提供しなければならない。</p> <p>FPT_INI.1.2</p> <p>TSF初期化機能は、表2に規定するように、TSFをセキュアな初期状態を確立する直前に、特定の要素に対し特定の特性が保持されることを保証しなければならない。</p> <p>FPT_INI.1.3</p> <p>TSF初期化機能は、TOEが[選択: 停止、[選択: 機能性の制限、エラー状態の通知、[割付: アクションのリスト]]を実施して初期化を正常に完了]するように、初期化中のエラー及び故障を検出し対応しなければならない。</p> <p>FPT_INI.1.4</p> <p>TSF初期化機能は、初期化処理の間、[割付: 定義された方法]においてのみTSFと相互作用しなければならない。</p> <p>15.4.2 節</p> <p>このファミリーは、1つのコンポーネント、FPT_INI.1だけで構成されている。このコンポーネントは、電源投入時にTSFをセキュアな状態にするTSF初期化機能を提供することをTOEに要求する。TSF初期化に関連するTOEのコンポーネントは、それ自体がTSFの一部であると見なされ、その観点から分析される。</p> <p>ヒント：後者の項目については、ADV_ARC.1-3を参照のこと。また、CEM2022-R1-0119も参照のこと。</p> <p>J.4.2.2 節</p> <p>FPT_INI.1.2において、PP、PPモジュール、機能パッケージ又はSTの作成者は、特性とそれらが適用される要素をそれぞれ列挙しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>FPT_INI.1.3において、PP、PPモジュール、機能パッケージ又はST</p>

	<p>の作成者は、初期化中にエラーやその他の障害が発生した場合の TSF 初期化機能の動作を、選択と割付を用いて記述する。</p> <p>FPT_INI.1.4 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、割付を使用して、TSF 初期化機能が TSF と相互作用するための方法を記述する。</p> <p>J.1 節 (略) 第 3 段落, c) TSF 初期化(FPT_INI)、これは、TSF の正しくセキュアな運用状態への初期化に対応する。 (略)</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0019
発効日	2023-12-22
参照	16.3.5
問題点 - 問題の説明	<p>16.3.5 FRU_PRS.1 制限付きサービス優先度</p> <p>下位階層： なし 依存性： なし</p> <p>問題： 「コンポーネント間の関係」が欠落している。</p>
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	<p>16.3.5 FRU_PRS.1 制限付きサービス優先度</p> <p>コンポーネント間の関係</p> <p>下位階層： なし 依存性： なし</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0020
発効日	2023-12-22
参照	A.2.3.3 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	<p>利用者のための注釈には、そのファミリの潜在的な利用者、つまり PP、PP モジュール、ST 及び機能パッケージの作成者、及び機能コンポーネントを具体化する TOE の開発者が関心を持つ追加情報が書かれる。書かれたものは参考情報であり、使用上の制限やそのコンポーネントを使用するときに特別な注意が要求される領域についての警告が含まれるかもしれない。 ii</p> <p>問題： 「利用者のための注釈」は「利用者のための適用上の注釈」に変更された。</p>
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	<p>利用者のための適用上の注釈には、そのファミリの潜在的な利用者、つまり PP、PP モジュール、ST 及び機能パッケージの作成者、及び機能コンポーネントを具体化する TOE の開発者が関心を持つ追加情報が書かれる。書かれたものは参考情報であり、使用上の制限やそのコンポーネントを使用するときに特別な注意が要求される領域についての警告が含まれるかもしれない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0021
発効日	2023-12-22
参照	A.2.4.3 / 第 3 段落
問題点 - 問題の説明	<p>適用上の注釈は、特定のコンポーネントについて説明的に条件をつけるような形で付加的な詳細情報を記す。この詳細情報は、この附属書の A.2.3 節に記述した、利用者のための注釈、及び/又は評価者のための注釈に付随させることができる。適用上の注釈は、依存関係の性質を説明するために使用されることがある。</p> <p>問題： 「利用者のための注釈」は「利用者のための適用上の注釈」に変更</p>

	された。
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	適用上の注釈は、特定のコンポーネントについて説明的に条件をつけるような形で付加的な詳細情報を記す。この詳細情報は、この附属書の A.2.3 節に記述した、 利用者のための適用上の注釈 、及び/又は評価者のための注釈に付随させることができる。適用上の注釈は、依存関係の性質を説明するために使用されることがある。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0022
発効日	2023-12-22
参照	B.1 / 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	<p>ある機能コンポーネントが依存する各々のコンポーネントは、列に配置される。各機能コンポーネントは、行に配置される。表のセルにおける値は、列に書かれたコンポーネントが、行に書かれたコンポーネントによって、階層構造になっているか(「H」で表示)、直接的に要求されるか(クロス「X」で表示)、間接的に要求されるか(ダッシュ「-」で表示)、あるいはオプション的に要求されるか(「O」で表示)を示す。オプションの要件のセットは、O¹やO²のように、添え字でグループ分けして表示される。</p> <p>問題： ピリオドの代わりにカンマを使用しなければならない。オプションの要件表示の例は添え字ではない。グループ O¹ と O² の違いについて明確な説明がない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>ある機能コンポーネントが依存する各々のコンポーネントは、列に配置される。各機能コンポーネントは、行に配置される。表のセルにおける値は、列に書かれたコンポーネントが、行に書かれたコンポーネントによって、階層構造になっているか(「H」で表示)、直接的に要求されるか(クロス「X」で表示)、間接的に要求されるか(ダッシュ「-」で表示)、あるいはオプション的に要求されるか(「O」で表示)を示す。オプションの要件セットは、O*という形の項目(例えばO¹)を用いて示され、このような項目を持つSFRは、そのO*のセットに含まれるSFRのうちの少なくとも1つのみを必要とする。</p>

適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0023
発効日	2023-12-22
参照	B.1 / 表 B.4
問題点 - 問題の説明	問題： 表 B.4 は、FDP_DAU.2 が、FDP_DAU.1 ではなく、FDP_ACC.1 に対して階層的であることを示している。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	表 B.4 はそれに合わせて、更新しなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0024
発効日	2023-12-22
参照	C.3.1.2 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	FAU_GEN.1.1 は、FPT_STM.1 タイムスタンプへの依存性が存在する。該当する TOE で正確な時間が重要でない場合は、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者によって、この依存性の削除を正当化し得る。 問題： 依存関係は、機能エレメントではなく、機能コンポーネントのレベルで定義される。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	FAU_GEN.1 は、FPT_STM.1 タイムスタンプへの依存性が存在する。該当する TOE で正確な時間が重要でない場合は、PP、PP モジュール

	ル、機能パッケージ又は ST の作成者によって、この依存性の削除を正当化し得る。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0025
発効日	2023-12-22
参照	C.7.1.1 / 第 3 段落
問題点 - 問題の説明	<p>FAU_STG.1.1 は、FTP_ITC.1 TSF 間高信頼チャンネルに依存している。「外部の IT エンティティ (FTP_ITC に従った高信頼チャンネルを使用して生成された監査データを送信する)」が選択されない場合、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、それがなぜ選択されないかを説明する根拠を提供することにより依存性を満たすことができる。</p> <p>問題： 依存関係は機能エレメントではなく、機能コンポーネントのレベルで定義される。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>FAU_STG.1 は、FTP_ITC.1 TSF 間高信頼チャンネルに依存している。「外部の IT エンティティ (FTP_ITC に従った高信頼チャンネルを使用して生成された監査データを送信する)」が選択されない場合、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、それがなぜ選択されないかを説明する根拠を提供することにより依存性を満たすことができる。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0026
発効日	2023-12-22
参照	C.7.3.2

問題点 - 問題の説明	問題： FAU_STG.3.2 には選択操作が含まれているため、C.7.3.2 にはその操作に対する適切な適用上の注釈を提供しなければならない。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	次の文章を追加する： FAU_STG.3.2 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、TSF が監査証跡に保存された監査データの変更を防止しなければならないか、又は変更のみを検出できなければならないかを特定すべきである。これらの選択肢のうち 1 つだけを選択することができる。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0027
発効日	2023-12-22
参照	C.7.4, C.7.5
問題点 - 問題の説明	C.7.4 FAU_STG.4 監査データ損失の防止 C.7.5 FAU_STG.5 監査データ消失の恐れ発生時のアクション 問題： コンポーネント識別子は、その番号と短い名前に関して修正しなければならない。また、C.7.4 及び C.7.5 以下のすべての節を交換しなければならない。 なお、この正誤表は CC2022-P2-R1-0028 と共に解決しなければならない。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	C.7.4 FAU_STG.4 監査データ消失の恐れ発生時のアクション C.7.5 FAU_STG.5 監査データ損失の防止
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0028
発効日	2023-12-22
参照	C.7.5.2 / 第 1 段落, 第 2 段落, C.7.5.1 / 第 1 段落, C.7.4.1 / 第 1 段落, C.7.5.1 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	<p>FAU_STG.5 監査データ損失の防止において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、あらかじめ定義された限界値を示すべきである。もし、管理機能がこの数は許可利用者によって変更されるかもしれないことを示している場合は、この値はデフォルト値となる。PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、この限界値を許可利用者に定義させることを選択することができる。</p> <p>FAU_STG.5 監査データ損失の防止において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、閾値を超えたことで切迫した監査格納失敗が示された場合にとられるべきアクションを特定すべきである。アクションとして、許可利用者への通知などが含まれる。</p> <p>C.7.4.1 コンポーネントの根拠と適用上の注釈 このコンポーネントは、監査証跡が一杯になった場合の TOE のふるまいを特定する: 監査記録が無視される、あるいは監査事象が起きないように TOE が凍結される。要件は、また、その要件がどのように具現化されたとしても、この効果に特別の権限を持つ許可利用者は、監査事象(アクション)の生成を継続できることも述べる。これは、そうしないと、許可利用者が TOE をリセットすることすらできなくなるからである。監査格納の領域枯渇の場合では、TSF によってとられるアクションの選択に熟慮が払われるべきであり、それは、事象の無視は TOE の可用性を高めるが、記録がとられず利用者が分からない状態でアクションの実行を許可してしまうことにもなるからである。</p> <p>C.7.5.1 コンポーネントの根拠と適用上の注釈 このコンポーネントは、事前に定義してある所定の限界値を監査証跡が超えた場合にとられるアクションを要求する。</p> <p>問題： 両オペレーションの適用上の注釈は、FAU_STG.4.1 に関連しているので、両文章をそれに合わせて更新し、C.7.4.2 節に移さなければならない。また、C.7.5.1 節は FAU_STG.4 に、C.7.4.1 節は FAU_STG.5 に属する。この正誤表は CC2022-P2-R1-0027 と共に解決しなければならない。</p>
問題の種別	ed/te

<p>解決 - 訂正/解釈</p>	<p>FAU_STG.4.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、あらかじめ定義された限界値を示すべきである。もし、管理機能がこの数は許可利用者によって変更されるかもしれないことを示している場合は、この値はデフォルト値となる。PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、この限界値を許可利用者に定義させることを選択することができる。</p> <p>FAU_STG.4.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、閾値を超えたことで切迫した監査格納失敗が示された場合にとられるべきアクションを特定すべきである。アクションとして、許可利用者への通知などが含まれる。</p> <p>FAU_STG.4.1 に関する新しい文章を C.7.4.2 節に組み込み、FAU_STG.5.1 に関する既存の文章を C.7.4.2 節から C.7.5.2 節に移す。C.7.4.1 節と C.7.5.1 節の文章部分を入れ替える。つまり、全体としては:</p> <p>C.7.4 FAU_STG.4 監査データ消失の恐れ発生時のアクション</p> <p>C.7.4.1 コンポーネントの根拠と適用上の注釈 このコンポーネントは、事前に定義してある所定の限界値を監査証跡が超えた場合にとられるアクションを要求する。</p> <p>C.7.4.2 操作 FAU_STG.4.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、あらかじめ定義された限界値を示すべきである。もし、管理機能がこの数は許可利用者によって変更されるかもしれないことを示している場合は、この値はデフォルト値となる。PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、この限界値を許可利用者に定義させることを選択することができる。</p> <p>例 許可利用者に限界値を定義させる場合、割付は、例えば「許可利用者が限界値を設定する」のように書ける。</p> <p>FAU_STG.4.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、閾値を超えたことで切迫した監査格納失敗が示された場合にとられるべきアクションを特定すべきである。アクションとして、許可利用者への通知などが含まれる。</p> <p>C.7.5 FAU_STG.5 監査データ損失の防止</p> <p>C.7.5.1 コンポーネントの根拠と適用上の注釈 このコンポーネントは、監査証跡が一杯になった場合の TOE のふるまいを特定する: 監査記録が無視される、あるいは監査事象が起きないよう TOE が凍結される。要件は、また、その要件がどのように具現化されたとしても、この効果に特別の権限を持つ許可利用者は、監査事象(アクション)の生成を継続できることも述べる。これは、そうしないと、許可利用者が TOE をリセットすることすらできなく</p>
-----------------------	---

	<p>なるからである。監査格納の領域枯渇の場合では、TSF によってとられるアクションの選択に熟慮が払われるべきであり、それは、事象の無視は TOE の可用性を高めるが、記録がとられず利用者が分からない状態でアクションの実行を許可してしまうことにもなるからである。</p> <p>C.7.5.2 操作</p> <p>FAU_STG.5.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、TSF が監査記録をそれ以上格納できなくなったとき、TSF が監査アクションを無視しなければならないかどうか、あるいは監査アクションが発生するのを防ぐべきかどうか、あるいは最も古い監査記録から上書きすべきかどうかを選択すべきである。これらの選択肢の 1 つのみを選択することができる。</p> <p>FAU_STG.5.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、許可利用者へ通知するなど、監査格納失敗の場合にとられるべきその他のアクションを特定すべきである。監査格納失敗の場合においてとられるアクションが存在しない場合、この割付は「なし」で完了できる。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	日本語翻訳版では、同じ問題について異なる修正（C7.4 を FAU_STG.5、C7.5 を FAU_STG.4 の内容とする修正）をしているが、上記のとおり訂正する。

ID	CC2022-P2-R1-0029
発効日	2023-12-22
参照	D.2.2.1, D.2.3.1, D.3.2.1, D.3.3.1
問題点 - 問題の説明	<p>D.2.2.1 利用者のための適用上の注釈 このコンポーネントには、ユーザー適用上の注釈は指定されていない。</p> <p>D.2.3.1 利用者のための適用上の注釈 このコンポーネントには、ユーザー適用上の注釈は指定されていない。</p> <p>D.3.2.1 利用者のための適用上の注釈 このコンポーネントには、ユーザー適用上の注釈は指定されていない。</p>

	<p>D.3.3.1 利用者のための適用上の注釈</p> <p>このコンポーネントには、ユーザー適用上の注釈は指定されていない。</p> <p>問題： タイトルは、A.2.4 に従って「コンポーネントの根拠と適用上の注釈」としなければならない。</p>
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	<p>D.2.2.1 コンポーネントの根拠と適用上の注釈</p> <p>このコンポーネントには、コンポーネントの根拠と適用上の注釈は指定されていない。</p> <p>D.2.3.1 コンポーネントの根拠と適用上の注釈</p> <p>このコンポーネントには、コンポーネントの根拠と適用上の注釈は指定されていない。</p> <p>D.3.2.1 コンポーネントの根拠と適用上の注釈</p> <p>このコンポーネントには、コンポーネントの根拠と適用上の注釈は指定されていない。</p> <p>D.3.3.1 コンポーネントの根拠と適用上の注釈</p> <p>このコンポーネントには、コンポーネントの根拠と適用上の注釈は指定されていない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0030
発効日	2023-12-22
参照	D.3.1 / 例 1
問題点 - 問題の説明	<p>例 1：受信の例としてはデジタル署名がある。</p> <p>問題： 電子署名は受信の証拠の一例である。</p>
問題の種別	te

解決 - 訂正/解釈	例 1 : 受信の証拠の例としてはデジタル署名がある。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に 関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0031
発効日	2023-12-22
参照	E.2.1 / 例 1
問題点 - 問題の説明	<p>例 1</p> <ul style="list-style-type: none"> - バックアップ - エスクロー - アーカイブ - 回復 <p>問題 :</p> <p>例 1 は、鍵アクセスに特化したものである。したがって、これらの例が鍵アクセスに関連するものであることを記載しなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>例 1</p> <p>鍵アクセスの例には以下のものが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - バックアップ - エスクロー - アーカイブ - 回復
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に 関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0032
----	-------------------

発効日	2023-12-22
参照	E.2.1 / 最終段落
問題点 - 問題の説明	<p>典型的に、暗号鍵を生成するために乱数が使われる。この場合、FIA_SOS.2 TSF 秘密生成コンポーネントの代わりに、FCS_CKM.1 暗号鍵生成が使用されるべきである。暗号鍵生成以外の目的で乱数生成が要求される場合、FIA_SOS.2 TSF 秘密生成コンポーネントが使用されるべきである。</p> <p>問題：</p> <p>CC:2022 は FCS_RBG と FCS_RNG を導入した。そのため、最後の段落(ランダムビット/乱数の生成に関連するセキュリティ機能コンポーネントがなかった CC V3.1 R5 に由来する可能性がある)は改訂する必要がある。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>典型的に、暗号鍵を生成するために乱数が使われ、ここでは、乱数/ランダムビットの生成にはそれぞれ FCS_RNG.1 又は FCS_RBG.1 を使用すべきである。さらに、暗号鍵生成の場合は、FCS_CKM.1 暗号鍵生成が使用されるべきである。暗号鍵生成以外の目的で乱数生成が要求される場合、FIA_SOS.2 TSF 秘密生成コンポーネントが追加的に使用できる。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0033
発効日	2023-12-22
参照	E.2.6.2 操作
問題点 - 問題の説明	<p>このコンポーネントに対して特定の操作は存在しない。</p> <p>問題：</p> <p>FCS_CKM.5.1 には 5 つの割付操作が存在する。したがって、E.2.6.2 は、これらの操作に関する適用上の注釈を提供しなければならない。</p>
問題の種別	te
解決 -	以下の文章を追加する。

訂正/解釈	<p>FCS_CKM.5.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、導出する暗号鍵の種別を特定すべきである。</p> <p>FCS_CKM.5.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、特定された鍵の種別に対応する鍵導出に関連する入力パラメタを特定すべきである。</p> <p>FCS_CKM.5.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、使用する鍵導出アルゴリズムを特定すべきである。</p> <p>FCS_CKM.5.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、導出する暗号鍵長を特定すべきである。特定される鍵長は、アルゴリズム及びその使用目的に適したものであるべきである。</p> <p>FCS_CKM.5.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、暗号鍵の導出に使用される方法を文書化した割り付けられた標準を特定すべきである。その割り付けられた標準は、なし、1 つ又は複数の実際の標準出版物で構成されていればよく、その例として、国際、国内、業界、あるいは組織の標準がある。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0034
発効日	2023-12-22
参照	E.2.7.2 操作
問題点 - 問題の説明	<p>問題：</p> <p>FCS_CKM.6.1 には 1 つの選択操作と 2 つの割付操作があり、FCS_CKM.6.2 には 2 つの割付操作がある。しかし、現在 E.2.7.2 には、そのうちのいくつかの適用上の注釈が記載されている。そのため、E.2.7.2 は、FCS_CKM.6.1 と FCS_CKM.6.2 のすべての操作に関する適用上の注釈を提供しなければならない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p><E.2.7.2 を更新する></p> <p>E.2.7.2 操作</p> <p>FCS_CKM.6.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、特定の状況下で破棄されるべき暗号鍵及び鍵材料のリストを提供すべきである。</p> <p>FCS_CKM.6.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は</p>

	<p>ST の作成者は、鍵又は鍵材料の破棄の状況を選択すべきである。鍵又は鍵材料が不要になった場合に破棄する、又はその他の破棄の状況を指定することができる。例えば、ある鍵に割当てられている誤使用カウンタの上限に達した場合の鍵の破棄などである。</p> <p>FCS_CKM.6.2 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、暗号鍵の破棄方法と、それを規定する標準のリストを提供すべきである。その割り付けられた標準は、なし、1 つ又は複数の実際の標準出版物で構成されていればよく、その例として、国際、国内、業界、あるいは組織の標準がある。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0035
発効日	2023-12-22
参照	E.4.2.2 操作
問題点 - 問題の説明	<p>問題：</p> <p>FCS_RBG.1.1～FCS_RBG.1.3 には、いくつかの選択操作と割付操作がある。したがって、E.4.2.2 は、FCS_RBG.1.1～FCS_RBG.1.3 のすべての操作に関する適用上の注釈を提供しなければならない。</p> <p>一方、「E.4.2.1 コンポーネントの根拠と適用上の注釈」には、操作に関する適用上の注釈が提供されている。可能であれば、これらは「E.4.2.2 操作」に再配置することを検討すべきである。</p>
問題の種類	te
解決 - 訂正/解釈	<p><E.4.2.1 及びE.4.2.2 を更新する></p> <p>CC2022-P2-R1-0059 も参照のこと。</p> <p>E.4.2.1 コンポーネントの根拠と適用上の注釈</p> <p>FCS_RBG.1 については、これらの依存性は常に満たされなければならない。</p> <p>CC:2022 パート 1 の 8.3 c)では、依存性が満たされない場合に正当化を提供することが認められているが、このコンポーネントでは許可されない。</p> <p>エントロピー源は、生のノイズ源又はコンディショニングされたエントロピーである可能性がある。</p>

リシードは、**DRBG** の状態を更新するための典型的なメカニズムであり、**DRBG** に追加のエントロピーを提供することを意味する。リシードが実行不可能な場合、**TSF** は、不十分な品質の出力を生成するよりむしろ、**DRBG** のインスタンス化を解除し再インスタンス化するべきである。

「インスタンス化の解除」は、**DRBG** の内部状態がもはや使用不可能になることを意味する。

状況「更新なし」は、**DRBG** をリシード又はインスタンス化解除できない場合にのみ選択されなければならない。

状況「要求されたとき」は、**TOE** の内部であろうと **TSFI**(API コールなど)として提示されていようと、**DRBG** のリシード又はインスタンス化の解除をトリガーするインタフェースがあることを示す。

状況「条件を満たしたとき」は、**PP/ST** 作成者がリシードのためのアプリケーション固有の条件を指定することを可能にする。

標準のリストには、リシードの間隔、及びリシードの手順が指定されなければならない。この割付は、状況が「更新なし」であれば「なし」とする。

DRBG のヘルステストは、**FPT_TST.1** で特定される。

注：**TOE** が **DRBG** の状態を保護する必要があり、この状態を知ることによってその出力から得られる鍵又は鍵材料が危殆化する可能性を回避する場合、**PP/ST** 作成者は **FCS_CKM.6.1** のインスタンスに **DRBG** のエントロピー入力、シード入力、**DRBG** の内部状態を割付に含めることになる。これは、**FCS_RBG.1.3** の最初の選択において、「リシード」と「再インスタンス化」のどちらも適用されない場合(したがって、異なる破棄方法を指定する必要がある場合)に特に当てはまる。

E.4.2.2 操作

FCS_RBG.1.1 において、**PP**、**PP** モジュール、機能パッケージ又は **ST** の作成者は、使用する **DRBG** アルゴリズムを特定すべきである。

例：典型的な **DRBG** アルゴリズムの例には、**CTR_DRBG**、**Hash_DRBG**、**HMAC_DRBG** が含まれるが、これらに限定されない。

FCS_RBG.1.1 において、**PP**、**PP** モジュール、機能パッケージ又は **ST** の作成者は、識別された **DRBG** アルゴリズムがどのように実行されるかを文書化した割り付けられた標準を特定すべきである。その割り付けられた標準は、1 つ、あるいは複数の実際の標準出版物で構成されていればよく、これらには、国際、国内、業界、あるいは組織の標準が含まれるかもしれない。

FCS_RBG.1.2 において、**PP**、**PP** モジュール、機能パッケージ又は **ST** の作成者は、エントロピーを取得するためのエントロピー源又は **TSF** インタフェースを、名称を提供することによって特定すべきである。

	<p>例：典型的な TSF エントロピー源の例には、ジッター、IRQ、CPU の時間差が含まれるが、これらに限定されない。</p> <p>FCS_RBG.1.3 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、エントロピーを取得するためのエントロピー源又は TSF インタフェースを、名称を提供することによって特定すべきである。</p> <p>FCS_RBG.1.3 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、DRBG の状態の更新の条件又は時間間隔を特定すべきである。</p> <p>FCS_RBG.1.3 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、識別された DRBG の状態がどのように更新されるかを文書化した割り付けられた標準を特定すべきである。その割り付けられた標準は、1 つ、あるいは複数の実際の標準出版物で構成されていけばよく、これらには、国際、国内、業界、あるいは組織の標準が含まれるかもしれない。</p> <p>FCS_RBG.1.3 における最初の選択が「再シード」で完了した場合、標準は FCS_RBG.1.1 で指定されたものと一致すべきである。</p> <p>FCS_RBG.1.3 での最初の選択が「インスタンス化の解除と再インスタンス化」で完了した場合、割付は「なし」で完了すべきである。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0036
発効日	2023-12-22
参照	E.4.3.2 操作
問題点 - 問題の説明	<p>このコンポーネントに特定された操作はない。 ⁱⁱⁱ</p> <p>問題：</p> <p>FCS_RBG.2.1 には割付操作がある。したがって、E.4.3.2 は FCS_RBG.2.1 のすべての操作に関する適用上の注釈を提供しなければならない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p><E.4.3.2 を更新する></p> <p>CC2022-P2-R1-0059 も参照のこと。</p>

	<p>E.4.3.2 操作</p> <p>FCS_RBG.2.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、数値を提供することにより、ゼロより大きい最小入力長をビット単位で特定すべきである。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0037
発効日	2023-12-22
参照	E.4.4.2 操作
問題点 - 問題の説明	<p>このコンポーネントに特定された操作はない。 iv</p> <p>問題：</p> <p>FCS_RBG.3.1 には割付や選択を含むいくつかの操作がある。したがって、E.4.4.2 は、FCS_RBG.3.1 のすべての操作に関する適用上の注釈を提供しなければならない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p><E.4.4.2 を更新する></p> <p>CC2022-P2-R1-0059 も参照のこと。</p> <p>E.4.4.2 操作</p> <p>FCS_RBG.3.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、名前を提供することによって TSF エントロピー源を特定すべきである。</p> <p>FCS_RBG.3.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、DRBG のシード用に最小エントロピーのビット数を特定すべきである。最小エントロピーのビット数は、供給されるビット数に関係なく宣言されなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0038
発効日	2023-12-22
参照	E.4.5
問題点 - 問題の説明	問題： E.4.5 に「E.4.5.2 操作」の節がない。 FCS_RBG.4.1 には、割付や選択を含むいくつかの操作がある。したがって、E.4.5.2 を導入し、FCS_RBG.4.1 のすべての操作に関する適用上の注釈を提供しなければならない。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<E.4.5.2 を導入する> CC2022-P2-R1-0059 も参照のこと。 E.4.5.2 操作 FCS_RBG.4.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、TSF ソフトウェアベース及び/又は TSF ハードウェアベースのエントロピー源の数を特定すべきである。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0039
発効日	2023-12-22
参照	E.4.5 と E.4.6 の間
問題点 - 問題の説明	問題： FCS_RBG.5 の適用上の注釈が E.4 にない。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<FCS_RBG.4 と FCS_RBG.6 の間に FCS_RBG.5 の適用上の注釈を導入する> CC2022-P2-R1-0059 も参照のこと。

	<p>E.4.6 FCS_RBG.5 ランダムビット生成 (エントロピー源の結合)</p> <p>E.4.6.1 コンポーネントの根拠と適用上の注釈</p> <p>このコンポーネントは、複数のエントロピー源を組み合わせ、さらなる処理のための最小エントロピーを得るために使用される操作に対処する。組み合わせ操作への入力は、FCS_RBG.3.1 及び/又は FCS_RBG.4.1 で指定された TSF エントロピー源、及び/又は FCS_RBG.2.1 で指定されたエントロピー取得用の TSF インタフェースから得ることができる。</p> <p>E.4.6.2 操作</p> <p>FCS_RBG.5.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ、又は ST の作成者は、TSF エントロピー源からの出力及び/又はエントロピー取得用の TSF インタフェースからの入力を結合する操作を特定すべきである。</p> <p>例 典型的な結合操作の例には、XOR 又はハッシュ化が含まれるが、これらに限定されない。</p> <p>FCS_RBG.5.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、エントロピー入力の結合方法を文書化した割り付けられた標準を特定すべきである。その割り付けられた標準は、1 つ、あるいは複数の実際の標準出版物で構成されていればよく、これらには、国際、国内、業界、あるいは組織の標準が含まれるかもしれない。</p> <p>FCS_RBG.5.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、結果として得られる最小エントロピーのビット数を特定すべきである。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0040
発効日	2023-12-22
参照	E.4.6.2 操作
問題点 - 問題の説明	<p>その他のインタフェース種別は、ネットワークインタフェース上のサービスとすることができる。</p> <p>例：イーサネット、無線</p> <p>問題：</p>

	<p>適用上の注釈は、他のセキュリティ機能コンポーネントに合わせて記述すべきである。</p> <p>FCS_RBG.6.1 には 1 つの選択操作と 1 つの割付操作がある。したがって、E.4.6.2 は、FCS_RBG.6.1 の全ての操作に関する適用上の注釈を提供しなければならない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p><E.4.6.2 を更新する></p> <p>CC2022-P2-R1-0059 も参照のこと。</p> <p>CC2022-P2-R1-0039 により、新しい節番号 E.4.7。</p> <p>E.4.7 FCS_RBG.6 ランダムビット生成サービス</p> <p>E.4.7.1 コンポーネントの根拠と適用上の注釈</p> <p>インタフェース種別の特定は、評価アクティビティを開発する上で重要であり、外部インスタンスが TOE に DRBG サービスを要求する際の重要な情報である。</p> <p>E.4.7.2 操作</p> <p>FCS_RBG.6.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ、ST の作成者は、インタフェースの種別として「ハードウェア」又は「ソフトウェア」のいずれかを選択するか、又は別のインタフェース種別を特定すべきである。</p> <p>FCS_RBG.6.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ、ST の作成者は、該当する場合、その他のインタフェース種別を特定すべきである。この選択内の割付は、単なる「ハードウェア」又は「ソフトウェア」ではない、他の、又はより具体的なインタフェース種別を許容するために導入されている。</p> <p>その他のインタフェース種別は、ネットワークインタフェース上のサービスとすることができる。</p> <p>例：イーサネット、無線</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0041
----	-------------------

発効日	2023-12-22
参照	E.5.1
問題点 - 問題の説明	注：場合によっては、認証機関は、 ランダムビット生成器 の選択に関してポリシーを適用できる。(CEM A.6 n を参照) 問題： E.5 はランダムビット生成器ではなく乱数生成器に関するものである。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	注：場合によっては、認証機関は、 乱数生成器 の選択に関してポリシーを適用できる。(CEM A.6 n を参照)
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0042
発効日	2023-12-22
参照	E.5.2.2 操作
問題点 - 問題の説明	10.5.5 の FCS_RNG.1.1 及び FCS_RNG.1.2 で定義された選択及び割付操作との一貫性の観点から、例及び注釈を改訂するべきである。 (特に、例で使用している選択及び割付操作は、FCS_RNG.1.1 及び FCS_RNG.1.2 にはない新しい操作である。)
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<E.5.2.2 を更新する> E.5.2.2 操作 FCS_RNG.1.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、乱数生成器の種別として、物理乱数、非物理乱数、決定論的乱数、ハイブリッド物理乱数又はハイブリッド決定論的乱数を特定するべきである。 注 1：物理的乱数生成器 (RNG) は、物理的ランダム過程に基づくノイズ源を用いて乱数を生成する。非物理的眞性 RNG は、人間の相互作用 (キーストロークやマウスの動き) のような非物理的ランダム過程に基づくノイズ源を使用する。決定論的 RNG は、擬似ランダム出力を生成するために乱数シードを使用する。ハイブリッド物理

的又はハイブリッド決定論的 RNG は物理的 RNG と決定論的 RNG の原理を組み合わせたものである。ハイブリッド物理的 RNG は少なくとも RNG の出力が含む可能性のあるエントロピーの量を生成する一方、ハイブリッド決定論的 RNG の出力の内部状態は新鮮なエントロピーを含むが、RNG の出力が含む可能性のあるエントロピーよりは少ない。

FCS_RNG.1.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、TOE の乱数生成器によって提供されるセキュリティ能力のリストを特定するべきである。

注 2：PP、PP モジュール又は機能パッケージの場合、FCS_RNG.1.1 は、セキュリティ能力のリストを、以下のような、より限定的な表現で完結することができる。

- [割付：追加セキュリティ能力のリスト]

- [選択：セキュリティ能力_1, ..., セキュリティ能力_n]

- このような選択と割付の混在

例 1

セキュリティ能力の例には、以下のものが含まれる。

- RNG が起動した直後にエントロピー源の全故障を検出する全故障テスト。全故障を検出した場合、乱数は出力されない。
- RNG の動作中にエントロピー源の全故障が発生した場合、RNG は、[選択: エントロピー源の全故障後に生成されたいくつかの生の乱数に依存する全ての内部乱数の出力を防止する、内部状態のエントロピーが主張する出力エントロピーを保証する限り DRG.2 クラスの後処理アルゴリズムを用いて内部乱数を生成する]。
- (i)RNG が起動した直後及び(ii)RNG が動作している間、生の乱数列の許容できない統計的欠陥を検出するオンラインテスト。TSF は、電源投入時のオンラインテストが正常に終了する前、又は欠陥が検出された場合、乱数を出力してはならない。
- 乱数の許容できない弱点をすぐに検出するために有効であるオンラインテスト手続き
- 乱数列の品質をチェックするオンラインテスト手続き。これは、[選択: 外部から、一定間隔で、継続的に、特定された内部イベントに応じて]トリガーされる。オンラインテストは、生の乱数の統計的特性の許容できない欠陥を許容期間内に検出するのに適している。
- ノイズ源の故障や深刻な劣化が検出可能であること
- 故障中の出力を防止する、エントロピー源の連続テスト又はその他のメカニズム

FCS_RNG.1.2 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、乱数出力の種別をビット、ビットのオクテット又は数値として指定すべきであり、後者の場合、数値のフォーマットを

	<p>指定する必要がある。</p> <p>FCS_RNG.1.2 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、乱数出力の適切な品質尺度を特定するべきである。</p> <p>注 3：PP、PP モジュール又は機能パッケージの場合、FCS_RNG.1.1 は、品質尺度を、以下のような、より限定的な表現で完結することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - [選択: 定義された品質尺度_1, …, 定義された品質尺度_n]; - [割付: 定義された品質尺度] - このような選択と割付の混在 <p>注 4：「品質尺度」には、定性的尺度と定量的尺度の両方を含めることができる。</p> <p>例 2</p> <p>品質尺度の例としては、以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - テスト手順 A[割付: 追加の標準テストスイート]が、内部乱数と理想的な RNG の出力シーケンスとを判別できない <p>注 5：追加の標準統計テストスイートの割付は、空でもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 内部ランダムビットあたりの平均シャノンエントロピーが 0.998 を超える - 各出力ビットが他の全ての出力ビットから独立している - [選択: フルエントロピー出力、[割付: 出力の偏り及びエントロピー率]]
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0043
発効日	2023-12-22
参照	F.9.1
問題点 - 問題の説明	<p>例 2：暗号チェックサム</p> <p>問題：</p> <p>何についての例であるかが不明確である。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	例 2：セキュリティ属性の例には、暗号チェックサムがある。

適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0044
発効日	2023-12-22
参照	G.2.2.2 / 第 1 段落 ~ 第 4 段落
問題点 - 問題の説明	<p>FIA_AFL.1 認証失敗時の取り扱いにおいて、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、正の整数値の割付あるいは許容可能な値を特定する「管理者設定可能な正の整数値」の語句を選択すべきである。</p> <p>FIA_AFL.1 認証失敗時の取り扱いにおいて、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は認証事象を特定すべきである。</p> <p>FIA_AFL.1 認証失敗時の取り扱いにおいて、正の整数の割付が選択された場合、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、その値に達するか上回ったときに事象を引き起こすような不成功認証試行回数のデフォルト値(正の整数)を特定すべきである。</p> <p>FIA_AFL.1 認証失敗時の取り扱いにおいて、管理者設定可能な正の整数が選択された場合、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、TOE の管理者が構成できる不成功認証試行回数の許容可能な範囲を特定すべきである。認証試行回数は上限より小さいか等しく、下限より大きい等しい値とすべきである。</p> <p>問題： 操作はコンポーネントではなく、関連エレメントを参照すべきである(FIA_AFL.1.2 部分の操作を参照)。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>FIA_AFL.1.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、正の整数値の割付あるいは許容可能な値を特定する「管理者設定可能な正の整数値」の語句を選択すべきである。</p> <p>FIA_AFL.1.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は認証事象を特定すべきである。</p> <p>FIA_AFL.1.1 において、正の整数の割付が選択された場合、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、その値に達するか上回ったときに事象を引き起こすような不成功認証試行回数のデフォルト値(正の整数)を特定すべきである。</p> <p>FIA_AFL.1.1 において、管理者設定可能な正の整数が選択された場</p>

	合、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、TOE の管理者が構成できる不成功認証試行回数の許容可能な範囲を特定すべきである。認証試行回数は上限より小さいか等しく、下限より大きい等しい値とすべきである。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0045
発効日	2023-12-22
参照	G.2.2.2 / 例の最後の箇条書き
問題点 - 問題の説明	<p>例</p> <p>認証事象の例は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 指定された利用者識別情報に対して、最後の成功した認証以降の不成功認証試行 - 現在の端末に対して、最後の成功した認証以降の不成功認証試行 - 直前の 10 分間における不成功認証試行 - 少なくとも 1 つの認証事象が特定されなければならない。 <p>問題：</p> <p>例の最後の箇条書きは、認証イベントの例ではなく、操作を完了するための適用上の注釈である。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>例</p> <p>認証事象の例は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 指定された利用者識別情報に対して、最後の成功した認証以降の不成功認証試行 - 現在の端末に対して、最後の成功した認証以降の不成功認証試行 - 直前の 10 分間における不成功認証試行 - 少なくとも 1 つの認証事象が特定されなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-

日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。
----------------	-------

ID	CC2022-P2-R1-0046
発効日	2023-12-22
参照	G.6.8.2 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	<p>FIA_UAU.7 保護された認証フィードバックにおいて、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、利用者に提供される、認証プロセスに関連したフィードバックを特定すべきである。</p> <p>問題： 操作は、コンポーネントではなく、関連エレメントを参照すべきである。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	FIA_UAU.7.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、利用者に提供される、認証プロセスに関連したフィードバックを特定すべきである。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0047
発効日	2023-12-22
参照	J.2.1 / 最終段落
問題点 - 問題の説明	<p>FPT_EMS.1.1 放出の制限は、TOE に、TSF データ又は利用者データへのアクセスを可能にする感知できる放出物を放出しないよう要求する。</p> <p>問題： パート 2 では、エレメントに短い名前はない。したがって、これは短い名前のコンポーネントとしなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 -	FPT_EMS.1 放出の制限は、TOE に、TSF データ又は利用者データへ

訂正/解釈	のアクセスを可能にする感知できる放出物を放出しないよう要求する。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0048
発効日	2023-12-22
参照	J.2.2.1 / 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	<p>FPT_EMS.1.1 放出の制限のエレメントの一部として含まれる FPT_EMS.1.1 の表は、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者が完成させなければならない。各行は「識別子」を用いて識別され、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者が、放出、インタフェース、TSF データ及び利用者データの様々な異なる組み合わせに対する TOE の放出防止の要件を特定できるように、SFR の完成に必要な一連の割付を提供する。</p> <p>問題： パート 2 ではエレメントに短い名前はない。</p>
問題の種類	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>FPT_EMS.1 放出の制限のエレメントの一部として含まれる FPT_EMS.1.1 の表は、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者が完成させなければならない。各行は「識別子」を用いて識別され、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者が、放出、インタフェース、TSF データ及び利用者データの様々な異なる組み合わせに対する TOE の放出防止の要件を特定できるように、SFR の完成に必要な一連の割付を提供する。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0049
発効日	2023-12-22

参照	J.2.2.2 Operations
問題点 - 問題の説明	<p>このコンポーネントに対して特定の操作は存在しない。</p> <p>問題：</p> <p>FPT_EMS.1.1 には割付操作がいくつかある。そのため、J.2.2.2 は FPT_EMS.1.1 のすべての操作に関する適用上の注釈を提供しなければならない。</p> <p>一方、「J.2.2.1 コンポーネントの根拠と適用上の注釈」では、操作に関する適用上の注釈が提供されている。可能であれば、これらを「J.2.2.2 操作」に再配置することを検討すべきである。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p><J.2.2.2 を更新する></p> <p>J.2.2.1 節：</p> <p>文章部分</p> <p>「FPT_EMS.1.1 放出の制限のエレメントの一部として含まれる FPT_EMS.1.1 の表は、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者が完成させなければならない。各行は「識別子」を用いて識別され、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者が、放出、インタフェース、TSF データ及び利用者データの様々な異なる組み合わせに対する TOE の放出防止の要件を特定できるように、SFR の完成に必要な一連の割付を提供する。</p> <p>作成者が全ての種類の放出及び攻撃対象領域等を一行に入力することは想定されていない。」</p> <p>は、J.2.2.1 節から J.2.2.2 節に(若干の修正を加えて)移される。さらに、2 つの箇条書きのある「例」の部分は削除される。したがって、J.2.2.1 節には、以下の文章部分のみが含まれる。</p> <p>このコンポーネントを特定するには、攻撃対象領域と組み合わせられた任意の放出に関連する TSF データ及び/又は利用者データの任意の組み合わせの関係表現が要求される。データ、放出、攻撃対象領域は類型化することができる。</p> <p>J.2.2.2 節：</p> <p>「このコンポーネントに対して特定の操作は存在しない。」という文は以下のように置き換えられる。</p> <p>FPT_EMS.1.1 エレメントの一部である FPT_EMS.1.1 の表は、PP、PP</p>

	<p>モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者が完成すべきである。各行は「識別子」を用いて識別可能であり、PP、PP モジュール、機能パッケージ、又は ST の作成者が、放出、攻撃対象領域、TSF データ、利用者データの様々な異なる組み合わせに対する TOE の放出防止の要件を指定できるように、SFR を完成させるための割付のセットを提供する。</p> <p>FPT_EMS.1.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ、又は ST の作成者は、各割付に対して、処理される放出の種類のリスト、放出に基づく攻撃について考慮される攻撃対象領域の種類のリスト、放出の処理により保護される TSF データの種類のリスト、放出の処理により保護される利用者データの種類のリストを特定すべきである。これは、各表の行が、放出、攻撃対象領域、TSF データ、利用者データの種類のリストの特定の組み合わせを指定する表形式で行われるべきである。これにより、作成者が 1 行に全ての放出の種類と攻撃対象領域（等）を入力することは期待されていない。</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> - 放出及び攻撃対象領域は、物理的又は論理的な種別とすることができる。 - 放出には、音声周波数、無線周波数、消費電力に関する情報、電磁放射、タイミング情報などが含まれる。 - 攻撃対象領域には、TOE インタフェース、物理ポート、IC 境界、電子コンポーネント、論理アクセスが含まれる。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0050
発効日	2023-12-22
参照	J.5.2.2 / 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	<p>FPT_ITA.1.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST は、適用可能な TSF データに対する可用性尺度を特定すべきである。</p> <p>問題： 「の作成者」が欠落している。</p>
問題の種別	ed/te

解決 - 訂正/解釈	FPT_ITA.1.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、適用可能な TSF データに対する可用性尺度を特定すべきである。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0051
発効日	2023-12-22
参照	J.7.2.2 / 第 1 段落, 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	<p>FPT_ITI.1.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST は、検出メカニズムが満たす改変尺度を特定すべきである。この改変尺度は、改変検出の望まれる強度を特定しなければならない。</p> <p>FPT_ITI.1.2 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST は、もし TSF データの改変が検出された場合にとられるべきアクションを特定すべきである。アクションの例としては、「その TSF データを無視し、送信元の高信頼製品にその TSF データの再送を要求する」などがある。</p> <p>問題： 「の作成者」が欠落している。</p>
問題の種類別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>FPT_ITI.1.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、検出メカニズムが満たす改変尺度を特定すべきである。この改変尺度は、改変検出の望まれる強度を特定しなければならない。</p> <p>FPT_ITI.1.2 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、もし TSF データの改変が検出された場合にとられるべきアクションを特定すべきである。アクションの例としては、「その TSF データを無視し、送信元の高信頼製品にその TSF データの再送を要求する」などがある。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0052
発効日	2023-12-22
参照	J.7.3.2 / 第 1 段落, 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	<p>FPT_ITI.2.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST は、検出メカニズムが満たす改変尺度を特定すべきである。この改変尺度は、改変検出の望まれる強度を特定しなければならない。</p> <p>FPT_ITI.2.2 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST は、もし TSF データの改変が検出された場合にとられるべきアクションを特定すべきである。</p> <p>問題： 「の作成者」が欠落している。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>FPT_ITI.2.1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、検出メカニズムが満たす改変尺度を特定すべきである。この改変尺度は、改変検出の望まれる強度を特定しなければならない。</p> <p>FPT_ITI.2.2 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、もし TSF データの改変が検出された場合にとられるべきアクションを特定すべきである。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0053
発効日	2023-12-22
参照	J.9.2.1 / 第 1 段落, J.9.3.1 / 第 1 段落, (15.9.10, 表 B.8, J.9.3.2)
問題点 - 問題の説明	<p>FPT_PHP.1 物理的攻撃の受動的検出は、TOE の一部分に対する許可されない物理的な改ざんの脅威が手続き的方法では対抗できないときに使用されるべきである。それは、TSF に対する検出されない物理的改ざんの脅威に対応する。一般的に、許可利用者は、改ざんが行われたかどうかを検証するための機能を与えられる。文字どおり、このコンポーネントは、単に TSF に改ざんを検出する能力を提供するだけである。FMT_LIM.1 における管理機能の特定は、誰がその能力を使用できるようにするか、及び彼らがどのようにその能力</p>

	<p>を使用できるようにするかを特定するためと考えられるべきである。もしこれが物理的な検査などの非 IT メカニズムでなされる場合は、管理機能は要求されない。</p> <p>TOE の一部分に対する許可されない物理的改ざんからの脅威が手続き的方法によって対抗されず、指示された個人に物理的改ざんを通知することが要求されるとき、FPT_PHP.2 物理的攻撃の通知が使用されるべきである。これは、TSF エlement に対する物理的改ざんが検出されたとしても、それが通知されないかもしれないという脅威に対応する。FMT_MOF.1 セキュリティ機能のふるまいの管理における管理機能の特定は、誰がその能力を使用できるようにするか、及び彼らがどのようにその能力を使用できるようにするかを特定するためと考えられるべきである。</p> <p>問題：</p> <p>FPT_PHP.1 には、15.9.9 節によると FMT クラスのコンポーネントへの依存性はないが、FPT_PHP.2 には、15.9.10 節によると FMT_LIM.1 への依存性がある。上記で引用した FPT_PHP.1 及び FPT_PHP.2 の文章部分で概説されている依存性は、これらの依存性を矛盾なく反映しておらず、FPT_PHP.2 から FPT_PHP.1 への階層にも適合していないようである。</p> <p>H.2.1 第 1 段落 a)及び b)によると、FMT_LIM.1 は制限された能力の方針を規定するものである。しかし、FPT_PHP.1 及び FPT_PHP.2 は、管理機能に許可された役割が要求される。したがって、J.9.2.1 節と J.9.3.1 節が FPT_PHP.1、FPT_PHP.2 の指定された利用者又は役割による一般的な管理機能の適用上の注釈を目的としている場合は、FMT_MOF.1 の方が適切と思われる。</p> <p>また、FMT_LIM.1 に対する FPT_PHP.2 の依存性については、15.9.10 節の表 B.8 及び J.9.3.2 節の第 2 段落を改訂する必要がある。</p> <p>全体として、FPT_PHP.1 と FPT_PHP.2 については、CC V3.1 R5 パート 2 の元の項目を維持することを提案する。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>文章部分を以下のように更新する（CC2022-P2-R1-0054 も参照のこと）。</p> <p>15.9.10 FPT_PHP.2 物理的攻撃の通知 コンポーネント間の関係 下位階層： FPT_PHP.1 物理的攻撃の受動的検出 依存性： FMT_MOF.1 セキュリティ機能のふるまいの管理</p> <p>J.9.2.1 コンポーネントの根拠と適用上の注釈 FPT_PHP.1 物理的攻撃の受動的検出は、TOE の一部分に対する許可</p>

	<p>されない物理的な改ざんの脅威が手続き的方法では対抗できないときに使用されるべきである。それは、TSF に対する検出されない物理的改ざんの脅威に対応する。一般的に、許可利用者は、改ざんが行われたかどうかを検証するための機能を与えられる。文字どおり、このコンポーネントは、単に TSF に改ざんを検出する能力を提供するだけである。FMT_MOF.1 セキュリティ機能のふるまいの管理における管理機能の特定は、誰がその能力を使用できるようにするか、及び彼らがどのようにその能力を使用できるようにするかを特定するためと考えられるべきである。もしこれが物理的な検査などの非 IT メカニズムでなされる場合は、管理機能は要求されない。</p> <p>J.9.3.2 操作 (略)</p> <p>FPT_PHP.2.3 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、改ざんが検出されたときに通知されるべき利用者あるいは役割を指示すべきである。利用者あるいは役割の種別は、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST に含まれる個々のセキュリティ管理コンポーネント(FMT_MOF.1 コンポーネントの)によって異なることがある。</p> <p>さらに、FPT_PHP.2 の依存性に関する表 B.8 の対応する適応。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0054
発効日	2023-12-22
参照	J.9.3.2 / 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	<p>FPT_PHP.2.3 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、改ざんが検出されたときに通知されるべき利用者あるいは役割を指示すべきである。利用者あるいは役割の種別は、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST に含まれる個々のセキュリティ管理コンポーネント(FMT_LIM.1 ファミリの)によって異なることがある。</p> <p>問題： SFR のエントリーはコンポーネントであり、ファミリーではない。</p>

	CC2022-P2-R1-0053 も参照のこと。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	FPT_PHP.2.3 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、改ざんが検出されたときに通知されるべき利用者あるいは役割を指示すべきである。利用者あるいは役割の種別は、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST に含まれる個々のセキュリティ管理コンポーネント(FMT_MOF.1 コンポーネントの)によって異なることがある。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0055
発効日	2023-12-22
参照	J.10.1.2 / 第 4 段落, 第 6 段落
問題点 - 問題の説明	- 第 4 段落: 自動回復メカニズムの堅牢性が検証されることが想定される。 - 第 6 段落: 評価者は自動回復メカニズムの堅牢性を検証することが想定される。 問題： 両者はほぼ同じであり、適用上の注釈を重複して記載する必要はない。どちらかを削除すべきである。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	第 4 段落を削除する。
適用状況	re
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0056
----	-------------------

発効日	2023-12-22
参照	J.13
問題点 - 問題の説明	問題： J.13 に FPT_STM.2 の適用上の注釈がない。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>< FPT_STM.1 の下に FPT_STM.2 の適用上の注釈を導入する ></p> <p>J.13.3 FPT_STM.2 タイムソース</p> <p>J.13.3.1 コンポーネントの根拠と適用上の注釈</p> <p>FPT_STM.1 高信頼タイムスタンプに続いて、FPT_STM.2 はタイムスタンプに使用されるタイムソースに焦点を当てる。FPT_STM.2 は、タイムスタンプに使用されるタイムソースの記述を要求し、これによって時刻を直接設定するか、許可された利用者がそれぞれのセキュリティ方針に従って別のタイムソースを設定するかを選択することができる。</p> <p>J.13.3.2 操作</p> <p>FPT_STM.2 1 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、タイムスタンプに使用されるタイムソースを選択する権限をセキュリティポリシーによって付与された利用者を特定すべきである。その時刻は、その許可利用者が直接設定してもよいし、その許可利用者が別のタイムソースを設定した結果であってもよい。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0057
発効日	2023-12-22
参照	J.14.2.2 / 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	<p>FPT_TDC.1.2 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST は、TSF によって適用されるべき解釈規則のリストを割り付けるべきである。</p> <p>問題： 「の作成者」が欠落している。</p>

問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	FPT_TDC.1.2 において、PP、PP モジュール、機能パッケージ又は ST の作成者は、TSF によって適用されるべき解釈規則のリストを割り付けるべきである。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0058
発効日	2023-12-22
参照	4
問題点 - 問題の説明	問題： 略語リストから「CC」及び「CEM」が欠落している。
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	CC コモンクライテリア(Common Criteria) CEM 共通評価方法(Common Evaluation Methodology)
適用状況	ma
特記事項	この正誤表は、CC パート 2 と ISO/IEC 15408-2 の両方に適用される他の正誤表とは異なり、CC パート 2 にのみ適用され、ISO/IEC 15408-2 には適用されないことに注意すること。 しかし、可能であれば、内容レベルの一貫性を保つために、両文書とも「CC」及び「CEM」という略語を導入することを検討すべきである。
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0059
発効日	2024-06-07
参照	10.4.2, 10.4.6, 10.4.7, 10.4.8, 10.4.9, 10.4.10, 10.4.11
問題点 - 問題の説明	改善され、要件が明確化されたランダムビット生成用の SFR が利用可能であり、これを使用すべきである。
問題の種別	te

<p>解決 - 訂正/解釈</p>	<p>FCS_RBG.1.1 TSF は、初期化後、[割付: 標準のリスト]に従って[割付: DRBG アルゴリズム]を用いた決定論的ランダムビット生成サービスを実行しなければならない。</p> <p>FCS_RBG.1.2 TSF は、[選択: TSF エントロピー源][割付: エントロピー源の名前、エントロピー取得用 TSF インタフェース]を初期化及び再シードに使用しなければならない。</p> <p>FCS_RBG.1.3 TSF は、以下の状況で、[割付: 標準のリスト]に従い、[選択: TSF エントロピー源][割付: エントロピー源の名前、エントロピー取得用 TSF インタフェース][割付: インタフェース名]を使用した[選択: 再シード、インスタンス化の解除と再インスタンス化]によって、DRBGの状態を更新しなければならない。 [選択: <ul style="list-style-type: none"> — 更新無し — 要求されたとき — 条件を満たしたとき: [割付: 条件] — [割付: 時間]経過後 </p> <p>FCS_RBG.2.1 TSF は、エントロピー取得用 TSF インタフェースから[割付: 0 より大きい最小入力長]の最小入力を受け入れることができなければならない。</p> <p>FCS_RBG.3.1 TSF は、[割付: ビット数]ビットの最小エントロピーを持つ、[選択: ソフトウェアベースの TSF エントロピー源、ハードウェアベースの TSF エントロピー源:から 1 つのみ選択]である[割付: エントロピー源の名前]を用いて、DRBGをシードすることができなければならない。</p> <p>10.4.9 FCS_RBG.4 ランダムビット生成(内部シード-複数ソース) 依存性:FCS_RBG.1 ランダムビット生成(RBG) FCS_RBG.5 ランダムビット生成(エントロピー源の結合)</p> <p>FCS_RBG.4.1 TSF は、[選択: [割付: 数]個のソフトウェアベースの TSF エントロピー源、[割付: 数]個のハードウェアベースの TSF エントロピー源]を用いて DRBGをシードすることができなければならない。</p> <p>10.4.10 FCS_RBG.5 ランダムビット生成(エントロピー源の結合)</p>
-----------------------	---

	<p>FCS_RBG.5.1</p> <p>TSF は、[割付: 標準のリスト]で定義される導出関数へ入力するエントロピーを生成するため、[選択: TSF エントロピー源からの出力、エントロピー取得用 TSF インタフェースからの入力]を少なくとも [割付: ビット数]ビットの最小エントロピーをもたらしように[割付: 結合操作]しなければならない。</p> <p>FCS_RBG.6.1</p> <p>TSF は、FCS_RBG.1 ランダムビット生成(RBG)に規定される DRBG 出力を TOE 外のエンティティがサービスとして利用できるよう、[選択: ハードウェア、ソフトウェア、[割付: その他のインタフェース種別]]インタフェースを提供しなければならない。</p> <p>10.4.2 節の対応する適応:</p> <p>FCS_RBG.1 ランダムビット生成(RBG)は、選択された標準に従ってランダムビット生成を実行することを要求する。また、初期シードに内部エントロピー源、外部エントロピー源のどちらを使用するか、また DRBG の状態がいつ、どのように更新されるかを特定する。</p> <p>FCS_RBG.2 ランダムビット生成(外部シード)は、外部(TOE の外部)のエントロピー源によるシードの要件を示す。</p> <p>FCS_RBG.3 ランダムビット生成(内部シード - 単一ソース)は、単一の TSF エントロピー源を使用したシードの要件を示す。</p> <p>FCS_RBG.4 ランダムビット生成(内部シード - 複数ソース)は、複数の TSF エントロピー源を使用したシードの要件を示す。</p> <p>FCS_RBG.5 ランダムビット生成(エントロピー源の結合)は、複数のエントロピー源(複数の内部ソース、内部及び外部ソース)を結合するための要件を示す。</p> <p>FCS_RBG.6 ランダムビット生成サービスは、他のエンティティへのサービスとして、外部インタフェースを介してランダムビットを供給することを要求する。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P2-R1-0060
発効日	2024-06-07

参照	12.7, G.7
問題点 - 問題の説明	問題：SFR FIA_UID.1 と FIA_UID.2 の不整合な記述。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>12.7.2 コンポーネントのレベル付け及び説明 (略) FIA_UID.2 アクション前の利用者識別は、TSF が他の全てのアクションを認める前に、利用者が自分自身を識別することを要求する。</p> <p>12.7.6 FIA_UID.1 識別のタイミング (略) FIA_UID.1.2 TSF は、その利用者を代行する他の全ての TSF 仲介アクションを許可する前に、各利用者に識別が成功することを要求しなければならない。</p> <p>12.7.7 FIA_UID.2 アクション前の利用者識別 (略) FIA_UID.2.1 TSF は、その利用者を代行する他の全ての TSF 仲介アクションを許可する前に、各利用者に識別が成功することを要求しなければならない。</p> <p>G.7.3.1 コンポーネントの根拠と適用上の注釈 このコンポーネントにおいて利用者が識別される。利用者は、識別される前は、他の全てのアクションの実行を TSF から許可されない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	一部は修正済であるが、上記のとおり修正する。 FIA_UAU.2 についても同様の修正を行う。

CC:2022 パート 3 の正誤表/解釈

この節では、CC:2022 パート 3([CC:2022-3])の訂正と解釈を示す。

ID	CC2022-P3-R1-0001
発効日	2023-12-22
参照	3.26, 3.27, 3.29
問題点 - 問題の説明	問題： 「サブアクティビティ」、「暴露期間」、及び「機会の期間」という用語は、CC パート 3 では使用されていない。これらは削除を検討すべきである。
問題の種類	te
解決 - 訂正/解釈	3.26 「サブアクティビティ(sub-activity)」及び 3.29 「機会の期間(window of opportunity)」という用語は、CEM では使用されているが、CC パート 3 では使用されていない。しかし、これらの用語は現在 CEM では定義されておらず、CEM の定義の節では CC パート 3 とその定義の節を参照している。そのため、これらの用語を CC パート 3 から簡単に削除することはできない。 3.27 「暴露期間(time period to exposure)」という用語は CC/CEM では使用されていないが、CEM では「経過時間」という用語が使用されている。しかし、後者は現在 CEM の定義セクションに項目がないため、次の定義で使用されるべきである：「攻撃者が TOE に特定の潜在的脆弱性が存在する可能性があることを特定し、攻撃方法を開発し、TOE に対する攻撃を実行するために必要な労力を継続するために要した時間の合計」。
適用状況	ma
特記事項	今後の CC/CEM の改訂では、3.26 「サブアクティビティ(sub-activity)」及び 3.29 「機会の期間(window of opportunity)」という用語を CC パート 3 から CEM(定義セクション)に移行することが考えられる。さらに、CC/CEM の将来の改訂では、3.27 「暴露期間(time period to exposure)」という用語を CEM の「経過時間」という用語の定義に置き換えることができる(定義セクション)。しかし、その場合、定義の番号が付け直されるため、CC パート 3 と CEM の定義セクションへの参照に注意する必要がある。
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0002
発効日	2023-12-22
参照	4 / 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	6 章では、保証クラス、ファミリー、コンポーネント、及び評価保証レベルの提示構造とそれらの関係、及び統合保証パッケージ(CAP)の構造を記述している。 問題： EAL と CAP は CC パート 3 ではなく、パート 5 に示されている。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	6 章では、保証クラス、ファミリー、コンポーネントの提示構造を記述している。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0003
発効日	2023-12-22
参照	7.3.2 / 依存性, 7.7.3
問題点 - 問題の説明	7.3.2 APE_CCL.1 適合主張 依存性： APE_INT.1 PP 概説 APE_ECD.1 拡張コンポーネント定義 APE_REQ.1 直接根拠 PP モジュールのセキュリティ要件 7.7.3 APE_REQ.1 直接根拠 PP モジュールのセキュリティ要件 問題： 「PP モジュール」という項目の付いた APE_REQ.1 のタイトル「直接根拠 PP モジュール セキュリティ要件」は、[CC:2022-3]の関連する C-、D-、E-エレメントと[CEM:2022]のワークユニットの内容を反映していないので誤解を招く。PP モジュールは保証コンポーネントの焦点ではないし、保証コンポーネントが PP モジュールに限定さ

	れるものでもない。 コンポーネントの名前は、コンポーネントの目的の観点から見直さなければならない。「PP モジュール」を含める明確な理由はない。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	7.7.3 節と 7.3.2 節において、APE_REQ.1 のタイトルを、対応する ASE_REQ.1 のタイトル、すなわち「直接根拠セキュリティ要件」に合わせて変更する。より詳細には、以下のとおりである。 7.3.2 APE_CCL.1 適合主張 依存性： APE_INT.1 PP 概説 APE_ECD.1 拡張コンポーネント定義 APE_REQ.1 直接根拠セキュリティ要件 7.7.3 APE_REQ.1 直接根拠セキュリティ要件
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0004
発効日	2023-12-22
参照	7.3.2 / APE_CCL.1.3C
問題点 - 問題の説明	APE_CCL.1.2C 適合主張は、CC パート 2 に対する PP の適合を CC パート 2 適合又は CC パート 2 拡張のいずれかとして記述しなければならない。 APE_CCL.1.3C 適合主張は、PP の適合を「CC パート 3 適合」又は「CC パート 3 拡張」のいずれかとして記述しなければならない。 問題： APE_CCL.1.2C と APE_CCL.1.3C は、PP の適合主張の類似した側面を扱っており、一方は CC パート 2 の適合主張に関連し、もう一方は CC パート 3 の適合主張に関連している。 APE_CCL.1.3C は、互いに同じように記述されるように見直すべきである。
問題の種別	ed/te
解決 -	APE_CCL.1.3C

訂正/解釈	適合主張は、 CC パート 3 に対する PP の適合を CC パート 3 適合又は CC パート 3 拡張のいずれかとして記述しなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0005
発効日	2023-12-22
参照	7.5.3 / APE_OBJ.1.2D
問題点 - 問題の説明	APE_OBJ.1.2D 開発者は、 運用環境のセキュリティ対策方針根拠対策方針 を提供しなければならない。 問題： これは、運用環境のセキュリティ対策方針に対するセキュリティ対策方針根拠を扱っていることを、明確に記述すべきである。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	APE_OBJ.1.2D 開発者は、 運用環境のセキュリティ対策方針に対するセキュリティ対策方針根拠 を提供しなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0006
発効日	2023-12-22
参照	7.7.3 / 依存性
問題点 - 問題の説明	7.7.3 APE_REQ.1 直接根拠 PP モジュールのセキュリティ要件 依存性： APE_ECD.1 拡張コンポーネント定義 APE_OBJ.1 運用環境のセキュリティ対策方針 問題：

	APE_REQ.1 では、SFR は SPD から導出される。したがって、APE_REQ.1 の依存性には APE_SPD.1 セキュリティ課題定義を適用しなければならない。 CC2022-P3-R1-0003 も参照のこと。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	7.7.3 APE_REQ.1 直接根拠セキュリティ要件 依存性： APE_ECD.1 拡張コンポーネント定義 APE_OBJ.1 運用環境のセキュリティ対策方針 APE_SPD.1 セキュリティ課題定義
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0007
発効日	2023-12-22
参照	8.3.2 / 依存性, 8.8.2 / 依存性, 8.9.2 / 依存性
問題点 - 問題の説明	<p>8.3.2 ACE_CCL.1 PP モジュール適合主張 依存性： ACE_INT.1 PP モジュール概説 ACE_ECD.1 PP モジュール拡張コンポーネント定義 ACE_REQ.1 PP モジュールの主張したセキュリティ要件又は ACE_REQ.2 PP モジュールの導出されたセキュリティ要件</p> <p>8.8.2 ACE_MCO.1 PP モジュール一貫性 依存性： ACE_INT.1 PP モジュール概説 ACE_SPD.1 PP モジュールセキュリティ課題定義 ACE_OBJ.1 直接根拠 PP モジュール環境のセキュリティ対策方針又は ACE_OBJ.2 PP モジュールセキュリティ対策方針 ACE_REQ.1 直接根拠 PP モジュールのセキュリティ要件 v 又は ACE_REQ.2 PP モジュールの導出されたセキュリティ要件</p> <p>8.9.2 ACE_CCO.1 PP 構成一貫性 依存性： ACE_INT.1 PP モジュール概説</p>

	<p>ACE_CCL.1 PP モジュール適合主張</p> <p>ACE_SPD.1 PP モジュールセキュリティ課題定義</p> <p>ACE_OBJ.1 直接根拠 PP モジュール環境のセキュリティ対策方針又は ACE_OBJ.2 PP モジュールセキュリティ対策方針</p> <p>ACE_ECD.1 PP モジュール拡張コンポーネント定義</p> <p>ACE_REQ.1 直接根拠 PP モジュールのセキュリティ要件又は ACE_REQ.2 PP モジュールの導出されたセキュリティ要件</p> <p>ACE_MCO.1 PP モジュール一貫性</p> <p>APE_* (全ての APE コンポーネント)</p> <p>問題：</p> <p>CC パート 3 では、ACE_OBJ.1 の名前が定義され、内部的に一貫性のない使われ方をしている。8.5.3 を考慮し、一貫した方法で定義しなければならない。</p> <p>CC パート 3 では、ACE_REQ.1 の名前が定義され、内部的に一貫性のない使われ方をしている。APE_REQ.1、ASE_REQ.1、その他の (「PP モジュール」で始まる)ACE_*を考慮し、一貫した方法で定義しなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>8.3.2 ACE_CCL.1 PP モジュール適合主張</p> <p>依存性： ACE_INT.1 PP モジュール概説</p> <p>ACE_ECD.1 PP モジュール拡張コンポーネント定義</p> <p>ACE_REQ.1 PP モジュールの直接根拠セキュリティ要件又は ACE_REQ.2 PP モジュールの導出されたセキュリティ要件</p> <p>8.8.2 ACE_MCO.1 PP モジュール一貫性</p> <p>依存性： ACE_INT.1 PP モジュール概説</p> <p>ACE_SPD.1 PP モジュールセキュリティ課題定義</p> <p>ACE_OBJ.1 PP モジュール運用環境のセキュリティ対策方針又は ACE_OBJ.2 PP モジュールセキュリティ対策方針</p> <p>ACE_REQ.1 PP モジュールの直接根拠セキュリティ要件又は ACE_REQ.2 PP モジュールの導出されたセキュリティ要件</p> <p>8.9.2 ACE_CCO.1 PP 構成一貫性</p>

	<p>依存性：</p> <p>ACE_INT.1 PP モジュール概説</p> <p>ACE_CCL.1 PP モジュール適合主張</p> <p>ACE_SPD.1 PP モジュールセキュリティ課題定義</p> <p>ACE_OBJ.1 PP モジュール運用環境のセキュリティ対策方針又は ACE_OBJ.2 PP モジュールセキュリティ対策方針</p> <p>ACE_ECD.1 PP モジュール拡張コンポーネント定義</p> <p>ACE_REQ.1 PP モジュールの直接根拠セキュリティ要件又は ACE_REQ.2 PP モジュールの導出されたセキュリティ要件</p> <p>ACE_MCO.1 PP モジュール一貫性</p> <p>APE_* (全ての APE コンポーネント)</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	一部は修正済みであるが、上記のとおり修正する。

ID	CC2022-P3-R1-0008
発効日	2023-12-22
参照	8.3.2 / ACE_CCL.1.4C
問題点 - 問題の説明	<p>ACE_CCL.1.2C</p> <p>適合主張は、CC パート 2 に対する PP モジュールの適合を CC パート 2 適合又は CC パート 2 拡張のいずれかとして記述しなければならない。</p> <p>ACE_CCL.1.4C</p> <p>適合主張は、この文書に対する PP モジュールの適合を「CC パート 3 適合」又は「CC パート 3 拡張」のいずれかとして記述しなければならない。</p> <p>問題：</p> <p>ACE_CCL.1.2C と ACE_CCL.1.4C は、PP モジュールの適合主張の類似した側面を扱っており、一方は CC パート 2 の適合主張に関連し、もう一方は CC パート 3 の適合主張に関連している。</p> <p>ACE_CCL.1.4C は、互いに同じように記述されるように見直すべきである。</p>
問題の種別	ed/te
解決 -	ACE_CCL.1.4C

訂正/解釈	適合主張は、 CC パート 3 に対する PP モジュールの適合を CC パート 3 適合又は CC パート 3 拡張のいずれか として記述しなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	一部は修正済であるが、上記のとおり修正する。

ID	CC2022-P3-R1-0009
発効日	2023-12-22
参照	8.7.3
問題点 - 問題の説明	<p>8.7.3 ACE_REQ.1 PP モジュールの主張したセキュリティ要件 依存性： APE_ECD.1 拡張コンポーネント定義 ACE_SPD.1 PP モジュールセキュリティ課題定義</p> <p>問題： CC パート 3 では、ACE_REQ.1 という名前が定義され、内部的に一貫性のない使われ方をしている。APE_REQ.1、ASE_REQ.1、その他の ACE_*(「PP モジュール」で始まる)を考慮し、一貫した方法で定義しなければならない。 ACE_ECD.1 のコンポーネントの短い名前の誤り。</p>
問題の種類	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>8.7.3 ACE_REQ.1 PP モジュールの直接根拠セキュリティ要件 依存性： ACE_ECD.1 PP モジュール拡張コンポーネント定義</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0010
発効日	2023-12-22
参照	8.8.2 / ACE_MCO.1.4C, ACE_MCO.1.5C
問題点 -	ACE_MCO.1.4C

問題の説明	<p>一貫性根拠は、次のことを実証しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - セキュリティ対策方針の定義が、PP モジュール基盤のセキュリティ対策方針と一貫していること。 - セキュリティ対策方針の定義が、適合が主張されている機能パッケージのセキュリティ対策方針と一貫していること。 <p>ACE_MCO.1.5C</p> <p>一貫性根拠は、次のことを実証しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - セキュリティ機能要件の定義が、PP モジュール基盤のセキュリティ機能要件と一貫していること。 - セキュリティ機能要件の定義が、適合が主張されている機能パッケージのセキュリティ機能要件と一貫していること。 <p>問題：</p> <p>関連する節の名前は一貫して使用しなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>ACE_MCO.1.4C</p> <p>一貫性根拠は、次のことを実証しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - セキュリティ対策方針が、PP モジュール基盤のセキュリティ対策方針と一貫していること。 - セキュリティ対策方針が、適合が主張されている機能パッケージのセキュリティ対策方針と一貫していること。 <p>ACE_MCO.1.5C</p> <p>一貫性根拠は、次のことを実証しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - セキュリティ機能要件が、PP モジュール基盤のセキュリティ機能要件と一貫していること。 - セキュリティ機能要件が、適合が主張されている機能パッケージのセキュリティ機能要件と一貫していること。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0011
発効日	2023-12-22
参照	8.9.2 / ACE_CCO.1.10C
問題点 -	ACE_CCO.1.9C

問題の説明	<p>適合主張は、CC パート 2 に対する PP 構成の適合を CC パート 2 適合又は CC パート 2 拡張のいずれかとして記述しなければならない。</p> <p>ACE_CCO.1.10C</p> <p>適合主張は、この文書に対する PP 構成の適合を「CC パート 3 適合」又は「CC パート 3 拡張」のいずれかとして記述しなければならない。</p> <p>問題：</p> <p>ACE_CCO.1.9C と ACE_CCO.1.10C は、PP 構成の適合主張の類似した側面を扱っており、一方は CC パート 2 の適合主張に関連し、もう一方は CC パート 3 の適合主張に関連している。</p> <p>ACE_CCO.1.10C は、互いに同じように記述されるように見直すべきである。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>ACE_CCO.1.10C</p> <p>適合主張は、CC パート 3 に対する PP 構成の適合を CC パート 3 適合又は CC パート 3 拡張のいずれかとして記述しなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	一部は修正済であるが、上記のとおり修正する。

ID	CC2022-P3-R1-0012
発効日	2023-12-22
参照	9.3.2 / 依存性, 9.8.3 / 依存性, 9.8.4 / 依存性
問題点 - 問題の説明	<p>9.3.2 ASE_CCL.1 適合主張</p> <p>依存性： ASE_INT.1 ST 概説 ASE_ECD.1 拡張コンポーネント定義 ASE_REQ.1 直接根拠が主張されたセキュリティ要件</p> <p>9.8.3 ASE_TSS.1 TOE 要約仕様</p> <p>依存性： ASE_INT.1 ST 概説 ASE_REQ.1 直接根拠が主張されたセキュリティ要件 ADV_FSP.1 基本機能仕様</p>

	<p>9.8.4 ASE_TSS.2 アーキテクチャ設計要約を伴う TOE 要約仕様</p> <p>依存性： ASE_INT.1 ST 概説 ASE_REQ.1 直接根拠が主張されたセキュリティ要件 ADV_ARC.1 セキュリティアーキテクチャ記述</p> <p>問題： CC パート 3 では、ASE_REQ.1 の名前が定義され、内部的に一貫性のない使われ方をしている。APE_REQ.1 と ACE_REQ.1 を考慮し、一貫した方法で定義しなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>9.3.2 ASE_CCL.1 適合主張</p> <p>依存性： ASE_INT.1 ST 概説 ASE_ECD.1 拡張コンポーネント定義 ASE_REQ.1 直接根拠セキュリティ要件</p> <p>9.8.3 ASE_TSS.1 TOE 要約仕様</p> <p>依存性： ASE_INT.1 ST 概説 ASE_REQ.1 直接根拠セキュリティ要件 ADV_FSP.1 基本機能仕様</p> <p>9.8.4 ASE_TSS.2 アーキテクチャ設計要約を伴う TOE 要約仕様</p> <p>依存性： ASE_INT.1 ST 概説 ASE_REQ.1 直接根拠セキュリティ要件 ADV_ARC.1 セキュリティアーキテクチャ記述</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0013
発効日	2023-12-22
参照	9.3.2 / ASE_CCL.1.3C
問題点 - 問題の説明	ASE_CCL.1.2C 適合主張は、CC パート 2 に対する ST の適合を CC パート 2 適合又

	<p>は CC パート 2 拡張のいずれかとして記述しなければならない。 ASE_CCL.1.3C 適合主張は、ST の適合を「CC パート 3 適合」又は「CC パート 3 拡張」のいずれかとして記述しなければならない。</p> <p>問題： ASE_CCL.1.2C と ASE_CCL.1.3C は、ST の適合性主張の類似した側面に対応しており、一方は CC パート 2 の適合性主張に関連し、もう一方は CC パート 3 の適合性主張に関連している。ASE_CCL.1.3C は、互いに同じように記述されるように見直すべきである。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	ASE_CCL.1.3C 適合主張は、 CC パート 3 に対する ST の適合を CC パート 3 適合 又は CC パート 3 拡張 のいずれかとして記述しなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0014
発効日	2023-12-22
参照	9.7.3 / 依存性, 7.7.3 / 依存性, 8.7.3 / 依存性, 7.5.3 / 依存性, 8.5.3 / 依存性, 9.5.3 / 依存性
問題点 - 問題の説明	<p>9.7.3 ASE_REQ.1 直接根拠セキュリティ要件 依存性： ASE_ECD.1 拡張コンポーネント定義</p> <p>問題： ASE_REQ.1 では、SFR は SPD から導出される。したがって、ASE_REQ.1 の依存性には、ASE_SPD.1 セキュリティ課題定義を適用しなければならない。</p> <p>また、セキュリティ要件根拠は、運用環境のセキュリティ対策方針が必要である。したがって、ASE_REQ.1 の依存性には、ASE_OBJ.1 運用環境のセキュリティ対策方針を適用しなければならない。</p> <p>7.7.3 APE_REQ.1 直接根拠 PP モジュールのセキュリティ要件 依存性： APE_ECD.1 拡張コンポーネント定義</p>

	<p style="text-align: center;">APE_OBJ.1 運用環境のセキュリティ対策方針</p> <p>問題： SPD との関係があるが、現在のところ依存性には記載がない。</p> <p>8.7.3 ACE_REQ.1 PP モジュールの主張したセキュリティ要件 依存性： APE_ECD.1 拡張コンポーネント定義 ACE_SPD.1 PP モジュールセキュリティ課題定義</p> <p>問題： TOE 環境のセキュリティ対策方針との関係があるが、現在のところ依存性には記載がない。APE_ECD.1 の項目が誤っており、訂正すべきである。</p> <p>7.5.3 APE_OBJ.1 運用環境のセキュリティ対策方針 依存性： なし</p> <p>問題： SPD との関係があるが、現在のところ依存性には記載がない。</p> <p>8.5.3 ACE_OBJ.1 PP モジュール運用環境のセキュリティ対策方針 依存性： なし</p> <p>問題： SPD との関係があるが、現在のところ依存性には記載がない。</p> <p>9.5.3 ASE_OBJ.1 運用環境のセキュリティ対策方針 依存性： なし</p> <p>問題： SPD との関係があるが、現在のところ依存性には記載がない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>9.7.3 ASE_REQ.1 直接根拠セキュリティ要件 依存性： ASE_ECD.1 拡張コンポーネント定義 ASE_OBJ.1 運用環境のセキュリティ対策方針 ASE_SPD.1 セキュリティ課題定義</p> <p>7.7.3 APE_REQ.1 直接根拠 PP モジュールのセキュリティ要件</p>

	<p>依存性： APE_ECD.1 拡張コンポーネント定義 APE_OBJ.1 運用環境のセキュリティ対策方針 ASE_SPD.1 セキュリティ課題定義</p> <p>8.7.3 ACE_REQ.1 PP モジュールの主張したセキュリティ要件 依存性： ACE_ECD.1 PP モジュール拡張コンポーネント定義 ACE_OBJ.1 PP モジュール運用環境のセキュリティ対策方針 ACE_SPD.1 PP モジュールセキュリティ課題定義</p> <p>7.5.3 APE_OBJ.1 運用環境のセキュリティ対策方針 依存性： APE_SPD.1 セキュリティ課題定義</p> <p>8.5.3 ACE_OBJ.1 PP モジュール運用環境のセキュリティ対策方針 依存性： ACE_SPD.1 PP モジュールセキュリティ課題定義</p> <p>9.5.3 ASE_OBJ.1 運用環境のセキュリティ対策方針 依存性： ASE_SPD.1 セキュリティ課題定義</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0015
発効日	2023-12-22
参照	9.7.3
問題点 - 問題の説明	<p>ASE_REQ.1.8C セキュリティ要件根拠は、SFR が(運用環境のセキュリティ対策方針と合わせて)TOE の全ての脅威に対抗していることを実証しなければならない。</p> <p>ASE_REQ.1.9C セキュリティ要件根拠は、SFR が(運用環境のセキュリティ対策方針と合わせて)OSP の全てを実施することを実証しなければならない。</p> <p>問題：</p>

	<p>ASE_REQ.1.8C と ASE_REQ.1.9C は、脅威と OSP の観点からセキュリティ要件根拠を実証することを要求している。しかし、各 SFR をそれらに遡って追跡することを要求する明確なエレメントはない。</p> <p>(APE_REQ.1.6C 及び ACE_REQ.1.6C を参照)</p> <p>ASE_REQ.1 には、APE_REQ.1.6C/ACE_REQ.1.6C、ASE_REQ.1.8C は APE_REQ.1.7C/ACE_REQ.1.7C、ASE_REQ.1.9C は APE_REQ.1.8C/ACE_REQ.1.8C に対応する C エレメントが含まれていない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>ASE_REQ.1.8C</p> <p>セキュリティ要件根拠は、各 SFR を、その SFR によって対抗される脅威及びその SFR によって実施される OSP にまでさかのぼって追跡しなければならない。</p> <p>セキュリティ要件根拠は、SFR が(運用環境のセキュリティ対策方針と合わせて)TOE の全ての脅威に対抗していることを実証しなければならない。</p> <p>ASE_REQ.1.9C</p> <p>セキュリティ要件根拠は、SFR が(運用環境のセキュリティ対策方針と合わせて)OSP の全てを実施することを実証しなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	<p>提案された解決策は、内容レベルでは原則的に問題ないが、CC:2022 パート 3 では、ASE_REQ.2 が ASE_REQ.1 より階層的に高いと記述されているが、実際にはそうではないという問題に再び直面する。提案された解決策では、ASE_REQ.1.8C は APE_REQ.1.6C/ACE_REQ.1.6C と同等の内容で補足されている。提案された解決策は、CC2022-P1-R1-0016 に概説された解決策が実施される場合に限り、(大局的な)ヒエラルキー面に関して機能する。</p> <p>セキュリティ保証コンポーネントの途中に新しい内容・提示エレメントを導入するには、CC のパート 3 と CEM に多くの変更が必要である。そのため、この点には注意深く対処すべきである。提案された解決策では、新しい内容・提示エレメントを挿入する代わりに、既存の内容・提示エレメント ASE_REQ.1.8C に内容を追加した。</p> <p>C 要素とその番号付けの変更は、他の CC/CEM の文章部分へのあらゆる副作用を考慮し、現時点では避けるべきであるが、将来の CC/CEM の改訂では、セキュリティ要件根拠の欠落した要件のための独立した C 要素を考慮に入れるべきである。特に、APE や ACE の構造と一貫したものにすべきである。</p>
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0016
発効日	2023-12-22
参照	9.7.4
問題点 - 問題の説明	<p>ASE_REQ.2.8C</p> <p>セキュリティ要件根拠は、SFR が TOE のセキュリティ対策方針の全てを満たすことを実証しなければならない。</p> <p>問題：</p> <p>ASE_REQ.2.8C は、TOE のセキュリティ対策方針の観点から、セキュリティ要件の根拠を実証することを要求している。しかし、各 SFR を追跡することを要求する明確なエレメントはない。</p> <p>(APE_REQ.2.6C 及び ACE_REQ.2.6C を参照)</p> <p>ASE_REQ.2 は APE_REQ.2.6C/ACE_REQ.2.6C に対応する C エレメントを含まず、ASE_REQ.2.8C は APE_REQ.2.7C/ACE_REQ.2.7C に対応する。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>ASE_REQ.2.8C</p> <p>セキュリティ要件根拠は、各 SFR を、TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼって追跡しなければならない。</p> <p>セキュリティ要件根拠は、SFR が TOE のセキュリティ対策方針の全てを満たすことを実証しなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	<p>提案された解決策は、内容レベルでは原則的に問題ないが、CC:2022 パート 3 では、ASE_REQ.2 が ASE_REQ.1 より階層的に高いと記述されているが、実際にはそうではないという問題に再び直面する。提案された解決策では、ASE_REQ.2.8C は APE_REQ.2.6C/ACE_REQ.2.6C と同等の内容で補足されている。提案された解決策は、CC2022-P1-R1-0015 に概説された解決策が実行された場合に限り、(大局的な)ヒエラルキー一面に関して機能する。</p> <p>セキュリティ保証コンポーネントの途中で新しい内容・提示エレメントを導入するには、CC のパート 3 と CEM に多くの変更が必要である。そのため、この点には注意深く対処すべきである。提案された解決策では、新しい内容・提示エレメントを挿入する代わりに、既存の内容・提示エレメント ASE_REQ.2.8C に内容を追加した。</p> <p>C 要素とその番号付けの変更は、他の CC/CEM の文章部分へのあらゆる副作用を考慮し、現時点では避けるべきであるが、将来の CC/CEM の改訂では、セキュリティ要件根拠の欠落した要件のための独立した C 要素を考慮に入れるべきである。特に、APE や ACE の</p>

	構造と一貫したものにすべきである。
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0017
発効日	2023-12-22
参照	10.6, 10.1
問題点 - 問題の説明	<p>10.6 セキュリティ方針モデル化(ADV_SPM)</p> <p>問題：</p> <p>10.6 節のタイトルが間違っている。正しくは「形式的 TSF モデル (ADV_SPM)」である。[CEM:2022]の 13.7 節と比較すること。さらに、10.1 節の同じ種別のエントリーも同様に影響を受ける。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.6 形式的 TSF モデル(ADV_SPM)</p> <p>以下のとおり、10.1 節の適応</p> <p>10.1 節、第 3 段落:</p> <p>TOE のセキュリティ機能性について証拠資料を提出する際に、2 つの特性を実証する必要がある。第 1 の特性は、セキュリティ機能性が正しく機能すること、つまり仕様どおりに動作することである。第 2 の特性は、おそらく簡単には実証できないが、セキュリティ機能性が破壊又はバイパスされかねない方法では TOE を使用できないようになっていることである。この 2 つの特性の分析にはやや異なるアプローチが必要になるため、ADV のファミリーはそれらのアプローチをサポートするように構成されている。機能仕様(ADV_FSP)、TOE 設計(ADV_TDS)、実装表現(ADV_IMP)、形式的 TSF モデル (ADV_SPM)の各ファミリーは、第 1 の特性つまりセキュリティ機能性の仕様を扱う。セキュリティアーキテクチャ(ADV_ARC)及び TSF 内部構造(ADV_INT)の各ファミリーは、第 2 の特性、(略)</p> <p>10.1 節、図 7 の下の段落:</p> <p>これ以外の図 7 で示される対応関係は、全て TOE の ADV クラスで定義される。形式的 TSF モデル(ADV_SPM)ファミリーは、選択された SFR セキュリティ機能を形式的にモデル化するための要件、及び機能仕様と形式的モデルの間の対応を提供するための要件を定義する。(略)</p>

	10.1 節、図 8: ADV_SPM: 形式的 TSF モデル
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0018
発効日	2023-12-22
参照	10.7.3.1 / 最終段落
問題点 - 問題の説明	<p>このファミリの要件では、インタフェースという用語が(2 つのサブシステム又はモジュール間の)通信手段として使用される。インタフェースは、通信が起動される方法を記述する点で TSFI の詳細に似ている(機能仕様(ADV_FSP)を参照のこと)。相互作用という用語は、通信の目的を識別するために使用される。つまりこの用語は、2 つのサブシステム又はモジュールが通信する理由を識別する。</p> <p>問題 :</p> <p>10.7.3.2 節の箇条書き g)項に関して矛盾がある。CC パート 3 の 10.7.3.2 節に概略が示されている :</p> <p>「f) サブシステムもしくはモジュール間での相互作用の記述は、サブシステムもしくはモジュールが通信する理由を識別し、渡される情報を特徴づける。vインタフェース仕様と同じレベルの詳細まで情報を定義する必要はない。例えば、「サブシステム X はメモリマネージャにメモリのブロックを要求し、メモリマネージャは割り当てられたメモリの場所で応答する」というような記述で十分である。</p> <p>g) インタフェースの記述は、どのように、モジュール間での相互作用が達成されるかの詳細を提供する。インタフェースの記述は、モジュールが通信する理由や、通信の目的を記載 (即ち、相互作用の記載) するというよりは、メッセージの構造と内容、セマフォ、内部プロセス通信などの観点から、どのように、その通信が成し遂げられるかの詳細を記述する。」</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	このファミリの要件では、インタフェースという用語が(2 つのモジュール間の)通信手段として使用される。インタフェースは、通信が起動される方法を記述する点で TSFI の詳細に似ている(機能仕様(ADV_FSP)を参照のこと)。相互作用という用語は、通信の目的を識

	別するために使用される。つまりこの用語は、2つのサブシステム又はモジュールが通信する理由を識別する。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0019
発効日	2023-12-22
参照	10.8.3
問題点 - 問題の説明	文章部分の誤植 「i. 依存コンポーネントが、ドメイン分離、自己保護、非バイパス性、セキュアな初期化を提供するために、自身のコンポジット製品 ST 内で関連する基本ドキュメントのサービスを使用しているかどうかを決定しなければならない。」 記載「基本ドキュメント」は誤りで、明らかに用語「基本コンポーネント」を意味する。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	誤りの記載「基本ドキュメント」を「基本コンポーネント」に置き換える。以下ようになる。 「i. 依存コンポーネントが、ドメイン分離、自己保護、非バイパス性、セキュアな初期化を提供するために、自身のコンポジット製品 ST 内で関連する基本コンポーネントのサービスを使用しているかどうかを決定しなければならない。」
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み

ID	CC2022-P3-R1-0020
発効日	2023-12-22
参照	12.1 / 第 3 段落の最後の 2 つの箇条書き
問題点 - 問題の説明	ALC クラスは 9 つのファミリーで構成される。 - ALC_TDA は、開発プロセス中の特定の成果物の生成に関する

	<p>ものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ALC_COMP は、構成部品の統合及び配付手続きの一貫性のチェックに関するものである。 <p>コメント：</p> <p>これら 2 つのファミリーは、他の ALC ファミリののように、短い名前とともに名前を使用して参照されるべきである。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>ALC クラスは 9 つのファミリーで構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - TOE 開発成果物(ALC_TDA)は、開発プロセス中の特定の成果物の生成に関するものである。 - 構成部品の統合と配付手続きの一貫性チェック(ALC_COMP) は、構成部品の統合及び配付手続きの一貫性のチェックに関するものである。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0021
発効日	2023-12-22
参照	12.1 / 図 10
問題点 - 問題の説明	<p>ALC_DVS: 開発セキュリティ</p> <p>ALC_LCD: ライフサイクル定義</p> <p>問題：</p> <p>ファミリー名は 12.5 及び 12.7 と一貫しなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>ALC_DVS: 開発環境セキュリティ</p> <p>ALC_LCD: 開発ライフサイクル定義</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み

ID	CC2022-P3-R1-0022
発効日	2023-12-22
参照	12.2.6 / 依存性, 12.2.7 / 依存性, 12.2.8 / 依存性
問題点 - 問題の説明	<p>12.2.6 ALC_CMC.3 許可の管理 依存性： ALC_CMS.1 TOE の CM 範囲 ALC_DVS.1 セキュリティ手段の識別 ALC_LCD.1 開発者によるライフサイクルプロセスの定義</p> <p>12.2.7 ALC_CMC.4 製造支援、受入れ手続き、及び自動化 依存性： ALC_CMS.1 TOE の CM 範囲 ALC_DVS.1 セキュリティ手段の識別 ALC_LCD.1 開発者によるライフサイクルプロセスの定義</p> <p>12.2.8 ALC_CMC.5 高度なサポート 依存性： ALC_CMS.1 TOE の CM 範囲 ALC_DVS.2 セキュリティ手段の充分性 ALC_LCD.1 開発者によるライフサイクルプロセスの定義</p> <p>問題： 「セキュリティ手段(security measures)」は「セキュリティ管理策(security controls)」に置き換えなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>12.2.6 ALC_CMC.3 許可の管理 依存性： ALC_CMS.1 TOE の CM 範囲 ALC_DVS.1 セキュリティ管理策の識別 ALC_LCD.1 開発者によるライフサイクルプロセスの定義</p> <p>12.2.7 ALC_CMC.4 製造支援、受入れ手続き、及び自動化 依存性： ALC_CMS.1 TOE の CM 範囲 ALC_DVS.1 セキュリティ管理策の識別 ALC_LCD.1 開発者によるライフサイクルプロセスの定義</p>

	12.2.8 ALC_CMC.5 高度なサポート 依存性： ALC_CMS.1 TOE の CM 範囲 ALC_DVS.2 セキュリティ 管理策 の充分性 ALC_LCD.1 開発者によるライフサイクルプロセスの定義
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0023
発効日	2023-12-22
参照	12.2.6, 12.2.7, 12.2.8
問題点 - 問題の説明	問題： ALC_CMC.3/4/5 は ALC_LCD.1 への依存性を持っており、その保証コンポーネントへの参照を用いてこの依存性を宣言している。しかし、ALC_LCD.1 のすべての「適用上の注釈」は、ALC_CMC.3/4/5 の依存性セクションにコピーされているようである。
問題の種類	te
解決 - 訂正/解釈	<ALC_LCD.1 からコピーされた全ての適用上の注釈を削除する>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み

ID	CC2022-P3-R1-0024
発効日	2023-12-22
参照	12.2.7 / 目的 / 第 6 段落, 12.2.8 / 目的 / 第 6 段落
問題点 - 問題の説明	12.2.7 / 目的 / 第 6 段落: 構成要素の数量や構成が複雑な CM システムでは、 ⁱⁱⁱ 自動化ツールなしでの変更の管理は困難である。特に、このような自動化ツールでは、開発中発生する多数の変更をサポートし、これらの変更が許可されたものであることを保証できることが必要とされる。このコ

	<p>ンポーネントの目的は、構成要素が、自動化された手段で管理されることを保証することである。全体的な CM システムが複数の CM アプリケーションを含む場合、自動化ツールは CM アプリケーション間の統合及び TOE の統合をサポートすることもできる。 viii</p> <p>12.2.8 / 目的 / 第 6 段落:</p> <p>構成要素が複雑な開発環境では、自動化ツールなしでの変更の管理は困難である。特に、このような自動化ツールでは、開発中発生する多数の変更をサポートし、これらの変更が許可されたものであることを保証できることが必要とされる。このコンポーネントの目的は、構成要素が、自動化された手段で管理されることを保証することである。TOE が複数の開発者によって開発される場合、つまり統合を行う必要がある場合は、自動化ツールの使用が適切である。</p> <p>問題：</p> <p>ALC_CMC.4 と ALC_CMC.5 の目的セクションの 6 段落目は、自動化ツールのような類似した側面を扱っているが、記述内容が異なるため、一貫性の観点からチェックするべきである。</p> <p>目的の節の直前の項目「ALC_LCD.1 開発者が定義したライフサイクルプロセス」は誤りであり、削除すべきである。このような項目は、CC V3.1 R5 の CC パート 3 にも含まれていない。提案する解決策：項目「ALC_LCD.1 開発者定義のライフサイクルプロセス」の削除。</p> <p>さらに、12.2.7 節と 12.2.8 節の第 6 段落に関して：</p> <p>ヒント：これらの段落は、ALC_CMC.4 及び ALC_CMC.5 の CC V3.1 R5 パート 3 の 354 及び 361 段落に対応する。しかし、CC:2022 パート 3 では、ALC_CMC.4 の 12.2.7 節の文章は適用されたが、ALC_CMC.5 の 12.2.8 節には引き継がれなかった。CC V3.1 R5 では、両方の保証コンポーネントのテキストは同じであったが、CC:2022 パート 3 ではそうではなくなった。361 段落は 12.2.8 節に引き継がれたが、12.2.7 節の適用された文章とは異なっている。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>12.2.7 節及び 12.2.8 節の第 6 段落を組み合わせ、その組み合わせた文章を両方の文章部分で代替として使用する。</p> <p>構成要素やその数量や構成が複雑な開発環境では、自動化ツールなしでの変更の管理は困難である。特に、このような自動化ツールでは、開発中発生する多数の変更をサポートし、これらの変更が許可されたものであることを保証できることが必要とされる。このコンポーネントの目的は、構成要素が、自動化された手段で管理されることを保証することである。TOE が複数の開発者によって開発される場合、つまり統合を行う必要がある場合は、自動化ツールの使用</p>

	が適切である。さらに、全体的な CM システムが複数の CM アプリケーションを含む場合、自動化ツールは CM アプリケーション間の統合及び TOE の統合をサポートすることもできる。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0025
発効日	2023-12-22
参照	12.4.3, 12.4.4
問題点 - 問題の説明	<p>12.4.3, 第 3 段落, a)及び d):</p> <p>a) 消費者の受け取った TOE が評価済みバージョンの TOE と正確に一致することを保証する。</p> <p>d) 消費者に対し、TOE の配送に関する不要な知識を与えない。潜在的な攻撃者に、配付のタイミングと方法を知られるべきでない場合がある。</p> <p>12.4.4, ALC_DEL.1.1D:</p> <p>開発者は、TOE 又はその一部を消費者に配付するための手続きの証拠資料を作成し提供しなければならない。</p> <p>12.4.4, ALC_DEL.1.1C:</p> <p>配付証拠資料は、TOE のバージョンを消費者に配送するときにセキュリティを維持するために必要な全ての手続きを記述しなければならない。</p> <p>問題：</p> <p>「消費者」という用語をチェックする。12.1 節において、ALC_DEL に関して、「利用者」又は「消費者」の代わりに「下流利用者」という用語が使用されている。「下流利用者」の方が、様々なタイプの利用者／消費者に対応するため、より包括的である。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>12.4.3, 第 3 段落, a)及び d):</p> <p>a) 下流利用者の受け取った TOE が評価済みバージョンの TOE と正確に一致することを保証する。</p> <p>d) 下流利用者に対し、TOE の配送に関する不要な知識を与えない。</p>

	<p>潜在的な攻撃者に、配付のタイミングと方法を知られるべきでない場合がある。</p> <p>12.4.4, ALC_DEL.1.1D: 開発者は、TOE 又はその一部を下流利用者に配付するための手続きの証拠資料を作成し提供しなければならない。</p> <p>12.4.4, ALC_DEL.1.1C: 配付証拠資料は、TOE のバージョンを下流利用者に配送するときにセキュリティを維持するために必要な全ての手続きを記述しなければならない。</p> <p>さらに、「下流利用者」という用語は、以下の定義で使用すべきである：「TOE を利用するあらゆる種類の利用者、例えばエンド利用者、インテグレータ、イニシャライザ、パーソナライザ、管理者、サプライヤ」。</p>
適用状況	ma
特記事項	今後の CC/CEM の改訂では、「下流利用者」という用語を CEM(定義セクション)に組み込むことができる。しかし、その場合、定義の番号付けが変更されるため、CEM の定義セクションへの参照に注意する必要がある。
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0026
発効日	2023-12-22
参照	12.5.1 / 第 1 段落, 12.5.3 / 第 2 及び第 3 段落, 12.5.4 / ALC_DVS.1.1D 及び ALC_DVS.1.1C, 12.5.5 / ALC_DVS.2.1D 及び ALC_DVS.2.1C 及び ALC_DVS.2.2C
問題点 - 問題の説明	<p>12.5.1, 第 1 段落: 開発セキュリティは、開発者が提供する環境に関連するセキュリティ管理策の決定と仕様に関係する。</p> <p>12.5.3, 第 2 段落: 評価者は、開発セキュリティの証拠を評定するためにサイトを訪問すべきである。これには、TOE の開発及び製造に関わる下請け業者のサイトも含まれる場合がある。訪問を行わないという決定は評価監督機関と合意されなければならない。</p>

	<p>12.5.3, 第 3 段落: 開発セキュリティは TOE の保守を扱っており、そのため評価の完了後に関係する内容もあるが、開発環境セキュリティ(ALC_DVS)の要件は、開発セキュリティ管理策が評価時点で適切であることのみを特定する。さらに、開発環境セキュリティ(ALC_DVS)は、評価完了後に、開発セキュリティ管理策を将来的に適用するというスポンサーの意図に関連する要件を含んでいない。</p> <p>12.5.4: ALC_DVS.1.1D 開発者は、開発セキュリティ証拠資料を作成し提供しなければならない。</p> <p>ALC_DVS.1.1C 開発セキュリティ証拠資料は、開発環境での TOE の設計及び実装の機密性と完全性を保護するために必要となる、物理的、論理的、手続き的、人的、及びその他のセキュリティ管理策を全て記述しなければならない。</p> <p>12.5.5: ALC_DVS.2.1D 開発者は、開発セキュリティ証拠資料を作成し提供しなければならない。</p> <p>ALC_DVS.2.1C 開発セキュリティ証拠資料は、開発環境での TOE の設計及び実装の機密性と完全性を保護するために必要となる、物理的、手続き的、人的、及びその他のセキュリティ管理策を全て記述しなければならない。</p> <p>ALC_DVS.2.2C 開発セキュリティ証拠資料は、セキュリティ管理策が、TOE の機密性と完全性を維持するうえで、必要な保護レベルを提供することを正当化しなければならない。</p> <p>問題： ALC_DVS は「開発者環境のセキュリティ」を扱っているが、「開発セキュリティ」を扱っていない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>12.5.1, 第 1 段落: 開発環境セキュリティは、開発者が提供する環境に関連するセキュリティ管理策の決定と仕様に関する。</p>

	<p>12.5.3, 第 2 段落: 評価者は、開発環境セキュリティの証拠を評定するためにサイトを訪問すべきである。これには、TOE の開発及び製造に関わる下請け業者のサイトも含まれる場合がある。訪問を行わないという決定は評価監督機関と合意されなければならない。</p> <p>12.5.3, 第 3 段落: 開発環境セキュリティは TOE の保守を扱っており、そのため評価の完了後に関係する内容もあるが、開発環境セキュリティ(ALC_DVS)の要件は、開発セキュリティ管理策が評価時点で適切であることのみを特定する。さらに、開発環境セキュリティ(ALC_DVS)は、評価完了後に、開発セキュリティ管理策を将来的に適用するというスポンサーの意図に関連する要件を含んでいない。</p> <p>12.5.4: ALC_DVS.1.1D 開発者は、開発環境セキュリティ証拠資料を作成し提供しなければならない。</p> <p>ALC_DVS.1.1C 開発環境セキュリティ証拠資料は、開発環境での TOE の設計及び実装の機密性と完全性を保護するために必要となる、物理的、論理的、手続き的、人的、及びその他のセキュリティ管理策を全て記述しなければならない。</p> <p>12.5.5: ALC_DVS.2.1D 開発者は、開発環境セキュリティ証拠資料を作成し提供しなければならない。</p> <p>ALC_DVS.2.1C 開発環境セキュリティ証拠資料は、開発環境での TOE の設計及び実装の機密性と完全性を保護するために必要となる、物理的、手続き的、人的、及びその他のセキュリティ管理策を全て記述しなければならない。</p> <p>ALC_DVS.2.2C 開発環境セキュリティ証拠資料は、セキュリティ管理策が、TOE の機密性と完全性を維持するうえで、必要な保護レベルを提供することを正当化しなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0027
発効日	2023-12-22
参照	12.5.5 / ALC_DVS.2.1C
問題点 - 問題の説明	<p>ALC_DVS.1.1C 開発セキュリティ証拠資料は、開発環境での TOE の設計及び実装の機密性と完全性を保護するために必要となる、物理的、論理的、手続き的、人的、及びその他のセキュリティ管理策を全て記述しなければならない。</p> <p>ALC_DVS.2.1C 開発セキュリティ証拠資料は、開発環境での TOE の設計及び実装の機密性と完全性を保護するために必要となる、物理的、手続き的、人的、及びその他のセキュリティ管理策を全て記述しなければならない。</p> <p>問題： ALC_DVS.2 は ALC_DVS.1 よりも階層的に上位であるため、ALC_DVS.2.1C は少なくとも ALC_DVS.1.1C と同じ要件としなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>ALC_DVS.2.1C 開発セキュリティ証拠資料は、開発環境での TOE の設計及び実装の機密性と完全性を保護するために必要となる、物理的、論理的、手続き的、人的、及びその他のセキュリティ管理策を全て記述しなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0028
発効日	2023-12-22
参照	12.7.3 / 第 2 段落, 1 つ目~3 つ目の箇条書き
問題点 - 問題の説明	受け入れの状況には種類があり、以下のように本基準の異なる箇所で扱われている。

	<ul style="list-style-type: none"> - 下請け業者から納入された部品の受け入れ(「統合」)は、このファミリー、 - 開発ライフサイクル定義(ALC_LCD)、 - 内部の輸送後の受け入れは開発セキュリティ(ALC_DVS)、 <p>問題：</p> <p>1 つめの箇条書きと 2 つめの箇条書きは 1 つにしなければならない。ファミリー名は、定義されたときに一貫した方法で更新しなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>受け入れの状況には種類があり、以下のように本基準の異なる箇所で扱われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 下請け業者から納入された部品の受け入れ(「統合」)は、このファミリー、開発ライフサイクル定義(ALC_LCD)、 - 内部の輸送後の受け入れは開発環境セキュリティ(ALC_DVS)、
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み

ID	CC2022-P3-R1-0029
発効日	2023-12-22
参照	12.7.5 / ALC_LCD.2.1C
問題点 - 問題の説明	<p>ALC_LCD.1.1C ライフサイクル定義証拠資料は、TOE の開発及び保守で使用されるプロセスを記述しなければならない。</p> <p>ALC_LCD.2.1C ライフサイクル定義証拠資料は、TOE 及び/又は TOE の開発の品質を測定するために使用された数値パラメタ及び/又は数値的尺度の詳細を含む、TOE の開発及び保守で使用されるモデルを記述しなければならない。</p> <p>問題：</p> <p>ALC_LCD.2.1C は、ALC_LCD.1.1C から増加した内容・提示エレメントを含まなければならない、それに応じて強調表示されなければならない。</p>

問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	ALC_LCD.2.1C ライフサイクル定義証拠資料は、 TOE 及び/又は TOE の開発の品質を測定するために使用された数値パラメタ及び/又は数値的尺度の詳細を含む、TOE の開発及び保守で使用される プロセス を記述しなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0030
発効日	2023-12-22
参照	12.8.4 / ALC_TDA.1.3E, 12.8.5 / ALC_TDA.2.3E, 12.8.6 / ALC_TDA.3.3E
問題点 - 問題の説明	ALC_TDA.1.3E/2.3E/3.3E 評価者は、TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子の リスト が、TOE の生成時刻と一致することを確認しなければならない。 問題： ALC_TDA.1.3E/2.3E/3.3E は、[CEM:2022]の ALC_TDA.1.3C と ALC_TDA.1-3 を考慮し、リストのタイムスタンプに対処しなければならない。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	ALC_TDA.1.3E/2.3E/3.3E 評価者は、TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子の タイムスタンプのリスト が、TOE の生成時刻と一致することを確認しなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0031
-----------	-------------------

発効日	2023-12-22
参照	14.1 / 図 12
問題点 - 問題の説明	AVA_COMP: コンポジット製品 ^{製品} の脆弱性評定 問題： ファミリー名は、14.4 と一貫しなければならない。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	AVA_COMP: コンポジット脆弱性評定
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に 関する特記事項	-

ID	CC2022-P3-R1-0032
発効日	2024-06-07
参照	10.6.4
問題点 - 問題の説明	問題：形式的モデル、形式的特性、証明及び実証に使用されるツールのプロビジョニングに必要な D-エレメント ADV_SPM.1.7D が欠落している。 CEM2022-R1-0071 を参照のこと。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	ADV_SPM.1.7D 開発者は、形式的モデル、形式的特性、証明及び実証に使用されるすべてのツールを提供しなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に 関する特記事項	-

CC:2022 パート 4 の正誤表/解釈

この節では、CC:2022 パート 4([CC:2022-4])の訂正と解釈を示す。
無し。

CC:2022 パート 5 の正誤表/解釈

この節では、CC:2022 パート 5([CC:2022-5])の訂正と解釈を示す。

ID	CC2022-P5-R1-0001
発効日	2023-12-22
参照	1 / 第 2 段落 / 箇条書きの 2 番目
問題点 - 問題の説明	<p>– 統合保証(CAP)ファミリーは、統合 TOE の評価中に提供されるべき適切なセキュリティ保証を指定するために使用される、セキュリティ保証コンポーネントのセットを指定するパッケージのファミリーである。</p> <p>問題： 保証パッケージ名は一貫した方法で使用しなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	– 統合保証パッケージ(CAP) ファミリーは、統合 TOE の評価中に提供されるべき適切なセキュリティ保証を指定するために使用される、セキュリティ保証コンポーネントのセットを指定するパッケージのファミリーである。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P5-R1-0002
発効日	2023-12-22
参照	4.2.2 / 表 1, 4.4.2.5 / 表 2, 4.4.3.5 / 表 3, 4.4.4.5 / 表 4, 4.4.5.5 / 表 5, 4.4.6.5 / 表 6, 4.4.7.5 / 表 7, 4.4.8.5 / 表 8, 5.3 / 表 9, 5.4.1.5 / 表 10, 5.4.2.5 / 表 11, 5.4.3.5 / 表 12, 6.5 / 表 13, 7.2 / 表 14, 7.4.1.5 / 表 15, 7.4.2.5 / 表 16, 8.2 / 表 17, 8.4.1.5 / 表 18, 8.4.2.5 / 表 19
問題点 - 問題の説明	<p>ASE: ST 評価</p> <p>APE: PP 評価</p>

	コメント： ASE 及び APE のクラス名は[CC:2022-3]と一貫しなければならない。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	ASE: セキュリティターゲット(ST)評価 APE: プロテクションプロファイル(PP)評価
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P5-R1-0003
発効日	2023-12-22
参照	4.4.2.4 / 第 3 段落, 第 4 段落
問題点 - 問題の説明	第 3 段落: また EAL1 は、TOE 及び関連する評価文書の一意の識別情報を通して保証を提供する。 第 4 段落: また EAL1 は、TOE 及び関連する評価文書の一意の識別情報を通して保証を提供する。 問題： 第 3 段落と第 4 段落が同じである。[CC:2022-3]の旧バージョンを考慮すると、編集ミスと思われる。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	第 4 段落を以下のように更新する。 第 4 段落: この EAL は、評価されていない IT に比べ、有意義な保証の増加を提供する。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CC2022-P5-R1-0004
発効日	2023-12-22
参照	4.4.2.5 / 表 2
問題点 - 問題の説明	ASE_REQ.1 主張された セキュリティ要件 問題： ASE_REQ.1 のコンポーネント名は、[CC:2022-3]のものと一貫しなければならない。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	ASE_REQ.1 直接根拠 セキュリティ要件
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P5-R1-0005
発効日	2023-12-22
参照	4.4.6
問題点 - 問題の説明	4.4.6 評価保証レベル 5(EAL5) – 準形式的に検証された設計、及びテスト 問題： EAL パッケージ名の間違い。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	4.4.6 評価保証レベル 5(EAL5) – 準形式的設計、及びテスト
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CC2022-P5-R1-0006
発効日	2023-12-22
参照	4.4.7.4, 4.4.8.4
問題点 - 問題の説明	<p>[CC:2022-3]において、SAR ファミリ ADV_SPM(10.6 節及び A.5 節参照)は完全に作り直され、特に新規又は更新された要件が定義された。これには、[CEM:2022]の 13.7 節の CEM ワークユニットの対応する適応も含まれる。</p> <p>しかしながら、このような更新は[CC:2022-5]に完全には引き継がれなかったため、CC パート 3/CEM と CC パート 5 の間に矛盾が生じた。4.4.7.4 節とそのテキスト項目「EAL6 は、完全な ST 及びその ST 内の SFR の分析により保証を提供する。この分析は、セキュリティのふるまいを理解するために、機能と完全なインタフェースの仕様、ガイダンス証拠資料、TOE の設計、及び実装を使用して行われる。追加の保証が、選択された TOE セキュリティ方針の形式的モデル、及び機能仕様と TOE 設計の準形式的表現を通して得られる。モジュール化され、階層化された、簡潔な TSF 設計も必要となる。」を参照。4.4.8.4 節についても同様のコメントが当てはまる。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>目的の 4.4.7.4 及び 4.4.8.4 節の文章は参考的なもののみであり、一方で SPM モデリング及び関連評価アクティビティに関する要件は、[CC:2022-3]の 10.6 節、A.5 節及び[CEM:2022]の 13.7 節に規定されている。したがって、後者の記述は関連性があり、適用する必要がある。そのため、整合性を図るために、4.4.7.4 及び 4.4.8.4 節の現在の内容は、[CC:2022-3]及び[CEM:2022]に概説されている新しい SPM モデリング及び関連評価アクティビティの意味で再考される必要がある。</p> <p>以下の内容で 4.4.7.4 節の最初の段落を置換する：</p> <p>「EAL6 は、完全な ST 及びその ST 内の SFR の分析により保証を提供する。この分析は、セキュリティのふるまいを理解するために、機能と完全なインタフェースの仕様、ガイダンス証拠資料、TOE の設計の記述、及び実装を使用して行われる。追加の保証が、ST の SFR とセキュリティ対策方針によって定義された TSF とその特性の形式的表現の開発を通して得られる。それぞれ、形式的モデルと形式的特性と呼ばれる。モジュール化され、階層化された、簡潔な TSF 設計も必要となる。」</p> <p>以下の内容で 4.4.8.4 節の最初の段落を置換する：</p> <p>「EAL7 は、完全な ST 及びその ST 内の SFR の分析により保証を提供する。この分析は、セキュリティのふるまいを理解するために、機能と完全なインタフェースの仕様、ガイダンス証拠資料、TOE の</p>

	設計の記述、及び構造化された実装の提示を使用して行われる。追加の保証が、ST の SFR とセキュリティ対策方針によって定義された TSF とその特性の形式的表現の開発を通して得られる。それぞれ、形式的モデルと形式的特性と呼ばれる。モジュール化され、階層化された、簡潔な TSF 設計も必要となる。」
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P5-R1-0007
発効日	2023-12-22
参照	5.3 / 表 9, 5.4.1, 5.4.1.1 / 第 1 段落, 5.4.2, 5.4.2.1 // 第 1 段落, 5.4.3, 5.4.3.1 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	<p>表 9 – 統合保証パッケージの要約（訳注：「統合」の原文は「Composition」。以下同様）</p> <p>- 1 行目: 統合保証パッケージ別の保証コンポーネント</p> <p>5.4.1 統合保証パッケージ A – 構造的統合 5.4.1.1, 第 1 段落: パッケージ名は、統合保証パッケージ A(CAP-A)^{ix} – 構造的統合である。</p> <p>5.4.2 統合保証パッケージ B – 方式的統合 5.4.2.1, 第 1 段落: パッケージ名は、統合保証パッケージ B(CAP-B) – 方式的統合である。</p> <p>5.4.3 統合保証パッケージ C – 方式的統合、テスト、及びレビュー 5.4.3.1, 第 1 段落: パッケージ名は、統合保証パッケージ C(CAP-C) – 方式的統合、テスト、及びレビューである。</p> <p>問題： CAP パッケージ名は一貫した方法で使用しなければならない。</p>
問題の種別	ed/te

解決 - 訂正/解釈	<p>表 9 – 統合保証パッケージの要約（訳注：「統合」の原文は「Composed」。以下同様）</p> <p>- 1 行目: 統合保証パッケージ別の保証コンポーネント</p> <p>5.4.1 統合保証パッケージ A(CAP-A) – 構造的統合</p> <p>5.4.1.1, 第 1 段落: パッケージ名は、統合保証パッケージ A(CAP-A) – 構造的統合である。</p> <p>5.4.2 統合保証パッケージ B(CAP-B) – 方式的統合</p> <p>5.4.2.1, 第 1 段落: パッケージ名は、統合保証パッケージ B(CAP-B) – 方式的統合である。</p> <p>5.4.3 統合保証パッケージ C(CAP-C) – 方式的統合、テスト、及びレビュー</p> <p>5.4.3.1, 第 1 段落: パッケージ名は、統合保証パッケージ C(CAP-C) – 方式的統合、テスト、及びレビューである。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	上記は、英文の「Composition」を「Composed」とする訂正である。日本語翻訳版については「統合」のままであり、変更は無い。

ID	CC2022-P5-R1-0008
発効日	2023-12-22
参照	5.4.1.5 / 表 10
問題点 - 問題の説明	<p>問題：</p> <p>表 10 は、CAP-A が ALC_CMS.1 TOE の CM 範囲を含むことを示しているが、表 9 は、すべての CAP が ALC_CMS.1 の代わりに ALC_CMS.2 TOE の一部の CM 範囲を含むことを示している。</p> <p>統合 TOE を考慮すると、ALC_CMS.2 は、構成リストに TOE を構成する部分を含めなければならない要件であるため、適切な保証コンポーネントである。</p>
問題の種別	ed/te
解決 -	<ALC_CMS.2 TOE の一部の CM 範囲を含むように表 10 を更新する.>

訂正/解釈	
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P5-R1-0009
発効日	2023-12-22
参照	5.4.2.5 / 表 11, 5.4.3.5 / 表 12
問題点 - 問題の説明	ASE_OBJ.2 運用環境のセキュリティ対策方針 ASE_REQ.2 主張されたセキュリティ要件 問題： 表 11 と表 12 には ASE_OBJ.2 と ASE_REQ.2 が含まれているが、SAR の名前は[CC:2022-3]のものと矛盾している。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	ASE_OBJ.2 セキュリティ対策方針 ASE_REQ.2 導出されたセキュリティ要件
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み

ID	CC2022-P5-R1-0010
発効日	2023-12-22
参照	6.5 / 表 13
問題点 - 問題の説明	ASE_COMP.1 セキュリティターゲットの一貫性 × 問題： ASE_COMP.1 の保証コンポーネント名は、[CC:2022-3]と一貫しなければならない。
問題の種別	ed/te

解決 - 訂正/解釈	ASE_COMP.1 セキュリティターゲット(ST)の一貫性
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P5-R1-0011
発効日	2023-12-22
参照	7.4.1
問題点 - 問題の説明	<p>7.4.1 プロテクションプロファイル保証パッケージ - 直接根拠 PP</p> <p>問題： パッケージ名は一貫した方法で使用しなければならない。 [CEM:2022]の表 14 及び 7.4.1.1 の第 1 段落を参照のこと。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	7.4.1 プロテクションプロファイル保証パッケージ - 直接根拠
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CC2022-P5-R1-0012
発効日	2023-12-22
参照	7.4.1.5, 7.4.2.5, 8.4.1.5, 8.4.2.5
問題点 - 問題の説明	<p>参照した節の APE コンポーネントと ASE コンポーネントの名称には、以下のように記されている：</p> <p>「APE_REQ.1 主張されたセキュリティ要件」 「APE_REQ.2 セキュリティ要件」 「ASE_REQ.1 主張されたセキュリティ要件」 「ASE_REQ.2 主張されたセキュリティ要件」</p>

	これらの保証コンポーネントの名称は、[CC:2022-3]の7.7.3、7.7.4、9.7.3、9.7.4節(及びその他)の対応する名称と矛盾している。 CC2022-P3-R1-0006も参照のこと。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	CC2022-P3-R1-0006に概説されているように、[CC:2022-3]のAPE_REQ.1のタイトルの修正を含め、[CC:2022-3]に従って参照先の節の誤った名称項目を修正。 7.4.1.5節: 「APE_REQ.1 直接根拠セキュリティ要件」 7.4.2.5節: 「APE_REQ.2 導出されたセキュリティ要件」 8.4.1.5節: 「ASE_REQ.1 直接根拠セキュリティ要件」 8.4.2.5節: 「ASE_REQ.2 導出されたセキュリティ要件」 それ以降の[CC:2022-5]の保証コンポーネントとその名称は、[CC:2022-3]との一貫性をチェックし、該当する場合は[CC:2022-3]のものと置き換えるべきである。適切な名称は[CC:2022-3]に記載されているものである。
適用状況	ma
特記事項	将来のCC/CEMの改訂の際には、すべてのAPE、ASE、ACE保証コンポーネントの名称を、一貫した整合性のある方法で作成直すことが推奨される(特に、「導出された」、「主張された」、「直接根拠」などの項目を意味のある統一した方法で使用する)。
日本語翻訳版に関する特記事項	7.4.2.5節, 8.4.2.5節は修正済み。他は上記のとおり修正する。

ID	CC2022-P5-R1-0013
発効日	2023-12-22
参照	8.3 / 第1段落
問題点 - 問題の説明	STAの目的は、 プロテクションプロファイル がCCパート1の要件に適合していることを、評価を通じて保証することを支援することである。 問題： STAはST評価に関連する。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	STAの目的は、 セキュリティターゲット がCCパート1の要件に適合していることを、評価を通じて保証することを支援することである。

	る。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み

CEM:2022 の正誤表/解釈

この節では、CEM:2022([CEM:2022])の訂正と解釈を示す。

ID	CEM2022-R1-0001
発効日	2023-12-22
参照	4
問題点 - 問題の説明	問題： 略語のリストから「CC」及び「CEM」が欠落している。
問題の種類	ed
解決 - 訂正/解釈	CC コモンクライテリア(Common Criteria) CEM 共通評価方法(Common Evaluation Methodology)
適用状況	ma
特記事項	この正誤表は、CEM と ISO/IEC 18045 の両方に適用される他の正誤表とは異なり、CEM にのみ適用され、ISO/IEC 18045 には適用されないことに注意すること。 しかし、可能であれば、内容レベルの一貫性を保つために、両文書とも「CC」及び「CEM」という略語を導入することを検討すべきである。
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0002
発効日	2023-12-22
参照	9.2.2 / 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	保証要件は、TOE 全体に適用されるので、TOE の全ての部分に付随する全ての評価証拠は、評価者が入手できる状態となっていなければならない。このような評価証拠の範囲及び要求される内容は、開発者が TOE の各部分に対して持っている管理レベルとは、無関係である。例えば、設計が要求される場合、TOE 設計(ADV_TDS)要件は、TSF の一部である全てのサブシステムに適用される。さらに、実施されている手続きを要求する保証要件、例えば、CM 能力(ALC_CMC)と配付(ALC_DEL)、もまた、TOE 全体(別の開発者によって作成された部分を含む)に適用される。

	問題： この記述は、単一保証評価には当てはまるが、マルチ保証評価には不十分である。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p><マルチ保証評価に対し追加のステートメントを追加する></p> <p>単一保証評価の場合：保証要件は、TOE 全体に適用されるので、TOE の全ての部分に付随する全ての評価証拠は、評価者が入手できる状態となっていなければならない。このような評価証拠の範囲及び要求される内容は、開発者が TOE の各部分に対して持っている管理レベルとは、無関係である。例えば、設計が要求される場合、TOE 設計(ADV_TDS)要件は、TSF の一部である全てのサブシステムに適用される。さらに、実施されている手続きを要求する保証要件、例えば、CM 能力(ALC_CMC)と配付(ALC_DEL)、もまた、TOE 全体(別の開発者によって作成された部分を含む)に適用される。</p> <p>マルチ保証評価の場合：CC パート 1 の 11.3.2.1 節によると、マルチ保証 PP 構成又は適合するマルチ保証 ST はそれぞれ、TSF の構成をそのコンポーネントに定義されるサブ TSF の観点から記述し、各サブ TSF に対して、対応するコンポーネントに一貫した SAR のセットを定義する。マルチ保証評価パラダイムは、TSF の異なる部分(サブ TSF)に異なる保証要件を適用することで構成される。すなわち、各サブ TSF は、マルチ保証 PP 構成/ST 内の自身のセキュリティ保証要件(SAR)のセットに関連付けられる。マルチ保証の場合の評価に関しては、マルチ保証 PP 構成/ST の各コンポーネントについて、そのコンポーネントに関連する保証要件は、上述した単一保証の評価手法に従って適用されなければならない。適用可能な限り、例えば、脆弱性分析やテストでは、更に、全てのコンポーネントから構成される TOE 全体も考慮しなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0003
発効日	2023-12-22
参照	9.4.1 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	この節の目的は、所見報告書(OR)及び評価報告書(ETR)を記述することである。制度においては、個々のワークユニットの報告などの追加の評価者報告を要求することがある。あるいは追加情報を OR 又

	<p>は ETR に含めることを要求することがある。この国際標準は最低限の情報のみを示しているため、この文書はこれらの報告への情報の追加を排除しない。</p> <p>問題： 「この国際標準」は、「この文書」と置き換えなければならない。</p>
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	<p>この節の目的は、所見報告書(OR)及び評価報告書(ETR)を記述することである。制度においては、個々のワークユニットの報告などの追加の評価者報告を要求することがある。あるいは追加情報を OR 又は ETR に含めることを要求することがある。この文書は最低限の情報のみを示しているため、この文書はこれらの報告への情報の追加を排除しない。</p>
適用状況	ma
特記事項	<p>CEM 及び ISO/IEC 18025 の両方に適用される他の注釈とは異なり、この注釈は CEM にのみ適用され、ISO/IEC 18025 には適用されないことに注意すること。</p>
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0004
発効日	2023-12-22
参照	9.4.5.3.1 / 図 5
問題点 - 問題の説明	<p>問題： 図 5 には、9.4.5.3.3 に記述されている「PP 構成概要」の項目がない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<図5 を「PP 構成概要」を含めるように更新する。>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0005
発効日	2023-12-22
参照	9.4.5.3.2 / 第 6 段落
問題点 - 問題の説明	<p>PP 構成制御識別情報(例えば、名前、日付、及びバージョン番号)は、判定が評価者によって正しく下されたことを評価監督機関が検証する目的で、評価対象を識別するために必要である。</p> <p>問題： 9.4.5.3.2 は PP ではなく、PP 構成を取り上げている。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	PP 構成の構成制御識別情報 (例えば、名前、日付、及びバージョン番号)は、判定が評価者によって正しく下されたことを評価監督機関が検証する目的で、評価対象を識別するために必要である。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	第 5 段落も同様に修正する。

ID	CEM2022-R1-0006
発効日	2023-12-22
参照	9.4.5.2.2, 9.4.5.3.2, 9.4.5.4.2
問題点 - 問題の説明	<p>9.4.5.2.2 一般</p> <p>9.4.5.3.2 一般</p> <p>9.4.5.4.2 一般</p> <p>問題： 図 4、図 5、図 6 をそれぞれ考慮すると、9.4.5.2.2、9.4.5.3.2、9.4.5.4.2 のタイトルは「序説」としなければならない。</p>
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	<p>9.4.5.2.2 序説</p> <p>9.4.5.3.2 序説</p> <p>9.4.5.4.2 序説</p>
適用状況	ma

特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0007
発効日	2023-12-22
参照	9.4.5.4.6 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	<p>評価者は、TOE が関連する ST を満たしているかどうかに関する評価の結論、特に CC パート 1 「評価及び評価結果」^{xi}に定義され、9.1.5 に記述されている判定の割り当ての適用によって決定される総合判定について報告しなければならない。</p> <p>問題： 章の参照が欠落している。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>評価者は、TOE が関連する ST を満たしているかどうかに関する評価の結論、特に CC パート 1 の 13 章 「評価及び評価結果」に定義され、9.1.5 に記述されている判定の割り当ての適用によって決定される総合判定について報告しなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	日本語翻訳版では問題点のハイライト部分に誤訳がある(脚注 xiii を参照)。修正については「解決 - 訂正/解釈」のとおりに行うこと。

ID	CEM2022-R1-0008
発効日	2023-12-22
参照	10.3.1.3.6 / 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	<p>ある TOE は単独で実行できるが、別のある TOE(特にソフトウェア TOE)は、動作のために追加のハードウェア、ソフトウェア、又はファームウェアを必要とする。PP のこの節(訳注：原文は「subclause」)では、PP 作成者は、実行する TOE に対して利用できる全てのハードウェア、ソフトウェア、及び/又はファームウェアを列挙する。</p>

	問題： 原文で「section(CEM V3.1 R5, 段落#156 参照)」を「subclause」に置き換えるのは不適切である。このワークユニットでは、 APE_INT.1.5C に関する内容を含む PP の一部を取り上げているが、PP 文書の特定の章(clause)/節(subclause)を取り上げているわけではない。
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	ある TOE は単独で実行できるが、別のある TOE(特にソフトウェア TOE)は、動作のために追加のハードウェア、ソフトウェア、又はファームウェアを必要とする。PP のこの セクション では、PP 作成者は、実行する TOE に対して利用できる全てのハードウェア、ソフトウェア、及び/又はファームウェアを列挙する。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0009
発効日	2023-12-22
参照	10.4.1.2 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。 a) PP b) PP が適合を主張するパッケージ。 問題： APE_CCL.1 のサブアクティビティに対する入力、それ自体に属する全てのワークユニットの観点からレビューしなければならない。 APE_CCL.1-12~15 を考慮し、入力の一部として以下を記載しなければならない： - PP が適合を主張する PP
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。 a) PP b) PP が適合を主張する PP c) PP が適合を主張するパッケージ。
適用状況	ma

特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0010
発効日	2023-12-22
参照	10.4.1.3.3 ~10.4.1.3.6 / APE_CCL.1-2 ~APE_CCL.1-5
問題点 - 問題の説明	<p>10.4.1.3.3 ワークユニット: APE_CCL.1-2 評価者は、CC 適合主張が PP に対する CC パート 2 適合又は CC パート 2 拡張のいずれかの主張を述べていることをチェックしなければならない。</p> <p>10.4.1.3.4 ワークユニット: APE_CCL.1-3 評価者は、CC 適合主張が PP に対する CC パート 3 適合又は CC パート 3 拡張のいずれかの主張を述べていることをチェックしなければならない。</p> <p>10.4.1.3.5 ワークユニット: APE_CCL.1-4 評価者は、CC パート 2 に対する CC 適合主張が拡張コンポーネント定義と一貫していることを決定するためにその CC 適合主張を検査しなければならない。 CC 適合主張が CC パート 2 適合を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が機能コンポーネントを定義しないことを決定する。 CC 適合主張が CC パート 2 拡張を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が拡張機能コンポーネントを少なくとも 1 つは定義していることを決定する。</p> <p>10.4.1.3.6 ワークユニット: APE_CCL.1-5 評価者は、CC パート 3 に対する CC 適合主張が拡張コンポーネント定義と一貫していることを決定するためにその CC 適合主張を検査しなければならない。 CC 適合主張が CC パート 3 適合を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が保証コンポーネントを定義しないことを決定する。 CC 適合主張が CC パート 3 拡張を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が拡張保証コンポーネントを少なくとも 1 つは定義していることを決定する。</p>

	問題： PP の該当箇所は「適合主張」の部分である。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.4.1.3.3 ワークユニット: APE_CCL.1-2 評価者は、適合主張が PP に対する CC パート 2 適合又は CC パート 2 拡張のいずれかの主張を述べていることをチェックしなければならない。</p> <p>10.4.1.3.4 ワークユニット: APE_CCL.1-3 評価者は、適合主張が PP に対する CC パート 3 適合又は CC パート 3 拡張のいずれかの主張を述べていることをチェックしなければならない。</p> <p>10.4.1.3.5 ワークユニット: APE_CCL.1-4 評価者は、CC パート 2 に対する適合主張が拡張コンポーネント定義と一貫していることを決定するためにその適合主張を検査しなければならない。 適合主張が CC パート 2 適合を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が機能コンポーネントを定義しないことを決定する。 適合主張が CC パート 2 拡張を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が拡張機能コンポーネントを少なくとも 1 つは定義していることを決定する。</p> <p>10.4.1.3.6 ワークユニット: APE_CCL.1-5 評価者は、CC パート 3 に対する適合主張が拡張コンポーネント定義と一貫していることを決定するためにその適合主張を検査しなければならない。 適合主張が CC パート 3 適合を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が保証コンポーネントを定義しないことを決定する。 適合主張が CC パート 3 拡張を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が拡張保証コンポーネントを少なくとも 1 つは定義していることを決定する。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0011
発効日	2023-12-22
参照	10.4.1.3.8, 10.4.1.3.9, 11.3.1.3.6, 11.3.1.3.8, 12.4.1.3.12, 12.4.1.3.13
問題点 - 問題の説明	<p>10.4.1.3.8, 第 3 段落, a): a) 一意の名称、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する機能パッケージの識別。</p> <p>10.4.1.3.9, 第 1 段落, a): a) 一意の名称、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する保証パッケージの識別。</p> <p>11.3.1.3.6, 第 3 段落, a): a) 一意の名称、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する機能パッケージの識別。</p> <p>11.3.1.3.8, 第 1 段落, a): a) 一意の名称、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する保証パッケージの識別。</p> <p>12.4.1.3.12, 第 3 段落, a): a) 一意の名称、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する機能パッケージの識別。</p> <p>12.4.1.3.13, 第 1 段落, a): a) 一意の名称、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する保証パッケージの識別。</p> <p>問題： [CC:2022-1]の第 9 章「パッケージ」によると、すべてのパッケージは、一意の名前、短い名前、バージョン、日付、スポンサー、及び CC の関連パートを提供するパッケージ識別を含まなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.4.1.3.8, 第 3 段落, a): a) 一意の名称、短い名前、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する機能パッケージの識別。</p>

	<p>10.4.1.3.9, 第 1 段落, a): a) 一意の名称、短い名前、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する保証パッケージの識別。</p> <p>11.3.1.3.6, 第 3 段落, a): a) 一意の名称、短い名前、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する機能パッケージの識別。</p> <p>11.3.1.3.8, 第 1 段落, a): a) 一意の名称、短い名前、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する保証パッケージの識別。</p> <p>12.4.1.3.12, 第 3 段落, a): a) 一意の名称、短い名前、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する機能パッケージの識別。</p> <p>12.4.1.3.13, 第 1 段落, a): a) 一意の名称、短い名前、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する保証パッケージの識別。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0012
発効日	2023-12-22
参照	10.4.1.3.8, 11.3.1.3.6, 12.4.1.3.12
問題点 - 問題の説明	<p>10.4.1.3.8, 第 3 段落, d), ii: ii. 環境のセキュリティ対策方針が定義されている場合、パッケージはセキュリティ対策方針根拠を含む。</p> <p>11.3.1.3.6, 第 3 段落, d), ii: ii. 環境のセキュリティ対策方針が定義されている場合、パッケージはセキュリティ対策方針根拠を含む。</p> <p>12.4.1.3.12, 第 3 段落, d), ii:</p>

	<p>ii. 環境のセキュリティ対策方針が定義されている場合、パッケージはセキュリティ対策方針根拠を含む。</p> <p>問題： 正しい名前を使用すべきである：運用環境のセキュリティ対策方針。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.4.1.3.8, 第 3 段落, d), ii:</p> <p>ii. 運用環境のセキュリティ対策方針が定義されている場合、パッケージはセキュリティ対策方針根拠を含む。</p> <p>11.3.1.3.6, 第 3 段落, d), ii:</p> <p>ii. 運用環境のセキュリティ対策方針が定義されている場合、パッケージはセキュリティ対策方針根拠を含む。</p> <p>12.4.1.3.12, 第 3 段落, d), ii:</p> <p>ii. 運用環境のセキュリティ対策方針が定義されている場合、パッケージはセキュリティ対策方針根拠を含む。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0013
発効日	2023-12-22
参照	10.4.1.3.9
問題点 - 問題の説明	<p>ワークユニット: APE_CCL.1-8:</p> <p>「評価者は、識別された保証パッケージごとに、パッケージ定義が完全であることをチェックしなければならない。PP が保証パッケージに対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。もし、保証パッケージが CC パート 5 に含まれる保証パッケージの 1 つを参照している場合、このワークユニットもまた満たされているものとみなされる。 ^{xii}評価者は、保証パッケージが以下を含んでいることをチェックすることで、パッケージ定義が CC パート 1、9 章 ^{xiii}「パッケージ」の要件に適合していることを決定する。(略)」</p>

	問題： 1 文目の後に改行がない。
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	問題の説明に示すように改行を使用する。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0014
発効日	2023-12-22
参照	10.4.1.3.9, 11.3.1.3.8, 12.4.1.3.13
問題点 - 問題の説明	<p>10.4.1.3.9, 第 1 段落, b): b) セキュリティ機能性の説明を提供する保証パッケージ概要。</p> <p>11.3.1.3.8, 第 1 段落, b): b) セキュリティ機能性の説明を提供する保証パッケージ概要。 xiv</p> <p>12.4.1.3.13, 第 1 段落, b): b) セキュリティ機能性の説明を提供する保証パッケージ概要。 xiv</p> <p>問題： 保証パッケージはセキュリティ機能性を提供しない。 ([CC:2022-1], 9 章を参照)</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.4.1.3.9, 第 1 段落, b): b) 目的の説明を提供する保証パッケージ概要。</p> <p>11.3.1.3.8, 第 1 段落, b): b) 目的の説明を提供する保証パッケージ概要。</p> <p>12.4.1.3.13, 第 1 段落, b):</p>

	b) 目的 の説明を提供する保証パッケージ概要。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0015
発効日	2023-12-22
参照	10.4.1.3.10
問題点 - 問題の説明	<p>ワークユニット: APE_CCL.1-9:</p> <p>「評価者は、識別された機能パッケージごとに、適合主張がそのパッケージへの適合の主張を、パッケージ適合、パッケージ追加又はパッケージ調整のいずれかとして述べていることをチェックしなければならない。PP が機能パッケージに対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。」</p> <p>問題：</p> <p>1 文目の後に改行がない。</p>
問題の種類	ed
解決 - 訂正/解釈	問題の説明に示すように改行を使用する。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0016
発効日	2023-12-22
参照	10.4.1.3.11
問題点 - 問題の説明	<p>問題：</p> <p>PP が保証パッケージへの適合を主張しない場合のアクションがない。</p>

	(10.4.1.3.10 を参照)
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	10.4.1.3.11 第 1 段落の直後に以下を追加する。 PP が保証パッケージに対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0017
発効日	2023-12-22
参照	10.4.1.3.11 / 第 3 段落
問題点 - 問題の説明	パッケージへの適合主張がパッケージ追加を含む場合、評価者は PP はパッケージに含まれる全ての SAR を含み、追加 SAR を少なくとも 1 つ、又はパッケージ内の SAR の階層的である SAR を少なくとも 1 つ含むことを決定する。 問題： 階層的に上位のものだけが適用される。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	パッケージへの適合主張がパッケージ追加を含む場合、評価者は PP はパッケージに含まれる全ての SAR を含み、追加 SAR を少なくとも 1 つ、又はパッケージ内の SAR の上位階層である SAR を少なくとも 1 つ含むことを決定する。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0018
発効日	2023-12-22
参照	10.4.1.3 / CC Part 3 APE_CCL.1.13C:

問題点 - 問題の説明	CC パート 3 APE_CCL.1.13C: 適合ステートメントは、PP に対する任意の PP/ST に必要とされる適合を、 完全 PP 適合、正確 PP 適合又は論証 PP 適合のいずれか として記述しなければならない。 問題： これは、[CC:2022-3]の APE_CCL.1.13C と全く同一でなければならない。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	CC パート 3 APE_CCL.1.13C:適合ステートメントは、PP に対する任意の PP/ST に必要とされる適合を、 完全適合、正確適合又は論証適合のいずれか として記述しなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0019
発効日	2023-12-22
参照	10.4.1.3.17 / APE_CCL.1-16
問題点 - 問題の説明	評価者は、PP 適合ステートメントが、 完全 PP 適合、正確 PP 適合又は論証 PP 適合 の主張を述べていることをチェックしなければならない。 問題： ワークユニット APE_CCL.1-16 は、APE_CCL.1.13C に従って PP 適合主張をチェックすることを評価者に求めなければならない。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	評価者は、PP 適合ステートメントが、 完全適合、正確適合又は論証適合のいずれか の主張を述べていることをチェックしなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0020
発効日	2023-12-22
参照	10.7.1.3.6, 11.6.1.3.6, 12.7.1.3.6
問題点 - 問題の説明	<p>10.7.1.3.6, 第 3 段落: 評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2、6.1.3 節、「コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p> <p>11.6.1.3.6, 第 3 段落: 評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2、6.1.3 節、「コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p> <p>12.7.1.3.6, 第 3 段落: 評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2、6.1.4 節、「コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p> <p>問題： 参照が正しくない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.7.1.3.6, 第 3 段落: 評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2、7.1.4 節、「コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p> <p>11.6.1.3.6, 第 3 段落: 評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2、7.1.4 節、「コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p> <p>12.7.1.3.6, 第 3 段落: 評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2、7.1.4 節、「コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0021
-----------	-----------------

発効日	2023-12-22
参照	10.7.1.3.6, 11.6.1.3.6, 12.7.1.3.6
問題点 - 問題の説明	<p>10.7.1.3.6, 第 5 段落: 拡張機能コンポーネントが既存の機能コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2、6.2.1 節、「コンポーネント変更の強調表示」と一貫していることを決定する。</p> <p>11.6.1.3.6, 第 5 段落: 拡張機能コンポーネントが既存の機能コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2、6.2.1 節、「コンポーネント変更の強調表示」と一貫していることを決定する。</p> <p>12.7.1.3.6, 第 5 段落: 拡張機能コンポーネントが既存の機能コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2、6.2.1 節、「コンポーネント変更の強調表示」と一貫していることを決定する。</p> <p>問題： 参照が正しくない。CC パート 2 V3.1 R5 の「7.2.1 コンポーネントの変更の強調表示」の節が削除された。代わりに、新しい[CC:2022-2]では、序説に注記がある。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.7.1.3.6, 第 5 段落: 拡張機能コンポーネントが既存の機能コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2、「序説」の注と一貫していることを決定する。</p> <p>11.6.1.3.6, 第 5 段落: 拡張機能コンポーネントが既存の機能コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2、「序説」の注と一貫していることを決定する。</p> <p>12.7.1.3.6, 第 5 段落: 拡張機能コンポーネントが既存の機能コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2、「序説」の注と一貫していることを決定する。</p>

適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0022
発効日	2023-12-22
参照	10.7.1.3.7, 11.6.1.3.7, 12.7.1.3.7
問題点 - 問題の説明	<p>10.7.1.3.7, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい機能ファミリが CC パート 2、6.1.2 節、「ファミリ構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>11.6.1.3.7, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい機能ファミリが CC パート 2、6.1.2 節、「ファミリ構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>12.7.1.3.7, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい機能ファミリが CC パート 2、6.1.3 節、「ファミリ構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>問題： 参照が正しくない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.7.1.3.7, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい機能ファミリが CC パート 2、7.1.3 節、「ファミリ構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>11.6.1.3.7, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい機能ファミリが CC パート 2、7.1.3 節、「ファミリ構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>12.7.1.3.7, 第 3 段落:</p>

	評価者は、全ての新しい機能ファミリーが CC パート 2、7.1.3 節、「ファミリー構造」と一貫するように定義されていることを決定する。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0023
発効日	2023-12-22
参照	10.7.1.3.8, 11.6.1.3.8, 12.7.1.3.8
問題点 - 問題の説明	<p>10.7.1.3.8, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい機能クラスが CC パート 2、6.1.1 節、「クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>11.6.1.3.8, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい機能クラスが CC パート 2、6.1.1 節、「クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>12.7.1.3.8, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい機能クラスが CC パート 2、6.1.2 節、「クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>問題： 参照が正しくない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.7.1.3.8, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい機能クラスが CC パート 2、7.1.2 節、「クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>11.6.1.3.8, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい機能クラスが CC パート 2、7.1.2 節、「クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>12.7.1.3.8, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい機能クラスが CC パート 2、7.1.2 節、「ク</p>

	ラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0024
発効日	2023-12-22
参照	10.7.1.3.9, 11.6.1.3.9, 12.7.1.3.9
問題点 - 問題の説明	<p>10.7.1.3.9, 第 3 段落: 評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.1.3 節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p> <p>10.7.1.3.9, 第 5 段落: 拡張保証コンポーネントが既存の保証コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.1.3 節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p> <p>11.6.1.3.9, 第 3 段落: 評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.1.3 節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p> <p>11.6.1.3.9, 第 5 段落: 拡張保証コンポーネントが既存の保証コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.1.3 節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p> <p>12.7.1.3.9, 第 3 段落: 評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.2 節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p> <p>12.7.1.3.9, 第 5 段落: 拡張保証コンポーネントが既存の保証コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.1.2 節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p> <p>問題 :</p>

	参照が正しくない。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.7.1.3.9, 第 3 段落: 評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.4 節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p> <p>10.7.1.3.9, 第 5 段落: 拡張保証コンポーネントが既存の保証コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.4 節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p> <p>11.6.1.3.9, 第 3 段落: 評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.4 節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p> <p>11.6.1.3.9, 第 5 段落: 拡張保証コンポーネントが既存の保証コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.4 節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p> <p>12.7.1.3.9, 第 3 段落: 評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.4 節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p> <p>12.7.1.3.9, 第 5 段落: 拡張保証コンポーネントが既存の保証コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.4 節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0025
発効日	2023-12-22
参照	10.7.1.3.11, 11.6.1.3.11, 12.7.1.3.11

<p>問題点 - 問題の説明</p>	<p>10.7.1.3.11, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい保証ファミリが CC パート 3、6.1.2 節、「保証ファミリの構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>11.6.1.3.11, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい保証ファミリが CC パート 3、6.1.2 節、「保証ファミリの構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>12.7.1.3.11, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい保証ファミリが CC パート 3、6.1.2 節、「保証ファミリの構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>問題： 参照が正しくない。</p>
<p>問題の種別</p>	<p>ed/te</p>
<p>解決 - 訂正/解釈</p>	<p>10.7.1.3.11, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい保証ファミリが CC パート 3、6.3 節、「保証ファミリの構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>11.6.1.3.11, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい保証ファミリが CC パート 3、6.3 節、「保証ファミリの構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>12.7.1.3.11, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい保証ファミリが CC パート 3、6.3 節、「保証ファミリの構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p>
<p>適用状況</p>	<p>ma</p>
<p>特記事項</p>	<p>-</p>
<p>日本語翻訳版に関する特記事項</p>	<p>修正済み。</p>

ID	CEM2022-R1-0026
発効日	2023-12-22
参照	10.7.1.3.12, 11.6.1.3.12, 12.7.1.3.12
問題点 - 問題の説明	<p>10.7.1.3.12, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい保証クラスが CC パート 3、6.1.1 節、「保証クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>11.6.1.3.12, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい保証クラスが CC パート 3、6.1.1 節、「保証クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>12.7.1.3.12, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい保証クラスが CC パート 3、6.1.1 節、「保証クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>問題： 参照が正しくない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.7.1.3.12, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい保証クラスが CC パート 3、6.2 節、「保証クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>11.6.1.3.12, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい保証クラスが CC パート 3、6.2 節、「保証クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p> <p>12.7.1.3.12, 第 3 段落: 評価者は、全ての新しい保証クラスが CC パート 3、6.2 節、「保証クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0027
-----------	-----------------

発効日	2023-12-22
参照	10.7.1.3.13 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	<p>評価者は、適合又は非適合を実証できる(訳注：原文は「can」)ように、各拡張コンポーネントの各エレメントが評価可能であり、客観的な評価要件を述べることを決定するために、拡張コンポーネント定義を検査しなければならない。</p> <p>問題： 関連する内容・提示エレメント APE_ECD.1.5C と一貫した記述にするため、助動詞「できる(can)」を「できる(may)」に置き換えるべきである。</p> <p>-APE_ECD.1.5C：拡張コンポーネントは、エレメントに対する適合又は不適合を実証できる(訳注：原文は「may」)ように、評価可能で客観的なエレメントで構成されていなければならない。</p>
問題の種類	ed/te
解決 - 訂正/解釈	評価者は、適合又は非適合を実証できるように、各拡張コンポーネントの各エレメントが評価可能であり、客観的な評価要件を述べることを決定するために、拡張コンポーネント定義を検査しなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	日本語翻訳版では、APE_ECD.1-12 及び APE_ECD.1.5C のどちらも「できる」と訳されている。

ID	CEM2022-R1-0028
発効日	2023-12-22
参照	10.8.1.3.2, 10.8.1.3.3
問題点 - 問題の説明	<p>10.8.1.3.2, 第 2 段落: 評価者は、各 SFR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。</p> <p>a) ... b) ... c) PP が適合を主張する PP に対する参照によって(PP に定義されたオプション要件を含む) d) PP が適合を主張するセキュリティ要件パッケージに対する参照によって</p>

	<p>e) ...</p> <p>10.8.1.3.3, 第 2 段落: 評価者は、各 SAR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。</p> <p>a) ... b) ... c) PP が適合を主張する PP に対する参照によって d) PP が適合を主張するセキュリティ要件パッケージに対する参照によって e) ...</p> <p>問題： 各 SFR/SAR は、PP 又はセキュリティ要件パッケージそのものへの参照ではなく、PP 又はセキュリティ要件パッケージ内の「個別のコンポーネント」への参照によって識別される。 (APE_REQ.2-1 を参照)</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.8.1.3.2, 第 2 段落: 評価者は、各 SFR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。</p> <p>a) ... b) ... c) PP が適合を主張する PP 内の個別のコンポートメントに対する参照によって(PP に定義されたオプション要件を含む) d) PP が適合を主張するセキュリティ要件パッケージ内の個別のコンポートメントに対する参照によって e) ...</p> <p>10.8.1.3.3, 第 2 段落: 評価者は、各 SAR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。</p> <p>a) ... b) ... c) PP が適合を主張する PP 内の個別のコンポートメントに対する参照によって d) PP が適合を主張するセキュリティ要件パッケージ内の個別のコンポートメントに対する参照によって e) ...</p>

適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0029
発効日	2023-12-22
参照	10.8.1.3.12, 11.7.1.3.12
問題点 - 問題の説明	<p>10.8.1.3.12, 第 1 段落 & 11.7.1.3.12, 第 1 段落: 評価者は、各脅威に対して、SFR がその脅威に対抗するために適していることをセキュリティ要件根拠が実証することを決定するために、その根拠を検査しなければならない。</p> <p>問題： [CEM:2022]の 3.12 の定義によれば、ここでは「正当化する」という動詞を用いなければならない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.8.1.3.12, 第 1 段落 & 11.7.1.3.12, 第 1 段落: 評価者は、各脅威に対して、SFR がその脅威に対抗するために適していることをセキュリティ要件根拠が正当化することを決定するために、その根拠を検査しなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0030
発効日	2023-12-22
参照	10.8.1.3.12, 11.7.1.3.12
問題点 - 問題の説明	<p>10.8.1.3.12, 第 2 段落: 脅威にまでさかのぼる SFR が一つもない場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。</p>

	<p>11.7.1.3.12, 第 2 段落:</p> <p>脅威にまでさかのぼる SFR が一つもない場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。</p> <p>問題 :</p> <p>直接根拠 PP では、TOE のセキュリティ対策方針は存在しない。したがって、脅威は運用環境のセキュリティ対策方針及び／又は SFR によって対抗する(APE_OBJ.1-2 参照)。このため、上記の記述は正しくない。</p> <p>ここで、APE_REQ.1 の評価サブアクティビティは、SFR と脅威の間の根拠のみを扱うものであり、全ての脅威を扱うには不十分であるため、ワークユニット APE_REQ.1-11 は APE_OBJ.1-2 と組み合わせて根拠を扱わなければならない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.8.1.3.12, 第 2 段落:</p> <p>脅威にまでさかのぼる SFR が一つもなく、APE_OBJ.1-2 でその脅威にまでさかのぼる運用環境のセキュリティ対策方針も一つもないと評価者が決定した場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。</p> <p>11.7.1.3.12, 第 2 段落:</p> <p>脅威にまでさかのぼる SFR が一つもなく、ACE_OBJ.1-2 でその脅威にまでさかのぼる運用環境のセキュリティ対策方針も一つもないと評価者が決定した場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0031
発効日	2023-12-22
参照	10.8.1.3.13, 11.7.1.3.13
問題点 - 問題の説明	<p>10.8.1.3.13, 第 2 段落:</p> <p>SFR 又は運用環境のセキュリティ対策方針が OSP にまでさかのぼることができない場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。</p>

	<p>11.7.1.3.13, 第 2 段落: SFR 又は運用環境のセキュリティ対策方針が OSP にまでさかのぼることができない場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。</p> <p>問題： CEM2022-R1-0029 を参照。 直接根拠 PP では、TOE のセキュリティ対策方針は存在しない。したがって、OSP は運用環境のセキュリティ対策方針及び/又は SFR によって実施される(APE_OBJ.1-2 を参照)。このため、上記の記述は正しい。 しかし、APE_REQ.1 の評価サブアクティビティでは、SFR と OSP の間の根拠のみを取り上げている。運用環境のセキュリティ対策方針と OSP の間の根拠は、APE_OBJ.1 で扱われる。 したがって、APE_REQ.1-12 のワークユニットは、APE_OBJ.1-2 と組み合わせてその根拠を扱わなければならない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.8.1.3.13, 第 2 段落: OSP にまでさかのぼる SFR が一つもなく、APE_OBJ.1-2 でその OSP にまでさかのぼる運用環境のセキュリティ対策方針も一つもないと評価者が決定した場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。</p> <p>11.7.1.3.13, 第 2 段落: OSP にまでさかのぼる SFR が一つもなく、ACE_OBJ.1-2 でその OSP にまでさかのぼる運用環境のセキュリティ対策方針も一つもないと評価者が決定した場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0032
発効日	2023-12-22
参照	10.8.1.3.13, 11.7.1.3.13

問題点 - 問題の説明	<p>10.8.1.3.13, 第 3 段落: 評価者は、OSP に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、その OSP にまでさかのぼる全ての SFR が達成される場合、前提条件が適用可能な文脈では、OSP は実施される)ことを実証することを決定する。</p> <p>11.7.1.3.13, 第 3 段落: 評価者は、OSP に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、その OSP にまでさかのぼる全ての SFR が達成される場合、前提条件が適用可能な文脈では、OSP は実施される)ことを実証することを決定する。</p> <p>問題： ワークユニット APE_REQ.1-11 は、セキュリティ対策方針の根拠ではなく、セキュリティ要件の根拠を対象としている。</p>
問題の種類	te
解決 - 訂正/解釈	<p>10.8.1.3.13, 第 3 段落: 評価者は、OSP に対する正当化が、SFR が十分である(つまり、その OSP にまでさかのぼる全ての SFR が達成される場合、前提条件が適用可能な文脈では、OSP は実施される)ことを実証することを決定する。</p> <p>11.7.1.3.13, 第 3 段落: 評価者は、OSP に対する正当化が、SFR が十分である(つまり、その OSP にまでさかのぼる全ての SFR が達成される場合、前提条件が適用可能な文脈では、OSP は実施される)ことを実証することを決定する。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0033
発効日	2023-12-22
参照	10.8.2.3.3 / 最終段落
問題点 - 問題の説明	オプション要件が PP で定義された場合、このワークユニットの対象となる脅威が関連する可能性があることに注意。

	問題： APE_REQ.2-2 は、セキュリティ要件の記述が SAR を記述していることをチェックすることを意図している。最後の段落はワークユニットとは関係ない。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<最終段落を削除する。>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0034
発効日	2023-12-22
参照	10.8.2.3.11 / 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	オプション要件では、脅威/OSP を特定することが要求される場合があり、これらの SPD エlementに関連するセキュリティ対策方針もこのワークユニットの対象である。 問題： APE_REQ.2-10 は、SFR とセキュリティ対策方針の観点からセキュリティ要件根拠をチェックすることを意図している。第 2 段落は、ワークユニットの内容と意図からすると誤解を招くかもしれない。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	CC パート 1 の 7.3.2.6 節の A.では、オプションの要件(タイプは問わない)について次のように記述されている：「注：オプションの要件は、パッケージ、PP、PP モジュールに存在する SPD エlement、又は要件と特に関連する SPD エlementに対応して記述することができる。そのような関連は、パッケージ、PP 又は PP モジュールで識別される。直接根拠のパッケージ、PP、PP モジュール又は ST は、関連する SPD エlementを持つオプションの要件のセキュリティ対策方針を定義しないが、通常のパッケージ、PP、PP モジュール又は ST は、関連する SFR と SPD エlementに対するセキュリティ対策方針を含む。」 引用文を以下のように更新する：

	オプションの要件に関連するセキュリティ対策方針も、セキュリティ要件根拠及びこのワークユニットの関連アクティビティで考慮されなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0035
発効日	2023-12-22
参照	11.2.1.3 / 適用上の注釈
問題点 - 問題の説明	<p>11.2.1.3 適用上の注釈 APE_INT.1.1E の全てのアクションが適用される。</p> <p>問題： 旧バージョンの CEM と比較して、[CEM:2022]は ACE_INT.1.1E に必要なすべてのワークユニットを導入している。したがって、上記の適用上の注釈はここでは必要ない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p><適用上の注釈を削除する></p> <p>11.2.1.3 節を削除する。後続の節番号を次のように振り直す。 節番号 11.2.1.4 を 11.2.1.3 に、及び 11.2.1.4.*を 11.2.1.3.*に置換する。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0036
発効日	2023-12-22
参照	11.3.1.3.1 / ACE_CCL.1-1
問題点 -	評価者は、PP モジュールが適合を主張する CC のバージョンを適合

問題の説明	<p>主張が識別していることをチェックしなければならない。</p> <p>評価者は、この PP モジュールを開発するために使用された CC のバージョンを CC 適合主張が識別することを決定する。これには、CC のバージョン番号を含めるべきであり、また、CC の英語バージョンが使用されなかった場合は、使用された CC のバージョンの言語も含めるべきである。</p> <p>問題： ワークユニットは、内容・提示エレメント(すなわち、ACE_CCL.1.1C)と一貫しなければならない。 (APE_CCL.1-1 を参照)</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>評価者は、PP モジュールが適合を主張する CC の版を適合主張が識別していることをチェックしなければならない。</p> <p>評価者は、この PP モジュールを開発するために使用された CC の版を CC 適合主張が識別することを決定する。これには、CC の版番号を含めるべきであり、また、CC の英語版が使用されなかった場合は、使用された CC の版の言語も含めるべきである。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	一段落目については修正済み。他を上記のとおり修正する。

ID	CEM2022-R1-0037
発効日	2023-12-22
参照	11.3.1.3.5 / 第 2 段落, 第 3 段落
問題点 - 問題の説明	<p>CC 適合主張が CC パート 2 及び/又は CC パート 3 適合を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が機能/保証コンポーネントを定義しないことを決定する。</p> <p>CC 適合主張が CC パート 2 及び/又は CC パート 3 拡張を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が拡張機能/保証コンポーネントを少なくとも 1 つは定義していることを決定する。</p> <p>問題： PP モジュールの関連するセクションは、「適合主張」のセクションである。</p>
問題の種別	ed/te

解決 - 訂正/解釈	<p>適合主張が CC パート 2 及び/又は CC パート 3 適合を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が機能/保証コンポーネントを定義しないことを決定する。</p> <p>適合主張が CC パート 2 及び/又は CC パート 3 拡張を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が拡張機能/保証コンポーネントを少なくとも 1 つは定義していることを決定する。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0038
発効日	2023-12-22
参照	11.3.1.3.7 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	<p>評価者は、識別された各パッケージに対して、適合主張がパッケージ適合、パッケージ追加又はパッケージ調整のいずれかの主張を述べていることをチェックしなければならない。</p> <p>問題： ワークユニット ACE_CCL.1-7 は機能パッケージを扱っている。 (保証パッケージについては、ACE_CCL.1-8 を参照)</p>
問題の種類	ed/te
解決 - 訂正/解釈	評価者は、識別された各機能パッケージに対して、適合主張がパッケージ適合、パッケージ追加又はパッケージ調整のいずれかの主張を述べていることをチェックしなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0039
発効日	2023-12-22
参照	11.3.1.3.12 / 第 1 段落 / a)

問題点 - 問題の説明	a) 派生した評価方法と評価アクティビティが、PP モジュールと共に使用される他の項目(例えば 基本 PP)で要求される場合、又はPP モジュールが適合を主張する他の項目(例えばパッケージ)で要求される場合、これらは全て評価されている PP モジュールで、PP モジュール自体が要求する派生した評価方法と評価アクティビティとともに識別されていること。 問題： 不適切な例。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	a) 派生した評価方法と評価アクティビティが、PP モジュールと共に使用される他の項目(例えば PP モジュール基盤)で要求される場合、又はPP モジュールが適合を主張する他の項目(例えばパッケージ)で要求される場合、これらは全て評価されている PP モジュールで、PP モジュール自体が要求する派生した評価方法と評価アクティビティとともに識別されていること。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0040
発効日	2023-12-22
参照	11.4.1.1, 11.4.1.3.2
問題点 - 問題の説明	11.4.1.1, 第 1 段落: このサブアクティビティの目的は、 PP モジュール及びその運用環境 によって対処されることが意図されているセキュリティ課題が明確に定義されていることを決定することである。 11.4.1.3.2, 第 3 段落: 評価者は、セキュリティ課題定義が PP モジュール及び/又は PP モジュールの運用環境 によって対抗する必要がある脅威を記述していることを決定する。 問題： SPD は常に TOE とその運用環境の観点から定義される。 [[CC:2022-3]の 8.4.1 及び 8.4.2 を参照すること。]

問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>11.4.1.1, 第 1 段落: このサブアクティビティの目的は、TOE 及び TOE の運用環境によって対処されることが意図されているセキュリティ課題が明確に定義されていることを決定することである。</p> <p>11.4.1.3.2, 第 3 段落: 評価者は、セキュリティ課題定義が TOE 及び/又は TOE の運用環境によって対抗する必要がある脅威を記述していることを決定する。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	一部は修正済であるが、上記のとおり修正する。

ID	CEM2022-R1-0041
発効日	2023-12-22
参照	11.5.1
問題点 - 問題の説明	問題： 「目的」と「入力」の節が欠落している。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>11.5.1.1 目的 このサブアクティビティの目的は、運用環境のセキュリティ対策方針が明確に定義されているかどうかを決定することである。</p> <p>11.5.1.2 入力 このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。 a) PP モジュール</p> <p>以降の節番号はそれに応じてシフトされなければならない。 11.5.1.1 → 11.5.1.3 11.5.1.2 → 11.5.1.4 11.5.1.2.x → 11.5.1.4.x</p>
適用状況	ma
特記事項	-

日本語翻訳版に関する特記事項	-
----------------	---

ID	CEM2022-R1-0042
発効日	2023-12-22
参照	11.5.1.2.4
問題点 - 問題の説明	11.5.1.2.4 ワークユニット: APE_OBJ.1-3 問題 : ワークユニットへの参照が間違っている。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	11.5.1.2.4 ワークユニット: ACE_OBJ.1-3
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0043
発効日	2023-12-22
参照	11.5.2.3.5 / CC パート 3 ACE_OBJ.2.5C の下
問題点 - 問題の説明	問題 : ワークユニット ACE_OBJ.2-5 の節タイトルが欠落している。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	11.5.2.3.6 ワークユニット: ACE_OBJ.2-5 以降の節番号はそれに応じてシフトされなければならない。 11.5.2.3.6 → 11.5.2.3.7
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0044
発効日	2023-12-22
参照	11.6.1.3.12 の下 / CC Part 3 ACE_ECD.1.5C
問題点 - 問題の説明	<p>CC パート 3 ACE_ECD.1.5C: 拡張コンポーネントは、エレメントに対する適合又は非適合を実証できるように、評価可能で客観的なエレメントで構成されていなければならない。</p> <p>問題： これは[CC:2022-3]の ACE_ECD.1.5C と全く同一でなければならない。</p>
問題の種類	ed/te
解決 - 訂正/解釈	CC パート 3 ACE_ECD.1.5C: 拡張コンポーネントは、エレメントに対する適合又は非適合を実証 できる ように、評価可能で客観的なエレメントで構成されていなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	原文の can(できる)を may(できる)に変更。日本語翻訳版では対応不要。

ID	CEM2022-R1-0045
発効日	2023-12-22
参照	11.7.1.3.2, 11.7.1.3.3
問題点 - 問題の説明	<p>11.7.1.3.2, 第 2 段落: 評価者は、各 SFR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。</p> <p>a) ... b) ... c) PP モジュールが適合を主張するセキュリティ要件パッケージに対する参照によって d)</p> <p>11.7.1.3.3, 第 2 段落: 評価者は、各 SAR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。</p>

	<p>a) ...</p> <p>b) ...</p> <p>c) PP モジュールが適合を主張するセキュリティ要件パッケージに対する参照によって</p> <p>d)</p> <p>問題：</p> <p>各 SFR/SAR は、PP 又はセキュリティ要件パッケージそのものへの参照ではなく、PP 又はセキュリティ要件パッケージの「個別のコンポーネント」への参照によって識別される。</p> <p>(ACE_REQ.2-1 を参照)</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>11.7.1.3.2, 第 2 段落:</p> <p>評価者は、各 SFR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。</p> <p>a) ...</p> <p>b) ...</p> <p>c) PP モジュールが適合を主張するセキュリティ要件パッケージ内の個別のコンポーネントに対する参照によって</p> <p>d)</p> <p>11.7.1.3.3, 第 2 段落:</p> <p>評価者は、各 SAR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。</p> <p>a) ...</p> <p>b) ...</p> <p>c) PP モジュールが適合を主張するセキュリティ要件パッケージ内の個別のコンポーネントに対する参照によって</p> <p>d)</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0046
発効日	2023-12-22
参照	11.7.2.3.3 / 最終段落

問題点 - 問題の説明	PP モジュールによってオプション要件が定義されている場合、このワークユニットの対象となる関連する脅威が存在する可能性があることに注意。 問題： ACE_REQ.2-2 は、セキュリティ要件のステートメントが SAR を記述していることをチェックすることを意図している。最後の段落はワークユニットとは関係ない。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<最終段落を削除する>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0047
発効日	2023-12-22
参照	11.7.2.3.11 / 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	オプション要件では、脅威/OSP を特定することが要求される場合があり、これらの SPD エレメントに関連するセキュリティ対策方針もこのワークユニットの対象となる。 問題： ACE_REQ.2-10 は、SFR とセキュリティ対策方針の観点から、セキュリティ要件根拠をチェックすることを意図している。第 2 段落は、ワークユニットの内容と意図からすると誤解を招くかもしれない。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	CC パート 1 の 7.3.2.6 節の A.では、オプションの要件(タイプは問わない)について次のように記述されている：「注：オプションの要件は、パッケージ、PP、PP モジュールに存在する SPD エレメント、又は要件と特に関連する SPD エレメントに対応して記述することができる。そのような関連は、パッケージ、PP 又は PP モジュールで識別される。直接根拠のパッケージ、PP、PP モジュール又は ST は、関連する SPD エレメントを持つオプションの要件のセキュリティ対策方針を定義しないが、通常のパッケージ、PP、PP モジュール又は ST は、関連する SFR と SPD エレメントに対するセキュリティ

	<p>対策方針を含む。」</p> <p>引用文を以下のように更新する： オプションの要件に関連するセキュリティ対策方針も、セキュリティ要件根拠及びこのワークユニットの関連アクティビティで考慮されなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0048
発効日	2023-12-22
参照	11.8.1.3.4 / 第 2 段落 / a) & b)
問題点 - 問題の説明	<p>a) PP モジュールの脅威、前提条件、OSP のステートメントが、適合を主張する機能パッケージのそれらのステートメントと矛盾していない。</p> <p>b) PP モジュールの前提条件のステートメントが、適合が主張されている機能パッケージの範囲外の側面に対処している。その場合、エレメントの追加が許可される。</p> <p>問題： ワークユニット ACE_MCO.1-3 は PP モジュール基盤を対象としている。 (機能パッケージについては、ACE_MCO.1-4 を参照)</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>a) PP モジュールの脅威、前提条件、OSP のステートメントが、その PP モジュール基盤のそれらのステートメントと矛盾していない。</p> <p>b) PP モジュールの前提条件のステートメントが、その PP モジュール基盤の範囲外の側面に対処している。その場合、エレメントの追加が許可される。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0049
発効日	2023-12-22
参照	11.8.1.3.5 / 第 2 段落 / a) & b)
問題点 - 問題の説明	<p>a) PP モジュールの脅威、前提条件、及び OSP のステートメントが、PP モジュール基盤のそれらに矛盾しない。</p> <p>b) PP モジュールの前提条件のステートメントが、PP モジュール基盤の範囲外の側面に対処している。その場合、エレメントの追加が許可される。</p> <p>問題： ワークユニット ACE_MCO.1-4 は機能パッケージを扱っている。 (PP モジュール基盤については、ACE_MCO.1-3 を参照)</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>a) PP モジュールの脅威、前提条件、及び OSP のステートメントが、適合が主張されている機能パッケージのそれらのステートメントと矛盾していない。</p> <p>b) PP モジュールの前提条件のステートメントが、適合が主張されている機能パッケージの範囲外の側面に対処している。その場合、エレメントの追加が許可される。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0050
発効日	2023-12-22
参照	11.8.1.3.6, 11.8.1.3.7, 11.8.1.3.8
問題点 - 問題の説明	<p>11.8.1.3.6 ワークユニット: ACE_MCO.1-5</p> <p>PP モジュールと基本 PP 又は PP モジュールとの間で共有される全ての資産について、評価者は、セキュリティ課題定義の全ての相違が正当化されることを決定しなければならない。例えば、資産が異なる場所、異なる時間に存在する、又は、異なる運用環境の条件にさらされる。</p> <p>特に、評価者は、次の点を決定するために一貫性根拠を検査する。</p> <p>a) PP モジュールにおける TOE のセキュリティ対策方針及び運</p>

用環境のセキュリティ対策方針のステートメントが、適合が主張されている機能パッケージのそれらに矛盾しない。

b) PP モジュールの運用環境のセキュリティ対策方針のステートメントが、適合が主張されている機能パッケージの範囲外の側面に対処している。その場合、エレメントの追加が許可される。

11.8.1.3.7 ワークユニット: ACE_MCO.1-6

評価者は、PP モジュールのセキュリティ対策方針のステートメントが、その PP モジュール基盤のセキュリティ対策方針のステートメントとの一貫性を実証していることを決定するために、PP モジュールの一貫性根拠を検査しなければならない。

11.8.1.3.8 ワークユニット: ACE_MCO.1-7

評価者は、PP モジュールのセキュリティ対策方針のステートメントが、適合が主張されている機能パッケージのセキュリティ対策方針のステートメントとの一貫性を実証していることを決定するために、PP モジュールの一貫性根拠を検査しなければならない。

PP モジュールとその PP モジュール基盤が直接根拠の方式を採用している場合、TOE のセキュリティ対策方針については、このワークユニットは簡単に満たされる (TOE のセキュリティ対策方針は直接根拠の方式では含まれないため)。もし、PP モジュール又はその PP モジュール基盤のいずれかが直接根拠の方式を使用している場合、PP モジュール及びその PP モジュール基盤の全エレメントは直接根拠の方式を使用しなければならない。そうでなければ、このワークユニットに関連する評価者アクションは不合格の判定になる。

特に、評価者は、次の点を決定するために一貫性根拠を検査する。

a) PP モジュールにおける TOE のセキュリティ対策方針及び運用環境のセキュリティ対策方針のステートメントが、PP モジュール基盤のそれらに矛盾しない。

b) PP モジュールの運用環境のセキュリティ対策方針のステートメントが、PP モジュール基盤の範囲外の側面に対処している。その場合、エレメントの追加が許可される。

問題：

11.8.1.3.6 の第 1 段落の「基本 PP 又は PP モジュール」は、「その PP モジュール基盤又は適合が主張されている機能パッケージ」に置き換えなければならない。

11.8.1.3.6 の第 2 段落は、ACE_MCO.1-6 に関連するアクションの一部を扱っているので、11.8.1.3.7 の第 1 段落の下に移動しなければならない。また、箇条書き a) 及び b) の「適合を主張する機能パッケージ」は、「PP モジュール基盤」に置き換えなければならない。

11.8.1.3.7 の第 1 段落の「その PP モジュール基盤 (its PP-Module

	<p>Base)」は「その PP モジュール基盤 (its PP-Module Base(s))」に置き換えなければならない。</p> <p>11.8.1.3.8 の第 2 段落は直接根拠 PP モジュールとその PP モジュール基盤に対応している。したがって、この段落は 11.8.3.7 の第 1 段落の下に移動しなければならない。</p> <p>また、11.8.1.3.8 の第 3 段落の「PP モジュール基盤」は、「適合を主張する機能パッケージ」に置き換えなければならない。</p> <p>全体として、この問題とその解決は、現在のところ文章部分が混在し、影響を受ける 3 つの WU に誤って割り当てられているため、WU に既に含まれている内容の並び替えに対処するだけである(多かれ少なかれ、編集上の問題だけである)。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>11.8.1.3.6 ワークユニット: ACE_MCO.1-5</p> <p>PP モジュールとその PP モジュール基盤又は適合が主張されている機能パッケージとの間で共有される全ての資産について、評価者は、セキュリティ課題定義の全ての相違が正当化されることを決定しなければならない。例えば、資産が異なる場所、異なる時間に存在する、又は、異なる運用環境の条件にさらされる。</p> <p>11.8.1.3.7 ワークユニット: ACE_MCO.1-6</p> <p>評価者は、PP モジュールのセキュリティ対策方針のステートメントが、その PP モジュール基盤のセキュリティ対策方針のステートメントとの一貫性を実証していることを決定するために、PP モジュールの一貫性根拠を検査しなければならない。</p> <p>PP モジュールとその PP モジュール基盤が直接根拠の方式を採用している場合、TOE のセキュリティ対策方針については、このワークユニットは簡単に満たされる (TOE のセキュリティ対策方針は直接根拠の方式では含まれないため)。もし、PP モジュール又はその PP モジュール基盤のいずれかが直接根拠の方式を使用している場合、PP モジュール及びその PP モジュール基盤の全エレメントは直接根拠の方式を使用しなければならない。そうでなければ、このワークユニットに関連する評価者アクションは不合格の判定になる。</p> <p>特に、評価者は、次の点を決定するために一貫性根拠を検査する。</p> <p>a) PP モジュールにおける TOE のセキュリティ対策方針及び運用環境のセキュリティ対策方針のステートメントが、PP モジュール基盤のそれらに矛盾しない。</p> <p>b) PP モジュールの運用環境のセキュリティ対策方針のステートメントが、PP モジュール基盤の範囲外の側面に対処している。その場合、エレメントの追加が許可される。</p> <p>11.8.1.3.8 ワークユニット: ACE_MCO.1-7</p>

	<p>評価者は、PP モジュールのセキュリティ対策方針のステートメントが、適合が主張されている機能パッケージのセキュリティ対策方針のステートメントとの一貫性を実証していることを決定するために、PP モジュールの一貫性根拠を検査しなければならない。</p> <p>特に、評価者は、次の点を決定するために一貫性根拠を検査する。</p> <p>a) PP モジュールにおける TOE のセキュリティ対策方針及び運用環境のセキュリティ対策方針のステートメントが、適合が主張されている機能パッケージのそれらに矛盾しない。</p> <p>b) PP モジュールの運用環境のセキュリティ対策方針のステートメントが、適合が主張されている機能パッケージの範囲外の側面に対処している。その場合、エレメントの追加が許可される。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0051
発効日	2023-12-22
参照	11.8.1.3.9, 11.8.1.3.10
問題点 - 問題の説明	<p>11.8.1.3.9, 第 1 段落:</p> <p>評価者は、PP モジュールのセキュリティ要件のステートメントがその PP モジュール基盤のセキュリティ要件のステートメントと一貫していること、つまり PP モジュールの SFR が PP モジュール基盤の SFR を完了又は詳細化し、PP モジュール及び PP モジュール基盤の SFR のセット全体との間で一切矛盾が生じないことを決定するために、一貫性根拠を検査しなければならない。</p> <p>11.8.1.3.10, 第 1 段落:</p> <p>評価者は、PP モジュールのセキュリティ要件のステートメントが適合が主張されている機能パッケージのセキュリティ要件のステートメントと一貫していること、つまり PP モジュールの SFR が主張されている機能パッケージの SFR を完了又は詳細化し、PP モジュール及び適合が主張されている機能パッケージの SFR のセット全体との間で一切矛盾が生じないことを決定するために、一貫性根拠を検査しなければならない。</p> <p>問題 :</p>

	ワークユニットは、アクションの範囲に関して、関連する内容・提示エレメントと一貫しなければならない。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>11.8.1.3.9, 第 1 段落: 評価者は、PP モジュールのセキュリティ機能要件のステートメントがその PP モジュール基盤のセキュリティ機能要件のステートメントと一貫していること、つまり PP モジュールの SFR が PP モジュール基盤の SFR を完了又は詳細化し、PP モジュール及び PP モジュール基盤の SFR のセット全体との間で一切矛盾が生じないことを決定するために、一貫性根拠を検査しなければならない。</p> <p>11.8.1.3.10, 第 1 段落: 評価者は、PP モジュールのセキュリティ機能要件のステートメントが適合が主張されている機能パッケージのセキュリティ機能要件のステートメントと一貫していること、つまり PP モジュールの SFR が主張されている機能パッケージの SFR を完了又は詳細化し、PP モジュール及び適合が主張されている機能パッケージの SFR のセット全体との間で一切矛盾が生じないことを決定するために、一貫性根拠を検査しなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0052
発効日	2023-12-22
参照	11.9.1.3.19
問題点 - 問題の説明	<p>11.9.1.3.19, 第 1 段落, a): a) 派生した評価方法及び評価アクティビティが、PP 構成に含まれる他の要素(例えば、基本 PP や PP モジュール)で要求される場合、又は PP 構成が適合を主張する他の要素(例えば、パッケージ)で要求される場合、これらは全て評価されている PP 構成で、PP 構成自体が要求する派生した評価方法や評価アクティビティとともに識別されている。</p> <p>11.9.1.3.19, 最終段落: 完全適合が要求される場合、PP 構成は派生した評価方法と評価アクティビティについて独自の要件を定義することは許されず、PP 構成</p>

	<p>の他の要素(例えば、基本 PP や PP モジュール)が要求するものだけを使用できる。</p> <p>問題： 不適切な例。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>11.9.1.3.19, 第 1 段落, a):</p> <p>a) 派生した評価方法及び評価アクティビティが、PP 構成に含まれる他の要素(例えば、PP モジュール基盤や PP モジュール)で要求される場合、又は PP 構成が適合を主張する他の要素(例えば、パッケージ)で要求される場合、これらは全て評価されている PP 構成で、PP 構成自体が要求する派生した評価方法や評価アクティビティとともに識別されている。</p> <p>11.9.1.3.19, 最終段落:</p> <p>完全適合が要求される場合、PP 構成は派生した評価方法と評価アクティビティについて独自の要件を定義することは許されず、PP 構成の他の要素(例えば、PP モジュール基盤や PP モジュール)が要求するものだけを使用できる。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0053
発効日	2023-12-22
参照	12.4.1.3.13 / 最終段落
問題点 - 問題の説明	<p>保証パッケージに含まれる保証コンポーネント/要件を選択する根拠を示す、セキュリティ要件根拠。</p> <p>問題： 前段落の箇条書き f)としなければならない。</p>
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	<p>a) ...</p> <p>b) ...</p> <p>c) ...</p>

	d) … e) … f) 保証パッケージに含まれる保証コンポーネント/要件を選択する根拠を示す、セキュリティ要件根拠。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0054
発効日	2023-12-22
参照	12.4.1.3.14
問題点 - 問題の説明	問題： ワークユニット ASE_CCL.1-13 は、ST 適合主張におけるパッケージの識別を扱っている。したがって、このワークユニットは ASE_CCL.1.6C ではなく、ASE_CCL.1.5C に適している。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<12.4.1.3.14 を ASE_CCL.1.5C に移動する>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0055
発効日	2023-12-22
参照	12.4.1.3.18 / 最終段落の直前の段落 / 1 つ目と 3 つ目の箇条書き
問題点 - 問題の説明	<ul style="list-style-type: none"> ST のセキュリティ課題定義を満たす全ての TOE は、PP/PP 構成のセキュリティ課題定義も満たす。これはまた、PP 内に定義された脅威を実現したり、PP/PP 構成内に定義された OSP を侵害したりする各事象が、ST 内に述べられた脅威を実現したり、ST 内に定義された OSP を侵害したりすることを実証することによって、間接的に示される。ST 内に述べられた OSP を満たすことは、PP/PP 構成内に述べられた脅威を防ぐことができ、又

	<p>は、ST 内に述べられた脅威を防ぐことは、PP/PP 構成内に述べられた OSP を満たすことができるので、脅威と OSP はお互いに代用できる点に注意のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> PP/PP 構成の SPD への適合を実証するために必要とされる、ST 内の前提条件のセットのほかに、ST は、更に前提条件を特定することができる。ただし、これらの追加の前提条件が、PP/PP 構成内に定義されたセキュリティ課題定義から独立しており影響を与えない場合に限る。更に詳しくは、PP に従い、TOE によって対抗する必要のある TOE への脅威を除外する ST 内の前提条件はない。同様に、PP/PP 構成に従い、TOE によって満たされることが意図されている PP/PP 構成内に述べられた OSP の側面を実現した ST 内の前提条件はない。 <p>問題： PP 構成は PP と共に扱われなければならない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<ul style="list-style-type: none"> ST のセキュリティ課題定義を満たす全ての TOE は、PP/PP 構成のセキュリティ課題定義も満たす。これはまた、PP/PP 構成内に定義された脅威を実現したり、PP/PP 構成内に定義された OSP を侵害したりする各事象が、ST 内に述べられた脅威を実現したり、ST 内に定義された OSP を侵害したりすることによって、間接的に示される。ST 内に述べられた OSP を満たすことは、PP/PP 構成内に述べられた脅威を防ぐことができ、又は、ST 内に述べられた脅威を防ぐことは、PP/PP 構成内に述べられた OSP を満たすことができるので、脅威と OSP はお互いに代用できる点に注意のこと。 PP/PP 構成の SPD への適合を実証するために必要とされる、ST 内の前提条件のセットのほかに、ST は、更に前提条件を特定することができる。ただし、これらの追加の前提条件が、PP/PP 構成内に定義されたセキュリティ課題定義から独立しており影響を与えない場合に限る。更に詳しくは、PP/PP 構成に従い、TOE によって対抗する必要のある TOE への脅威を除外する ST 内の前提条件はない。同様に、PP/PP 構成に従い、TOE によって満たされることが意図されている PP/PP 構成内に述べられた OSP の側面を実現した ST 内の前提条件はない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0056
発効日	2023-12-22
参照	12.4.1.3.20
問題点 - 問題の説明	<p>12.4.1.3.20, 第 5 段落: 適合が主張されている PP/PP 構成によって完全適合が要求されている場合、適合主張根拠は必要とされない。その代わりに、評価者は適合が主張される PP のセキュリティ要件の記述が、以下の許容を伴って、ST に正確に再現されていることを決定する。</p> <p>12.4.1.3.20, 第 7 段落: 適合が主張されている PP によって正確適合が要求されている場合、適合主張根拠は必要とされない。その代わりに、評価者は、ST 内のセキュリティ要件のステートメントが、適合が主張されている PP 内のセキュリティ要件のステートメントのスーパーセットであるか、又はその PP 内のセキュリティ要件のステートメントと同一であるかを決定する(正確適合の場合)。</p> <p>問題： PP 構成は PP と共に扱われなければならない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>12.4.1.3.20, 第 5 段落: 適合が主張されている PP/PP 構成によって完全適合が要求されている場合、適合主張根拠は必要とされない。その代わりに、評価者は適合が主張される PP/PP 構成のセキュリティ要件の記述が、以下の許容を伴って、ST に正確に再現されていることを決定する。</p> <p>12.4.1.3.20, 第 7 段落: 適合が主張されている PP/PP 構成によって正確適合が要求されている場合、適合主張根拠は必要とされない。その代わりに、評価者は、ST 内のセキュリティ要件のステートメントが、適合が主張されている PP/PP 構成内のセキュリティ要件のステートメントのスーパーセットであるか、又はその PP/PP 構成内のセキュリティ要件のステートメントと同一であるかを決定する(正確適合の場合)。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0057
発効日	2023-12-22
参照	12.8.1.3.2, 12.8.1.3.3
問題点 - 問題の説明	<p>12.8.1.3.2, 第 2 段落: 評価者は、各 SFR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。</p> <p>a) ... b) ... c) ST が適合を主張する PP に対する参照によって、PP に定義されたオプション要件を含む d) ST が適合を主張する セキュリティ要件パッケージに対する参照によって e)</p> <p>12.8.1.3.3, 第 2 段落: 評価者は、各 SAR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。</p> <p>a) ... b) ... c) ST が適合を主張する PP に対する参照によって d) ST が適合を主張する セキュリティ要件パッケージに対する参照によって e)</p> <p>問題： 各 SFR/SAR は、PP 又はセキュリティ要件パッケージそのものへの参照ではなく、PP 又はセキュリティ要件パッケージの「個別のコンポーネント」への参照によって識別される。 (ASE_REQ.2-1 を参照)</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>12.8.1.3.2, 第 2 段落: 評価者は、各 SFR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。</p> <p>a) ... b) ... c) ST が適合を主張する PP 内の個別のコンポーネントに対する参照によって、PP に定義されたオプション要件を含む d) ST が適合を主張する セキュリティ要件パッケージ内の個別</p>

	<p>のコンポーネントに対する参照によって</p> <p>e)</p> <p>12.8.1.3.3, 第 2 段落: 評価者は、各 SAR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。</p> <p>a) ...</p> <p>b) ...</p> <p>c) ST が適合を主張する PP 内の個別のコンポーネントに対する参照によって</p> <p>d) ST が適合を主張するセキュリティ要件パッケージ内の個別のコンポーネントに対する参照によって</p> <p>e)</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0058
発効日	2023-12-22
参照	12.8.1.3.3, 12.8.2.3.3
問題点 - 問題の説明	<p>12.8.1.3.3, 最終段落: PP によってオプション要件が定義されている場合、このワークユニットの対象となる関連する脅威が存在する可能性があることに注意。</p> <p>12.8.2.3.3, 最終段落: PP によってオプション要件が定義されている場合、このワークユニットの対象となる関連する脅威が存在する可能性があることに注意。</p> <p>問題： ASE_REQ.1-2 及び ASE_REQ.2-2 は、セキュリティ要件のステートメントが SAR を記述していることをチェックすることを意図している。最後の段落はワークユニットとは関係ない。</p>
問題の種別	te

解決 - 訂正/解釈	<最終段落を削除する>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に 関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0059
発効日	2023-12-22
参照	12.8.1.3.15 と 12.8.1.3.16 の間
問題点 - 問題の説明	<p>問題：</p> <p>[CC:2022-3]の変更提案 CC2022-P3-R1-0015 は、ここで対処しなければならない。</p> <p>ASE_REQ.1.8C と ASE_REQ.1.9C は、脅威と OSP の観点からセキュリティ要件根拠を実証することを要求している。しかし、各 SFR をそれらに遡って追跡することを要求する明確なエレメントはない。</p> <p>(APE_REQ.1.6C 及び ACE_REQ.1.6C を参照)</p> <p>ここで新しい内容・提示エレメントが定義された場合、関連するワークユニットも追加しなければならない。</p> <p>(APE_REQ.1-10、APE_REQ.1-11、及び APE_REQ.1-12 を参照)</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p><既存のワークユニットを適切に分割し、APE_REQ.1-10、APE_REQ.1-11 及び APE_REQ.1-12 を参考とした新しいワークユニットを追加する></p> <p>APE_REQ.1.6C/APE_REQ.1-10、APE_REQ.1.7C/APE_REQ.1-11、APE_REQ.1.8C/APE_REQ.1-12 と整合し、ACE_REQ.1 の類似ワークユニットに対応する。CEM2022-R1-0060、CEM2022-R1-0061、CEM2022-R1-0030、CEM2022-R1-0031（すべて本文書による修正/改良版を参照）、CEM2022-R1-0032 も参照のこと。</p> <p>12.8.1.3.15 ワークユニット: ASE_REQ.1-14</p> <p>(略)</p> <p>CC パート 3 ASE_REQ.1.8C: セキュリティ要件根拠は、各 SFR を、その SFR によって對抗される脅威及びその SFR によって実施される OSP にまでさかのぼって追跡しなければならない。</p> <p>セキュリティ要件根拠は、SFR が(運用環境のセキュリティ対策方針</p>

と合わせて)TOE の全ての脅威に対抗していることを実証しなければならない。

12.8.1.3.16 ワークユニット: ASE_REQ.1-15

評価者は、セキュリティ要件根拠が各 SFR を、その SFR が対抗する脅威及びその SFR が実施する OSP までさかのぼって追跡していることをチェックしなければならない。

評価者は、各脅威に対して、SFR がその脅威に対抗するために適していることをセキュリティ要件根拠が実証することを決定するために、その根拠を検査しなければならない。

評価者は、各 SFR が少なくとも 1 つの TOE の脅威又は OSP にまでさかのぼることを決定する。

さかのぼることに失敗した場合、セキュリティ要件根拠が不完全であるか、運用環境のセキュリティ対策方針が不完全であるか、又は SFR が役立つ目的を持っていないことを示す。

根拠のこの追跡要素を配置しなければならない場所に決まりはない。例えば、セキュリティの議論をより明確で読みやすくするために、関連する部分を各脅威及び OSP の下に配置することができる。

脅威にまでさかのぼる SFR が一つもなく、ASE_OBJ.1-2 でその脅威にまでさかのぼる運用環境のセキュリティ対策方針も一つもないと評価者が決定した場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、脅威に対する正当化が脅威の除去、軽減、又は緩和が行われたかどうかを示すことを決定する。

評価者は、脅威に対する正当化が、SFR が十分である(つまり、脅威にまでさかのぼる全ての SFR が達成される場合、OSP と前提条件が適用可能な文脈では、脅威は除去されるか、十分に軽減されるか、脅威の影響が十分に緩和される)ことを実証することを決定する。

セキュリティ要件根拠において、各脅威に関連する SFR を単に列挙することは、正当化の一部にはなっても、それ自体では正当化を構成しないことに注意。記述的な正当化が必要である。ただし、この正当化は、単純な場合には、「SFR X が脅威 Y に直接対抗する」というような最小限のものでよい。

評価者は、脅威にまでさかのぼる各 SFR が必要である(つまり、SFR が実現される場合、それは実際に脅威の除去、軽減、又は緩和に寄与する)ことも決定する。

CC パート 3 ASE_REQ.1.9C: セキュリティ要件根拠は、SFR が(運用環境のセキュリティ対策方針と合わせて)OSP の全てを実施することを実証しなければならない。

12.8.1.3.17 ワークユニット: ASE_REQ.1-16

評価者は、各 OSP に対して、SFR がその OSP を実施するために適し

	<p>ていることをセキュリティ要件根拠が正当化することを決定するために、その根拠を検査しなければならない。</p> <p>OSP にまでさかのぼる SFR が一つもなく、ASE_OBJ.1-2 でその OSP にまでさかのぼる運用環境のセキュリティ対策方針も一つもないと評価者が決定した場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。</p> <p>評価者は、OSP に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、その OSP にまでさかのぼる全ての SFR が達成される場合、前提条件が適用可能な文脈では、OSP は実施される)ことを実証することを決定する。</p> <p>評価者は、OSP にまでさかのぼる各 SFR が必要である(つまり、SFR が実現される場合、それは実際に OSP の実施に寄与する)ことも決定する。</p> <p>セキュリティ要件根拠において、各 OSP に関連する SFR を単に列挙することは、正当化の一部にはなっても、それ自体では正当化を構成しないことに注意。記述的な正当化が必要である。ただし、この正当化は、単純な場合には、「SFR X は OSP Y を直接実施する」というような最小限のものでよい。</p> <p>CC パート 3 ASE_REQ.1.10C: セキュリティ要件根拠は、なぜ SAR が選ばれたかを説明しなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0060
発効日	2023-12-22
参照	12.8.1.3.16 / 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	<p>もし、ある脅威を追跡できる SFR がない場合、このワークユニットに関連する評価者のアクションは、セキュリティ要件の根拠が不完全であること、TOE のセキュリティ対策方針が不完全であること、又は、いくつかの SFR に有用な目的がないことを意味するため、不合格と判定される。</p> <p>問題：</p> <p>直接根拠 ST では、TOE のセキュリティ対策方針は存在しない。したがって、脅威は運用環境のセキュリティ対策方針及び／又は SFR によって対抗する(ASE_OBJ.1-2 参照)。このため、上記の記述は正し</p>

	<p>くない。</p> <p>ここで、ASE_REQ.1 の評価サブアクティビティは、SFR と脅威の間の根拠のみを扱っており、すべての脅威を扱うには不十分であるため、ワークユニット ASE_REQ.1-15 は、ASE_OBJ.1-2 と組み合わせて根拠を扱わなければならない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	もし、ある脅威を追跡できる SFR がなく、ASE_OBJ.1-2 の運用環境のセキュリティ対策方針もその脅威を追跡しないと評価者が決定した場合、このワークユニットに関連する評価者のアクションは不合格と判定される。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0061
発効日	2023-12-22
参照	12.8.1.3.17 / 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	<p>SFR 又は運用環境のセキュリティ対策方針が OSP にまでさかのぼることができない場合、このワークユニットに係る評価者アクションは不合格判定になる。</p> <p>問題：</p> <p>CEM2022-R1-0060 を参照。</p> <p>直接根拠 ST では、TOE のセキュリティ対策方針は存在しない。したがって、OSP は運用環境のセキュリティ対策方針及び／又は SFR によって実施される(ASE_OBJ.1-2 を参照)。このため、上記の記述は正しい。</p> <p>しかし、ASE_REQ.1 の評価サブアクティビティでは、SFR と OSP の間の論理的根拠だけを取り上げている。運用環境のセキュリティ対策方針と OSP の間の根拠は、ASE_OBJ.1 で扱われる。</p> <p>したがって、ワークユニット ASE_REQ.1-16 は、ASE_OBJ.1-2 と組み合わせて根拠に対処しなければならない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	OSP にまでさかのぼる SFR が一つもなく、ASE_OBJ.1-2 でその OSP にまでさかのぼる運用環境のセキュリティ対策方針も一つもないと評価者が決定した場合、このワークユニットに係る評価者アク

	ションは不合格判定になる。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0062
発効日	2023-12-22
参照	12.8.2.3.16 と 12.8.2.3.17 の間
問題点 - 問題の説明	<p>ここで、[CC:2022-3]の正誤表 CC2022-P3-R1-0016 に対処しなければならない。</p> <p>ASE_REQ.2.8C は、TOE のセキュリティ対策方針の観点から、セキュリティ要件根拠を実証することを要求している。しかし、各 SFR を追跡することを要求する明確なエレメントはない。</p> <p>(APE_REQ.2.6C 及び ACE_REQ.2.6C を参照)</p> <p>ここで新しい内容・提示エレメントが定義された場合、関連するワークユニットも追加しなければならない。</p> <p>(APE_REQ.2-10 及び APE_REQ.2-11 を参照)</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p><APE_REQ.2-10、及びAPE_REQ.2-11 を参考とする新しいワークユニットを追加する></p> <p>APE_REQ.2.6C/APE_REQ.2-10、APE_REQ.2-11 及び ACE_REQ.2 の関連ワークユニットに対応するため、CEM2022-R1-0029 及び CEM2022-R1-0032 も参照すること。</p> <p>12.8.2.3.16 ワークユニット: ASE_REQ.2-15 (略)</p> <p>CC Part 3 ASE_REQ.2.8C: セキュリティ要件根拠は、各 SFR を TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼって追跡しなければならない。</p> <p>セキュリティ要件根拠は、SFR が TOE のセキュリティ対策方針の全てを満たすことを実証しなければならない。</p> <p>12.8.2.3.17 ワークユニット: ASE_REQ.2-16 評価者は、セキュリティ要件根拠が、各 SFR を TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼって追跡していることをチェックしなけれ</p>

	<p>ばならない。</p> <p>評価者は、TOE の各セキュリティ対策方針について、SFR がその TOE セキュリティ対策方針を満たすために適していることをセキュリティ要件根拠が正当化することを決定するために、そのセキュリティ要件根拠を検査しなければならない。</p> <p>オプション要件では、脅威/OSP を特定することが要求される場合があり、これらの SPD エレメントに関連するセキュリティ対策方針もこのワークユニットの対象である。</p> <p>評価者は、各 SFR が少なくとも 1 つの TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼることを決定する。</p> <p>さかのぼることに失敗した場合、セキュリティ要件根拠が不完全であるか、TOE のセキュリティ対策方針が不完全であるか、又は SFR が役立つ目的を持っていないことを示す。</p> <p>TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼる SFR が一つもない場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。</p> <p>評価者は、TOE のセキュリティ対策方針に対する正当化が、SFR が十分である(つまり、対策方針にまでさかのぼる全ての SFR が満たされている場合、TOE のセキュリティ対策方針は達成される)ことを実証することを決定する。</p> <p>評価者は、TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼる各 SFR が必要である(つまり、SFR が満たされている場合、それは実際にセキュリティ対策方針の達成に寄与する)ことも決定する。</p> <p>セキュリティ要件根拠において提供される TOE のセキュリティ対策方針に対する SFR からの追跡は、正当化の一部である場合があるが、それだけでは正当化を構成しないことに注意すること。</p> <p>CC パート 3 ASE_REQ.2.9C: セキュリティ要件根拠は、なぜ SAR が選ばれたかを説明しなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0063
発効日	2023-12-22
参照	12.10.2.3.2, 12.10.2.3.3, 12.10.1 / 表 1
問題点 - 問題の説明	12.10.2.3.2, 最終段落: このワークユニットの結果は、ASE_REQ.1.1E/ASE_REQ.1-16(又は高

	<p>い保証レベルが選択された場合は、同等の上位コンポーネント)及び ASE_REQ.2.1E/ASE_REQ.2-13 の結果に統合しなければならない。</p> <p>12.10.2.3.3, 最終段落: このワークユニットの結果は、ASE_REQ.1.1E/ASE_REQ.1-16(又は高い保証レベルを選択した場合は同等の上位コンポーネント)及び ASE_REQ.2.1E/ASE_REQ.2-13 の結果に統合されなければならない。</p> <p>問題： 関連ワークユニットへの参照は、ASE_COMP.1-1 及び ASE_COMP.1-2 の範囲に従って更新しなければならない。 (CC V3.1 R5 の JIL COMP を考慮し、ASE_REQ.1-18 と ASE_REQ.2-18 に関連づけなければならない)。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>12.10.2.3.2, 最終段落: このワークユニットの結果は、ASE_REQ.1.1E/ASE_REQ.1-18(又は高い保証レベルが選択された場合は、同等の上位コンポーネント)及び ASE_REQ.2.1E/ASE_REQ.2-18 の結果に統合しなければならない。</p> <p>12.10.2.3.3, 最終段落: このワークユニットの結果は、ASE_REQ.1.1E/ASE_REQ.1-18(又は高い保証レベルを選択した場合は同等の上位コンポーネント)及び ASE_REQ.2.1E/ASE_REQ.2-18 の結果に統合されなければならない。</p> <p>表 1: 表 1—ASE_COMP の「評価ワークユニット」列はそれに合わせて、更新されなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0064
発効日	2023-12-22
参照	12.10.2.3.4 / 最終段落, 12.10.1 / 表 1
問題点 -	このワークユニットの結果は、ASE_REQ.2.1E/ASE_REQ.2-12 の結果に統合されなければならない。

問題の説明	<p>問題：</p> <p>関連ワークユニットへの参照は、ASE_COMP.1-3 の範囲に従って更新しなければならない。</p> <p>(CC V3.1 R5 の JIL COMP を考慮し、ASE_REQ.2-17 と関連づけなければならない。)</p>
問題の種類	te
解決 - 訂正/解釈	<p>12.10.2.3.4, 最終段落:</p> <p>このワークユニットの結果は、ASE_REQ.2.1E/ASE_REQ.2-17 の結果に統合されなければならない。</p> <p>表 1:</p> <p>表 1—ASE_COMP の「評価ワークユニット」列はそれに合わせて、更新されなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0065
発効日	2023-12-22
参照	12.10.2.3.5 / 第 1 段落 ~ 第 3 段落
問題点 - 問題の説明	<p>評価者は、基本コンポーネントの関連 TOE セキュリティ機能要件に対して実行された全ての操作が、コンポジット製品のセキュリティターゲットに対して適切であることを決定するために、互換性のステートメントを検査しなければならない。</p> <p>このワークユニットは、上記の適用上の注釈のステップ 3 に関連するものである。基本コンポーネントの関連 TOE セキュリティ機能要件は、少なくともグループ RP_SFR-SERV(ワークユニット ASE_COMP.1-1 を参照)の要素からなるが、RP_SFR-MECH も関連する TOE セキュリティ機能要件として提示してもよい。非関連 TOE セキュリティ機能要件は IP_SFR に属する。</p> <p>このワークユニットを実行するために、評価者は基本コンポーネントの関連 SFR の単一パラメータをコンポジット評価のパラメータと比較する。例えば、評価者はそれぞれの FCS_COP.1/RSA コンポーネントの特性を比較し、コンポジット ST は 2048 ビットの鍵長を必要とし、基本 ST は 1024 及び 2048 ビットの鍵長で RSA 機能を実施する、すなわち基本コンポーネントのこのパラメータはコンポジット</p>

	<p>ST に適切であると決定する。コンポジット製品の SFR は必ずしも基本コンポーネントの SFR と同じである必要はない。例えば、コンポジット製品の高信頼チャンネル(FTP_ITC.1)は、基本コンポーネントの RSA 実装(FCS_COP.1/RSA)を使用して構築することができる。</p> <p>問題：</p> <p>このワークユニットは、基本 ST とコンポジット ST 間の互換性をチェックすることを意図しているため、強調表示されている「基本コンポーネント」を「基本コンポーネントセキュリティターゲット」又は「基本 ST」に、強調表示されている「コンポジット製品」は、「コンポジット ST」に置き換えなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>評価者は、基本コンポーネントセキュリティターゲットの関連 TOE セキュリティ機能要件に対して実行された全ての操作が、コンポジット製品のセキュリティターゲットに対して適切であることを決定するために、互換性のステートメントを検査しなければならない。</p> <p>このワークユニットは、上記の適用上の注釈のステップ 3 に関連するものである。基本 ST の関連 TOE セキュリティ機能要件は、少なくともグループ RP_SFR-SERV(ワークユニット ASE_COMP.1-1 を参照)の要素からなるが、RP_SFR-MECH も関連する TOE セキュリティ機能要件として提示してもよい。非関連 TOE セキュリティ機能要件は IP_SFR に属する。</p> <p>このワークユニットを実行するために、評価者は基本 ST の関連 SFR の単一パラメータをコンポジット評価のパラメータと比較する。例えば、評価者はそれぞれの FCS_COP.1/RSA コンポーネントの特性を比較し、コンポジット ST は 2048 ビットの鍵長を必要とし、基本 ST は 1024 及び 2048 ビットの鍵長で RSA 機能を実施する、すなわち基本 ST のこのパラメータはコンポジット ST に適切であると決定する。コンポジット製品の SFR は必ずしも基本コンポーネントの SFR と同じである必要はない。例えば、コンポジット ST の高信頼チャンネル(FTP_ITC.1)は、基本 ST の RSA 実装(FCS_COP.1/RSA)を使用して構築することができる。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0066
発効日	2023-12-22

参照	12.10.2.3.5 / 最終段落, 12.10.1 / 表 1
問題点 - 問題の説明	このワークユニットの結果は、ASE_REQ.2.1E/ASE_REQ.2-4 の結果に統合されなければならない。 問題： 関連ワークユニットへの参照は、ASE_COMP.1-4 の範囲に従って更新しなければならない。 (CC V3.1 R5 の JIL COMP を考慮し、ASE_REQ.2-10 と関連づけなければならない)。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	12.10.2.3.5 最終段落: このワークユニットの結果は、ASE_REQ.2.1E/ASE_REQ.2-10 の結果に統合されなければならない。 表 1: 表 1—ASE_COMP の「評価ワークユニット」列はそれに合わせて、更新されなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0067
発効日	2023-12-22
参照	12.10.2.3.6 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	評価者は、基本コンポーネントの関連 TOE セキュリティ対策方針が、コンポジット製品のセキュリティターゲットの TOE セキュリティ対策方針と矛盾していないことを決定するために、互換性のステートメントを検査しなければならない。 問題： このワークユニットは、基本 ST とコンポジット ST 間の互換性をチェックすることを意図しているため、強調表示されている「基本コンポーネント」を「基本コンポーネントセキュリティターゲット」又は「基本 ST」に置き換えなければならない。
問題の種別	ed/te

解決 - 訂正/解釈	評価者は、 基本コンポーネントセキュリティターゲット の関連 TOE セキュリティ対策方針が、コンポジット製品のセキュリティターゲットの TOE セキュリティ対策方針と矛盾していないことを決定するために、互換性のステートメントを検査しなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0068
発効日	2023-12-22
参照	12.10.2.3.7 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	<p>評価者は、基本コンポーネントの運用環境の重要なセキュリティ対策方針が、コンポジット製品のセキュリティターゲットと矛盾していないことを決定するために、互換性のステートメントを検査しなければならない。</p> <p>問題：</p> <p>このワークユニットは、基本 ST とコンポジット ST 間の互換性をチェックすることを意図しているため、強調表示されている「基本コンポーネント」を「基本コンポーネントセキュリティターゲット」又は「基本 ST」に置き換えなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	評価者は、 基本コンポーネントセキュリティターゲット の運用環境の重要なセキュリティ対策方針が、コンポジット製品のセキュリティターゲットと矛盾していないことを決定するために、互換性のステートメントを検査しなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0069
発効日	2023-12-22

参照	13.5.2.4.2 / 第 3 段落
問題点 - 問題の説明	<p>実装表現を実際の実装に変換するために使用される「ビルド」手順を評価者が実際に実行又は立ち会い、その結果を配付された TOE と比較することができれば、このワークユニット(そしておそらく次のワークユニットも)に対して、より簡単で同時により信頼できるチェックを提供することができるかもしれない。</p> <p>問題：</p> <p>上記の段落は、ADV_IMP.1-1 と比較して ADV_IMP.2-1 に追加されている。ADV_IMP.2-1 及び ADV_IMP.1-1 は、それぞれ内容・提示エレメント ADV_IMP.2.1C 及び ADV_IMP.1.1C に関連しており、これらはすべて同じである。</p> <p>したがって、上記の段落が ADV_IMP.2-1 に必要であれば、ADV_IMP.1-1 にも必要でなければならない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p><2 つのワークユニット ADV_IMP.2-1 及び ADV_IMP.1-1 を同期する></p> <p>ADV_IMP.1-1 と ADV_IMP.2-1 の整合性をとる：</p> <p>13.5.1.4.2 ワークユニット: ADV_IMP.1-1</p> <p>評価者は、実装表現が、それ以上の設計上の決定を必要とせずに、TSF を生成できるような詳細レベルまで TSF を定義していることを チェックしなければならない。</p> <p>ソースコードや、実際のハードウェアの製造に用いられるハードウェア図及び/又は IC ハードウェア設計言語コードやレイアウトデータは、実装表現の一部の例である。評価者は、実装表現が適切なレベル(さらなる設計上の決定を必要とする擬似コードなどのレベルではなく)に達しているという確信を得るために、実装表現をサンプリングする。評価者は、全ての必要な情報を開発者が提供したことを確かめるために、最初に実装表現を簡単にチェックすることが推奨される。その一方で、実装の検査を必要とする他のワークユニットの作業の間にも、このチェックの大半を行うことが推奨される。そうすることによって、このワークユニットで検査したサンプルが適切であるという保証が得られる。</p> <p>実装表現を実際の実装に変換するために使用される「ビルド」手順を評価者が実際に実行又は立ち会い、その結果を配付された TOE と比較することができれば、このワークユニット(そしておそらく次のワークユニットも)に対して、より簡単で同時により信頼できるチェックを提供することができるかもしれない。</p> <p>13.5.1.4.2 ワークユニット: ADV_IMP.2-1</p>

	<p>評価者は、実装表現が、それ以上の設計上の決定を必要とせずに、TSF を生成できるような詳細レベルまで TSF を定義していることを チェックしなければならない。</p> <p>ソースコードや、実際のハードウェアの製造に用いられるハードウェア図及び/又は IC ハードウェア設計言語コードやレイアウトデータは、実装表現の一部の例である。評価者は、実装表現が適切なレベル(さらなる設計上の決定を必要とする擬似コードなどのレベルではなく)に達しているという確信を得るために、実装表現をサンプリングする。評価者は、全ての必要な情報を開発者が提供したことを確かめるために、最初に実装表現を簡単にチェックすることが推奨される。*xv その一方で、実装の検査を必要とする他のワークユニットの作業の間にも、このチェックの大半を行うことが推奨される。そうすることによって、このワークユニットで検査したサンプルが適切であるという保証が得られる。</p> <p>実装表現を実際の実装に変換するために使用される「ビルド」手順を評価者が実際に実行又は立ち会い、その結果を配付された TOE と比較することができれば、このワークユニット(そしておそらく次のワークユニットも)に対して、より簡単で同時により信頼できるチェックを提供することができるかもしれない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0070
発効日	2023-12-22
参照	13.6.3.5.2 / 第 3 段落
問題点 - 問題の説明	<p>評価者は、内部構造の記述の正確さを検証するために、TSF のサンプルを検査する。例えば、TSF の手続き型ソフトウェアの部分のサンプルを分析して、その凝集度と結合、コーディング標準への準拠などを決定する。サブセットに対してアクティビティを行う全ての領域と同様に、評価者はサンプルのサイズと範囲の正当化を提供する。</p> <p>問題：</p> <p>ADV_INT.3-4 は、ADV_INT.3.2C を考慮して TSF 全体を検査しなければならない。</p>
問題の種別	te

解決 - 訂正/解釈	評価者は、内部構造の記述の正確さを検証するために、TSF を検査する。例えば、TSF の手続き型ソフトウェアの部分のサンプルを分析して、その凝集度と結合、コーディング標準への準拠などを決定する。サブセットに対してアクティビティを行う全ての領域と同様に、評価者はサンプルのサイズと範囲の正当化を提供する。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0071
発効日	2023-12-22
参照	13.7.1.2 / 第 1 段落 / i)
問題点 - 問題の説明	i) 形式的モデル、形式的特性、証明及び実証に使用する全てのツール(CC パート 3 ADV_SPM.1.7D) 問題： CC パート 3 には ADV_IMP.1.7D はない。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	i)の文章は変更されず、欠落している ADV_IMP.1.7D エレメントは、形式的モデル、形式的特性、証明及び実証のためのツールの提供に関する要件を明示的に述べることで明確さのために有益と思われるため、CC パート 3 で補足される。CC2022-P3-R1-0032 を参照のこと。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0072
発効日	2023-12-22
参照	13.8.1.2.2 / 第 3 段落
問題点 - 問題の説明	TOE(及び TSF)は、抽象の複数の階層(つまり、サブシステム及びモジュール)で記述することができる。TOE の複雑さに応じて、設計

	<p>は、CC パート 3 附属書の A、「ADV_TDS:サブシステム及びモジュール」での記述に従い、サブシステム及びモジュールの観点から記述することができる。この保証レベルでは、分解は「サブシステム」レベルであることのみが必要である。</p> <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	TOE(及び TSF)は、抽象の複数の階層(つまり、サブシステム及びモジュール)で記述することができる。TOE の複雑さに応じて、設計は、CC パート 3 附属書の A.4、「ADV_TDS:サブシステム及びモジュール」での記述に従い、サブシステム及びモジュールの観点から記述することができる。この保証レベルでは、分解は「サブシステム」レベルであることのみが必要である。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0073
発効日	2023-12-22
参照	13.8.2.2.3, 13.8.3.4.4, 13.8.4.4.5, 13.8.5.4.5
問題点 - 問題の説明	<p>問題：</p> <p>評価者アクションが、ADV_TDS.2-2、ADV_TDS.3-3、ADV_TDS.4-4、及び ADV_TDS.5-4 から欠落している。</p> <p>ADV_TDS.1.2C、ADV_TDS.2.2C、ADV_TDS.3.3C、ADV_TDS.4.3C、ADV_TDS.5.3C は、同じ内容・提示エレメントである。</p> <p>ADV_TDS.1-2 にはマルチ保証のケースに関連する評価者アクションがあるため、ADV_TDS.2-2、ADV_TDS.3-3、ADV_TDS.4-4、ADV_TDS.5-4 にも同じ評価者アクションを追加しなければならない。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p><次の段落を ADV_TDS.2-2, ADV_TDS.3-3, ADV_TDS.4-4, 及び ADV_TDS.5-4 に追加する></p> <p>TSF がマルチ保証のためのサブ TSF で定義される場合、評価者は、全てのサブ TSF の組み合わせが一貫しており、関連する分解レベル</p>

	を考慮して各サブ TSF の関連情報が省略されていないことを検査しなければならない。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0074
発効日	2023-12-22
参照	13.8.5.4.13 / 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	<p>モジュールのインタフェースは、提供された操作を呼び出す手段として、及び入力を提供する手段として、又はモジュールからの出力を受け取る手段として、その他のモジュールによって使用されるインタフェースである。これらのインタフェースの仕様における目的は、テスト中にこれらのインタフェースの実行を許可することである。SFR 関連でないモジュール間インタフェースは、テストにおける要因ではないため、特定又は記述する必要はない。SFR 関連の実行パス(固定された内部パスなど)の通過において要因とならないその他の内部インタフェースも同様である。</p> <p>問題：</p> <p>ADV_TDS.4.8C と ADV_TDS.5.7C の主な違いは、後者については、「目的、相互作用、インタフェース、それらのインタフェースからの戻り値、及び他のモジュールに対して呼び出されるインタフェースの観点からの各モジュールの準形式的記述」が要求されることである。13.8.5.4.13 節の第 2 段落のハイライトされたテキストは、同等の ADV_TDS.4.8C/ADV_TDS.4-12 からのコピーであり、一見すると ADV_TDS.5.7C の要件と矛盾しているように見える。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p>13.8.5.4.13 ワークユニット: ADV_TDS.5-12</p> <p>(略)</p> <p>モジュールのインタフェースは、提供された操作を呼び出す手段として、及び入力を提供する手段として、又はモジュールからの出力を受け取る手段として、その他のモジュールによって使用されるインタフェースである。これらのインタフェースの仕様における目的は、テスト中にこれらのインタフェースの実行を許可することである。</p> <p>このワークユニットの焦点は、準形式的記述を用いたモジュールと</p>

	<p>その SFR 関連インタフェースにある。評価者が、SFR が完全かつ正確に実装されていること、及び提供されたモジュール情報が ADV_FSP、ADV_ARC、ADV_INT、ATE、AVA の更なる評価アクティビティを準備作業として支援することを決定できるように、モジュールとそのインタフェースに関する十分に詳細な情報を提供すべきである。13.8.5.4.12 節のワークユニット ADV_TDS.5-11 の説明も参照のこと。</p> <p>[SFR 関連インタフェースは、…]</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0075
発効日	2023-12-22
参照	13.8.5.4.13 / 第 5 段落
問題点 - 問題の説明	<p>モジュールに対するパラメタ(入力及び出力)の評定の観点から、グローバルデータのあらゆる使用についても考慮しなければならない。モジュールはデータを読み取る又は書き込む場合に、グローバルデータを「使用する」。このようなパラメタの記述が(使用される場合に)完全であることを保証するには、評価者は、TOE 設計でモジュールについて提供されるその他の情報(インタフェース、アルゴリズム記述など)、及びワークユニット ADV_TDS.5-10 で評定されるグローバルデータの特定のセットの記述を使用する。例えば、評価者は、最初に提示された機能及びインタフェース(特にインタフェースのパラメタ)を検査することによってモジュールが実行する処理を決定する。次に、評価者は、処理が TDS 設計で識別されている任意のグローバルデータ領域に「触れる」ように見えるかどうかを確認するためのチェックを行うことができる。その後、評価者は、「触れられた」ように見える各グローバルデータ領域について、グローバルデータ領域が、評価者が検査しているモジュールによって入力又は出力の手段としてリストされることを決定する。</p> <p>問題：</p> <p>参照エラー。ADV_TDS.5-10 は、サブシステムとモジュール間のマッピングを検査することを意図している。パラメタは ADV_TDS.5-12 で検査する。</p>
問題の種別	ed/te

解決 - 訂正/解釈	モジュールに対するパラメタ(入力及び出力)の評定の観点から、グローバルデータのあらゆる使用についても考慮しなければならない。モジュールはデータを読み取る又は書き込む場合に、グローバルデータを「使用する」。このようなパラメタの記述が(使用される場合に)完全であることを保証するには、評価者は、TOE 設計でモジュールについて提供されるその他の情報(インタフェース、アルゴリズム記述など)、及びグローバルデータの特定のセットの記述を使用する。例えば、評価者は、最初に提示された機能及びインタフェース(特にインタフェースのパラメタ)を検査することによってモジュールが実行する処理を決定する。次に、評価者は、処理が TDS 設計で識別されている任意のグローバルデータ領域に「触れる」ように見えるかどうかを確認するためのチェックを行うことができる。その後、評価者は、「触れられた」ように見える各グローバルデータ領域について、グローバルデータ領域が、評価者が検査しているモジュールによって入力又は出力の手段としてリストされることを決定する。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0076
発効日	2023-12-22
参照	13.8.5.4.14
問題点 - 問題の説明	問題： 13.8.5.4.14 の最後の段落の直後に、アクション ADV_TDS.5.2E の節がなければならない。
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	<以下を挿入する> 13.8.5.5 アクション ADV_TDS.5.2E
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0077
発効日	2023-12-22
参照	14.3.1.3.7
問題点 - 問題の説明	<p>評価者は、利用者操作ガイダンスが、ST に記述された運用環境のセキュリティ対策方針を満たすために従うべきセキュリティ手段を、利用者の役割ごとに記述していることを決定するために、そのガイダンスを検査しなければならない。</p> <p>評価者は、ST の運用環境のセキュリティ対策方針を分析し、利用者ガイダンスに、関連するセキュリティ手段が利用者の役割ごとに適切に記述されていることを決定する。</p> <p>利用者ガイダンスに記述されるセキュリティ手段には、手続き的、物理的、人的及び接続性の側面に関する全ての外部の手段を含めるべきである。</p> <p>TOE のセキュアな設置に関連する手段は、準備手続き(AGD_PRE)で検査されることに注意のこと。</p> <p>問題： 「セキュリティ手段」又は「手段」は、「セキュリティ管理策」又は「管理策」に置き換えなければならない。</p>
問題の種類	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>評価者は、利用者操作ガイダンスが、ST に記述された運用環境のセキュリティ対策方針を満たすために従うべきセキュリティ管理策を、利用者の役割ごとに記述していることを決定するために、そのガイダンスを検査しなければならない。</p> <p>評価者は、ST の運用環境のセキュリティ対策方針を分析し、利用者ガイダンスに、関連するセキュリティ管理策が利用者の役割ごとに適切に記述されていることを決定する。</p> <p>利用者ガイダンスに記述されるセキュリティ管理策には、手続き的、物理的、人的及び接続性の側面に関する全ての外部の管理策を含めるべきである。</p> <p>TOE のセキュアな設置に関連する管理策は、準備手続き(AGD_PRE)で検査されることに注意のこと。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0078
発効日	2023-12-22
参照	15.2.4.3.10, 15.2.5.3.16
問題点 - 問題の説明	<p>15.2.4.3.10, 第 2 段落, h): h) 変更管理の記述。</p> <p>15.2.5.3.16, 第 2 段落, h) h) 変更管理の記述。</p> <p>問題： これらは、ALC_CMC.3-7 の第 2 段落の箇条書き g)と一貫したものとしなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>15.2.4.3.10, 第 2 段落, h): h) 提案された変更が必要であり、その結果が許容できるものであることを検証するプロセスを含む、変更管理の記述。</p> <p>15.2.5.3.16, 第 2 段落, h) h) 提案された変更が必要であり、その結果が許容できるものであることを検証するプロセスを含む、変更管理の記述。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0079
発効日	2023-12-22
参照	15.4.1.3.2 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	<p>評価者は、配付証拠資料が、TOE のバージョン又はその一部を消費者に配付するときのセキュリティを維持するために必要な全ての手続きを記述していることを決定するために、その証拠資料を検査しなければならない。</p> <p>問題： 「消費者」という用語をチェックする。CC パート 3 の 12.1 におい</p>

	て、ALC_DEL に関して、「利用者」又は「消費者」の代わりに「下流利用者」という用語が使用されている。 ([CC:2022-3]の正誤表 CC2022-P3-R1-0025 を参照)
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	評価者は、配付証拠資料が、TOE のバージョン又はその一部を 下流利用者 に配付するときのセキュリティを維持するために必要な全ての手続きを記述していることを決定するために、その証拠資料を 検査 しなければならない。 CC2022-P3-R1-0025 も参照のこと。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0080
発効日	2023-12-22
参照	15.5
問題点 - 問題の説明	15.5 開発セキュリティ (ALC_DVS) 問題： ファミリー名は[CC:2022-3]と一貫しなければならない。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	15.5 開発環境セキュリティ (ALC_DVS)
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0081
発効日	2023-12-22
参照	15.5

問題点 - 問題の説明	問題： ファミリー名を反映させるため、15.5 内で「開発セキュリティ」を「開発者環境セキュリティ」に置き換えなければならない。 ([CC:2022-3]の正誤表 CC2022-P3-R1-0026 を参照) さらに、内容・提示エレメントと一貫したものとするために、15.5. においては、「セキュリティ対策」又は「対策」を「セキュリティ管理策」又は「管理策」に置き換えなければならない。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	< 「開発セキュリティ」を「開発環境セキュリティ」に置換する。 > < 「セキュリティ対策」又は「対策」を「セキュリティ管理策」又は「管理策」に置換する。 >
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0082
発効日	2023-12-22
参照	15.5.1.3.2, 15.5.2.3.2
問題点 - 問題の説明	15.5.1.3.2, 第 5 段落: 開発セキュリティ証拠資料は、開発が行われる場所を識別し、実行される開発の局面を、各場所及び異なる場所の間の転送に対して適用されるセキュリティ手段とともに記述するべきである。例えば、開発は、1 つの建物内の複数のファシリティ、同じサイトの複数の建物、又は複数のサイトで行うことができる。様々な開発サイト間での TOE の一部又は未完成の TOE の転送は、開発セキュリティ (ALC_DVS)によって扱われ、完成した TOE の消費者に対する転送は配付(ALC_DEL)で扱われる。 15.5.2.3.2, 第 5 段落: 開発セキュリティ証拠資料は、開発が行われる場所を識別し、実行される開発の局面を、各場所及び異なる場所の間の転送に対して適用されるセキュリティ手段とともに記述するべきである。例えば、開発は、1 つの建物内の複数のファシリティ、同じサイトの複数の建物、又は複数のサイトで行うことができる。様々な開発サイト間での TOE の一部又は未完成の TOE の転送は、開発セキュリティ (ALC_DVS)によって扱われ、完成した TOE の消費者 ^{xvi} に対する転送

	<p>は配付(ALC_DEL)で扱われる。</p> <p>問題：</p> <p>「消費者」という用語をチェックする。[CC:2022-3]の12.1において、ALC_DELに関して、「利用者」又は「消費者」ではなく、「下流利用者」という用語が使用されている。</p> <p>([CC:2022-3]の正誤表 CC2022-P3-R1-0025 及び[CEM:2022]の正誤表 CEM2022-R1-0079 を参照)</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>15.5.1.3.2, 第 5 段落:</p> <p>開発セキュリティ証拠資料は、開発が行われる場所を識別し、実行される開発の局面を、各場所及び異なる場所の間の転送に対して適用されるセキュリティ手段とともに記述すべきである。例えば、開発は、1つの建物内の複数のファシリティ、同じサイトの複数の建物、又は複数のサイトで行うことができる。様々な開発サイト間での TOE の一部又は未完成の TOE の転送は、開発セキュリティ (ALC_DVS)によって扱われ、完成した TOE の下流利用者に対する転送は配付(ALC_DEL)で扱われる。</p> <p>15.5.2.3.2, 第 5 段落:</p> <p>開発セキュリティ証拠資料は、開発が行われる場所を識別し、実行される開発の局面を、各場所及び異なる場所の間の転送に対して適用されるセキュリティ手段とともに記述すべきである。例えば、開発は、1つの建物内の複数のファシリティ、同じサイトの複数の建物、又は複数のサイトで行うことができる。様々な開発サイト間での TOE の一部又は未完成の TOE の転送は、開発セキュリティ (ALC_DVS)によって扱われ、完成した TOE の下流利用者に対する転送は配付(ALC_DEL)で扱われる。</p> <p>CC2022-P3-R1-0025 も参照のこと。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0083
発効日	2023-12-22
参照	15.7

問題点 - 問題の説明	15.7 ライフサイクル定義 (ALC_LCD) 問題： ファミリー名は CC パート 3 と一貫しなければならない。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	15.7 開発ライフサイクル定義 (ALC_LCD)
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0084
発効日	2023-12-22
参照	15.7 の末尾
問題点 - 問題の説明	問題： ALC_LCD.2.2E のワークユニットがない。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p><15.7 の末尾に ALC_LCD.2.2E に対するワークユニットを追加する。></p> <p>15.7.2.4 アクション ALC_LCD.2.2E</p> <p>15.7.2.4.1 ワークユニット: ALC_LCD.2-4</p> <p>評価者は、TOE 開発プロセス及び TOE のセキュリティ関連特性の測定が、開発プロセス及び/又は TOE 自体の改善を支援するものであることを決定するために、その測定を検査しなければならない。</p> <p>次の証拠資料に基づいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> - TOE 及び/又はその開発の品質を測定するために使用される算術パラメタ及び/又は尺度の詳細を含む、TOE の開発及び保守に使用されるモデルを記述したライフサイクル定義証拠資料(ALC_LCD.2.1C 及び ALC_LCD.2.2C を参照)、及び - 測定可能なライフサイクルモデルを用いた TOE 開発の測定結果を提供するライフサイクル出力証拠資料(ALC_LCD.2.3C を参照) <p>及び、ワークユニット ALC_LCD.2-2 及び ALC_LCD.2-3 に続いて、評価者は、開発プロセス及び/又は TOE 自体の改善が実際に行われたかどうかを分析する。このワークユニットでは、評価者は、TOE の</p>

	<p>測定可能なライフサイクルモデルで定義された、開発プロセス及び/又は TOE 自体の品質改善のための文書化された手続きが遵守されているかどうか、及び意図された改善(該当する場合)が達成されているかどうかを決定することが要求される。</p> <p>評価が TOE の開発と並行して行われる場合は、過去に品質測定が使用されていない可能性がある。この場合、評価者はワークユニット ALC_LCD.2-3 を参照すべきであり、改善アクションが定義され、継続的に実施されているという確信を得るために、計画された手続きの証拠資料を使用すべきである。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0085
発効日	2023-12-22
参照	15.8.2.5.2, 15.8.2.8.1, 15.8.2.9.1
問題点 - 問題の説明	<p>15.8.2.5.2, 第 1 段落: 評価者は、CC パート 3 ALC_TDA.1.2D の開発者アクションから出力される TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプが、ST で参照される TOE の作成時刻と一貫していることをチェックしなければならない。</p> <p>15.8.2.8.1, 第 2 段落: 評価者は、開発者の証拠資料に従って、TOE を入力とする識別子のリストを見つけ、この識別子のリストが CC パート 3 ALC_TDA.1.1D の開発者アクションから出力される TOE 実装表現識別子のリストと一致することをチェックする必要がある。</p> <p>15.8.2.9.1, 第 1 段落: 評価者は、ワークユニット ALC_TDA.1-1 で決定された対応関係の TOE 実装表現識別子が、ALC_CMS.3 の構成範囲において、実装表現の要素名を(構成リストの一部として)識別できることをチェックしなければならない。</p> <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種類	ed/te

解決 - 訂正/解釈	<p>15.8.2.5.2, 第 1 段落: 評価者は、CC パート 3 ALC_TDA.2.2D の開発者アクションから出力される TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプが、ST で参照される TOE の作成時刻と一貫していることをチェックしなければならない。</p> <p>15.8.2.8.1, 第 2 段落: 評価者は、開発者の証拠資料に従って、TOE を入力とする識別子のリストを見つけ、この識別子のリストが CC パート 3 ALC_TDA.2.1D の開発者アクションから出力される TOE 実装表現識別子のリストと一致することをチェックする必要がある。</p> <p>15.8.2.9.1, 第 1 段落: 評価者は、ワークユニット ALC_TDA.2-1 で決定された対応関係の TOE 実装表現識別子が、ALC_CMS.3 の構成範囲において、実装表現の要素名を(構成リストの一部として)識別できることをチェックしなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0086
発効日	2023-12-22
参照	before 15.8.2.7.1, CC Part 3 ALC_TDA.2.5C
問題点 - 問題の説明	<p>問題 :</p> <p>現在、ALC_TDA.2.5C は ALC_TDA.2.5E の下にあるが、ALC_TDA.2.7E に関連しているため、ALC_TDA.2.7E の下に移動しなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p><ALC_TDA.2.5C を、ALC_TDA.2.7E に移動する。></p> <p>15.8.2.9.1 一般 CC パート 3 ALC_TDA.2.5C: ALC_CMS.3 の構成範囲にある実装表現要素の識別子のリストは、TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現の識別子のリストと一貫していなければならない。</p>

	以降の節番号はそれに応じてシフトされなければならない。 15.8.2.7.2 → 15.8.2.7.1 15.8.2.9.1 → 15.8.2.9.2
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0087
発効日	2023-12-22
参照	「CC パート 3 ALC_TDA.3.2C」の前
問題点 - 問題の説明	問題： 節タイトル「15.8.3.4 アクション ALC_TDA.3.2E」が欠落している。
問題の種類	ed
解決 - 訂正/解釈	<p><次の節タイトルを追加する。></p> <p>15.8.3.3.2 節の例の後に以下を追加する。</p> <p>15.8.3.4 アクション ALC_TDA.3.2E 15.8.3.4.1 一般</p> <p>CC パート 3 ALC_TDA.3.2C:TOE 実装表現要素名は、開発ツールが TOE を生成するときを使用した、又は参照したものと同一形式でなければならない。</p> <p>15.8.3.4.2 ワークユニット: ALC_TDA.3-2</p> <p>評価者は、開発ツールが TOE 実装表現要素名を入力パラメータとして受け入れることを決定するため、TOE を生成するための開発者の開発ツールの利用者マニュアルを 検査しなければならない。</p> <p>例</p> <p>TOE 実装表現の要素がハードディスクやクラウドなどのリポジトリに存在するデータファイルである場合、評価者は開発ツールの利用者マニュアルから、開発ツールが入力パラメータとしてローカル又はリモートファイル名を受け入れることを発見すればよい。</p> <p>CEM2022-R1-0088(後続の節番号の付け直しを含む)も参照のこと。</p>
適用状況	ma
特記事項	-

日本語翻訳版に関する特記事項	-
----------------	---

ID	CEM2022-R1-0088
発効日	2023-12-22
参照	「CC パート 3 ALC_TDA.3.3C」の前
問題点 - 問題の説明	問題： 節タイトル「15.8.3.5 アクション ALC_TDA.3.3E」が欠落している。
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	<p><次の節タイトルを追加する。></p> <p>CEM2022-R1-0087 に従い、新しい 15.8.3.4.2 節の例の後に以下を追加する。</p> <p>15.8.3.5 アクション ALC_TDA.3.3E</p> <p>15.8.3.5.1 一般</p> <p>CC パート 3 ALC_TDA.3.3C: TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプは、TOE の生成時刻と一貫していなければならない。</p> <p>15.8.3.5.2 ワークユニット: ALC_TDA.3-3</p> <p>評価者は、CC パート 3 ALC_TDA.1.2D の開発者アクションから出力される TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプが、ST で参照される TOE の作成時刻と一貫していることを チェックしなければならない。</p> <p>一貫性は、TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプが、ST で参照される TOE の作成時刻よりも早く、開発者の構築プロセス(例えば、ALC_LCD の成果物に記述されている)から予想される時間間隔と一貫していると決定することで確認する。</p> <p>CEM2022-R1-0087 も参照のこと。さらに、続く節番号もそれに応じて以下のとおり変更する。</p> <p>節番号 15.8.3.4 を 15.8.3.6 に置換する。 節番号 15.8.3.4.* を 15.8.3.6.* に置換する。 節番号 15.8.3.5 を 15.8.3.7 に置換する。 節番号 15.8.3.5.* を 15.8.3.7.* に置換する。 節番号 15.8.3.6 を 15.8.3.8 に置換する。 節番号 15.8.3.6.* を 15.8.3.8.* に置換する。 節番号 15.8.3.7 を 15.8.3.9 に置換する。</p>

	節番号 15.8.3.7.*を 15.8.3.9.*に置換する。 節番号 15.8.3.8 を 15.8.3.10 に置換する。 節番号 15.8.3.8.*を 15.8.3.10.*に置換する。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0089
発効日	2023-12-22
参照	15.8.3.3.4, 15.8.3.6.2, 15.8.3.7.1
問題点 - 問題の説明	<p>15.8.3.3.4, 第 1 段落: 評価者は、CC パート 3 ALC_TDA.1.2D の開発者アクションから出力される TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプが、ST で参照される TOE の作成時刻と一貫していることをチェックしなければならない。</p> <p>15.8.3.6.2, 第 2 段落: 評価者は、開発者の証拠資料に従って、TOE を入力とする識別子のリストを見つけ、この識別子のリストが CC パート 3 ALC_TDA.1.1D の開発者アクションから出力される TOE 実装表現識別子のリストと一致することをチェックする必要がある。</p> <p>15.8.3.7.1, 第 1 段落: 評価者は、ワークユニット ALC_TDA.1-1 で決定された対応関係の TOE 実装表現識別子が、ALC_CMS.3 の構成範囲において、実装表現の要素名を(構成リストの一部として)識別できることをチェックしなければならない。</p> <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種類	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>15.8.3.3.4, 第 1 段落: 評価者は、CC パート 3 ALC_TDA.3.2D の開発者アクションから出力される TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプが、ST で参照される TOE の作成時刻と一貫していることをチェックしなければならない。</p>

	<p>15.8.3.6.2, 第 2 段落: 評価者は、開発者の証拠資料に従って、TOE を入力とする識別子のリストを見つけ、この識別子のリストが CC パート 3 ALC_TDA.3.1D の開発者アクションから出力される TOE 実装表現識別子のリストと一致することをチェックする必要がある。</p> <p>15.8.3.7.1, 第 1 段落: 評価者は、ワークユニット ALC_TDA.3-1 で決定された対応関係の TOE 実装表現識別子が、ALC_CMS.3 の構成範囲において、実装表現の要素名を(構成リストの一部として)識別できることをチェックしなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0090
発効日	2023-12-22
参照	15.8.3.5.1, CC パート 3 ALC_TDA.3.5C の前
問題点 - 問題の説明	<p>問題 :</p> <p>現在、ALC_TDA.3.5C は ALC_TDA.3.5E の下にあるが、ALC_TDA.3.7E に関連しているため、ALC_TDA.3.7E の下に移動しなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p><ALC_TDA.3.5C を ALC_TDA.3.7E に移動する。></p> <p>15.8.3.7 アクション ALC_TDA.3.5E 15.8.3.7.1 ワークユニット: ALC_TDA.3-5 評価者は、TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストとそれに関連するタイムスタンプ及び(作成者)発信元情報の完全性を、この完全性特性の維持について記述した開発者証拠資料を検査してチェックしなければならない。 (略)</p> <p>15.8.3.9 アクション ALC_TDA.3.7E 15.8.3.9.1 一般</p>

	<p>CC パート 3 ALC_TDA.3.5C: ALC_CMS.3 の構成範囲にある実装表現要素の識別子のリストは、TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現の識別子のリストと一貫していなければならない。</p> <p>15.8.3.9.2 ワークユニット: ALC_TDA.3-7</p> <p>評価者は、ワークユニット ALC_TDA.1-1 で決定された対応関係の TOE 実装表現識別子が、ALC_CMS.3 の構成範囲において、実装表現の要素名を(構成リストの一部として)識別できることを チェックしなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0091
発効日	2023-12-22
参照	15.8.3.6.1, CC パート 3 ALC_TDA.3.6C の前
問題点 - 問題の説明	<p>問題 :</p> <p>現在、ALC_TDA.3.6C は ALC_TDA.3.6E の下にあるが、ALC_TDA.3.8E に関連しているため、ALC_TDA.3.8E の下に移動しなければならない。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p><ALC_TDA.3.6C を ALC_TDA.3.8E に移動する。></p> <p>5.8.3.8 アクション ALC_TDA.3.6E</p> <p>15.8.3.8.1 ワークユニット: ALC_TDA.3-6</p> <p>評価者は、TOE 生成時に記録された TOE から一意の TOE 実装表現識別子のリストまで追跡する開発者のメカニズムを記述した開発者証拠資料を検査し、開発者が TOE から TOE 実装表現識別子のリストまで追跡する能力を持つことを 検査しなければならない。 ^{xvii}</p> <p>(略)</p> <p>15.8.3.10 アクション ALC_TDA.3.8E</p> <p>15.8.3.10.1 一般</p> <p>CC パート 3 ALC_TDA.3.6C: 再生成された TOE のコピーと元の TOE との間に機能的差異がある場合、開発者による説明は、再生成された TOE のコピーと元の TOE との間に目に見える差異がある場合、その差異は全て考慮されなければならない。</p>

	<p>15.8.3.10.2 ワークユニット: ALC_TDA.3-8</p> <p>評価者は、再生成された TOE コピーと元の TOE^{xviii}の間に機能的な差異(もしあれば)の開発者の説明が、再生成された TOE コピーと元の TOE^{xviii} の間の目に見える差異(もしあれば)の全て考慮していることを チェックしなければならない。</p> <p>(略)</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0092
発効日	2023-12-22
参照	16.3.2.3.3, 16.3.2.3.4, 16.3.3.3.3, 16.3.3.3.4, 16.3.3.3.6
問題点 - 問題の説明	<p>16.3.2.3.3, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 15.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>16.3.2.3.4, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、機能仕様に関係しており、次の中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15.2.3、テストの適切性の検証 <p>16.3.3.3.3, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 15.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>16.3.3.3.4, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、機能仕様に関係しており、次の中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15.2.3、テストの適切性の検証

	<p>16.3.3.3.6, 第 7 段落: 機能仕様で指定されたエラーメッセージについても、パラメタと同様の考慮事項がある。質的に異なるエラーケースに属する各エラーメッセージは、テストによってカバーされる必要がある。例外として、例えば、テスト中に発生させることができないエラーに対するエラーメッセージがあることに注意すること。そのようなエラーメッセージについては、15.2.2「機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法」で議論するように、他のカバー方法を見つける必要がある。</p> <p>問題： 参照エラー。</p>
<p>問題の種別</p>	<p>ed/te</p>
<p>解決 - 訂正/解釈</p>	<p>16.3.2.3.3, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>16.3.2.3.4, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、機能仕様に関係しており、次の中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16.2.3、テストの適切性の検証 <p>16.3.3.3.3, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>16.3.3.3.4, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、機能仕様に関係しており、次の中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16.2.3、テストの適切性の検証 <p>16.3.3.3.6, 第 7 段落:</p>

	機能仕様で指定されたエラーメッセージについても、パラメタと同様の考慮事項がある。質的に異なるエラーケースに属する各エラーメッセージは、テストによってカバーされる必要がある。例外として、例えば、テスト中に発生させることができないエラーに対するエラーメッセージがあることに注意すること。そのようなエラーメッセージについては、 16.2.2 「機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法」で議論するように、他のカバー方法を見つける必要がある。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0093
発効日	2023-12-22
参照	16.4.1.3.3, 16.4.1.3.4, 16.4.2.3.3, 16.4.2.3.4, 16.4.2.3.6, 16.4.3.3.3, 16.4.3.3.4, 16.4.3.3.6
問題点 - 問題の説明	<p>16.4.1.3.3, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 15.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>16.4.1.3.4, 第 3 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 15.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>16.4.2.3.3, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 15.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法

	<p>16.4.2.3.4, 第 3 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 15.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>16.4.2.3.6, 第 3 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 15.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>16.4.3.3.3, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 15.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>16.4.3.3.4, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 15.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>16.4.3.3.6, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 15.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種別	ed/te
解決 -	16.4.1.3.3, 第 2 段落:

訂正/解釈	<p>このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>16.4.1.3.4, 第 3 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>16.4.2.3.3, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>16.4.2.3.4, 第 3 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>16.4.2.3.6, 第 3 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>16.4.3.3.3, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テ
-------	--

	<p>ストとその代替手法</p> <p>16.4.3.3.4, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <p>16.4.3.3.6, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 ・ 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0094
発効日	2023-12-22
参照	17.2.1.6.6 / 第 3 段落
問題点 - 問題の説明	<p>特定の脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力、及び意図された環境でその悪用が可能かどうかを決定するために、附属書 B.2 のガイダンスを使用するべきである。攻撃能力の計算は必ずしも全ての場合に必要なわけではなく、「強化基本」未満の攻撃能力を持つ攻撃者によって脆弱性が悪用可能かどうかについて疑問がある場合に限られる。</p> <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	特定の脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力、及び意図された環境でその悪用が可能かどうかを決定するために、附属書 B.6 のガイダンスを使用するべきである。攻撃能力の計算は必ずしも全ての場合に必要なわけではなく、「強化基本」未満の攻撃能力を持つ

	攻撃者によって脆弱性が悪用可能かどうかについて疑問がある場合に限られる。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0095
発効日	2023-12-22
参照	17.2.2.4, 17.2.3.4, 17.2.4.4, 17.2.5.4, 17.2.2.5, 17.2.3.5, 17.2.4.5, 17.2.5.5
問題点 - 問題の説明	<p>CC パート 3 AVA_VAN.2.2C, CC パート 3 AVA_VAN.3.2C, CC パート 3 AVA_VAN.4.2C, CC パート 3 AVA_VAN.5.2C</p> <p>CC パート 3 AVA_VAN.2.2E, CC パート 3 AVA_VAN.3.2E, CC パート 3 AVA_VAN.4.2E, CC パート 3 AVA_VAN.5.2E</p> <p>問題 :</p> <p>AVA_VAN.*の[CC:2022-3]の AVA_VAN.*.2C には、TOE 環境のサードパーティコンポーネント及び IT 製品に関する新しい内容・提示エレメント AVA_VAN.*.2C が導入され、適応された評価者アクションエレメント AVA_VAN.*.2E も含まれているが、これらの新しい/適応されたエレメントに対応するワークユニットが欠けている。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p><AVA_VAN.*.1E に関連する AVA_VAN.*-1、及び AVA_VAN.*.2E に関連する AVA_VAN.*-3 補足ワークユニット></p> <p>17.2.2.4.2 ワークユニット: AVA_VAN.2-1 / 17.2.3.4.2 ワークユニット: AVA_VAN.3-1 / 17.2.4.4.2 ワークユニット: AVA_VAN.4-1 / 17.2.5.4.2 ワークユニット: AVA_VAN.5-1:</p> <p>評価者は、テスト構成が ST に特定された評価における構成と一貫していること、及び識別されたサードパーティコンポーネントが TOE の部分であるか、TOE の配付物の部分であることを考慮していることを決定するために、TOE 及び開発者から提供される関連するサードパーティコンポーネントのリストを検査しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>特に、評価者は、開発者から提供されたサードパーティコンポーネントのリストに、TOE に関連するサードパーティコンポーネントに関する情報が含まれており、それらが TOE の部分であるか、さま</p>

	<p>ければ TOE の配付物の部分であることを検査すべきである。評価者は、ST 及び意図されたテスト環境を含む TOE のテスト構成が、そのサードパーティコンポーネントのリストに合致していることに注意すべきである。</p> <p>17.2.2.5.1 ワークユニット: AVA_VAN.2-3 / 17.2.3.5.1 ワークユニット: AVA_VAN.3-3 / 17.2.4.5.1 ワークユニット: AVA_VAN.4-3 / 17.2.5.5.1 ワークユニット: AVA_VAN.5-3:</p> <p>評価者は、サードパーティコンポーネントのリストで特定されたコンポーネント、及び TOE が依存する環境の特定の IT 製品を考慮して、TOE の潜在的脆弱性を識別するために、公開の場で利用できる情報源を検査しなければならない。</p> <p>評価者は、TOE で発生する可能性がある潜在的な脆弱性の識別をサポートするために、公開の場で利用できる情報源を検査する。この検査には、サードパーティコンポーネントリストのコンポーネント、及び TOE が依存する環境の特定の IT 製品の考慮が含まれる。それらはすべて、TOE のセキュリティ機能性と安全な運用に影響を与える可能性がある。公開の場で利用できる、評価者が使用を考慮すべき多くの情報源がある。これらは world wide web で利用可能な要素などで、次のものが含まれる。</p> <p>(略)</p> <p>公開の場で利用できる情報の探索は、特に TOE の派生元である製品を参照する情報源に焦点を置くべきである。この探索の範囲の拡張については、次の要因を考慮すべきである。TOE 種別、サードパーティコンポーネント及び TOE が依存する環境の特定の IT 製品、この TOE 種別の評価者の経験、予想される攻撃能力、及び利用できる ADV 証拠のレベル。</p> <p>(略)</p>
適用状況	op
特記事項	<p>CC/CEM の将来の改訂のために、更新されたワークユニット AVA_VAN.*-1(上記参照)を 2 つのワークユニットに分割し、AVA_VAN.*.1C と AVA_VAN.*.2C に個別に対応することも考えられる。上記の現在の提案では、後続のワークユニットの番号付け直しを避けることを意図している。</p>
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0096
----	-----------------

発効日	2023-12-22
参照	17.2.2.7.1 / 第 3 段落, 第 6 段落
問題点 - 問題の説明	<p>- 第 3 段落: 評価者は、脆弱性の探索におけるセキュリティアーキテクチャ記述の考慮(AVA_VAN.2-4 で詳述)に関連して、アーキテクチャ特性を確認するためにテストを実行すべきであることを留意する。この場合、セキュリティアーキテクチャ特性の反証を試みる否定テストが必要となる可能性がある。侵入テストの方策を開発する際に、評価者は、セキュリティアーキテクチャ記述の主要な各特性が、機能テスト(14 章で考慮)又は評価者侵入テストでテストされることを保証する。</p> <p>- 第 6 段落: 潜在的な脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力の決定に関するガイダンスは、附属書 B.2 に記載されている。</p> <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>- 第 3 段落: 評価者は、脆弱性の探索におけるセキュリティアーキテクチャ記述の考慮(AVA_VAN.2-4 で詳述)に関連して、アーキテクチャ特性を確認するためにテストを実行すべきであることを留意する。この場合、セキュリティアーキテクチャ特性の反証を試みる否定テストが必要となる可能性がある。侵入テストの方策を開発する際に、評価者は、セキュリティアーキテクチャ記述の主要な各特性が、機能テスト(16 章で考慮)又は評価者侵入テストでテストされることを保証する。</p> <p>- 第 6 段落: 潜在的な脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力の決定に関するガイダンスは、附属書 B.6 に記載されている。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	一部は修正済みであるが、上記のとおり修正する。

ID	CEM2022-R1-0097
発効日	2023-12-22

参照	17.2.2.7.6, 17.2.2.7.7
問題点 - 問題の説明	<p>17.2.2.7.6, 第 3 段落: 特定の脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力、及び意図された環境でその悪用が可能かどうかを決定するために、附属書 B.2 のガイダンスを使用すべきである。攻撃能力の計算は必ずしも全ての場合に必要なわけではなく、「強化基本」未満の攻撃能力を持つ攻撃者によって脆弱性が悪用可能かどうかについて疑問がある場合に限られる。</p> <p>17.2.2.7.7, 第 1 段落, e) e) 識別された脆弱性を実行するために必要な時間量、専門知識のレベル、TOE に関する知識のレベル、機会のレベル、及び装置。及び附属書 B.2 の表 B.2 及び表 B.3 を使用した対応する値</p> <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>17.2.2.7.6, 第 3 段落: 特定の脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力、及び意図された環境でその悪用が可能かどうかを決定するために、附属書 B.6 のガイダンスを使用すべきである。攻撃能力の計算は必ずしも全ての場合に必要なわけではなく、「強化基本」未満の攻撃能力を持つ攻撃者によって脆弱性が悪用可能かどうかについて疑問がある場合に限られる。</p> <p>17.2.2.7.7, 第 1 段落, e) e) 識別された脆弱性を実行するために必要な時間量、専門知識のレベル、TOE に関する知識のレベル、機会のレベル、及び装置。及び附属書 B.6 の表 B.2 及び表 B.3 を使用した対応する値</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0098
発効日	2023-12-22
参照	17.2.3.3 / 第 2 段落

問題点 - 問題の説明	潜在的な脆弱性の識別に焦点を置いた手法は、含まれている情報から明らかになるような潜在的な脆弱性の識別を目的とした、証拠の分析である。この手法は事前に決定されていないため、これは、構造化されていない分析になる。焦点を置いた脆弱性分析のさらに詳しいガイダンスは、附属書 B.1.4.2.2 に記載されている。 問題： 参照エラー。
問題の種類	ed/te
解決 - 訂正/解釈	潜在的な脆弱性の識別に焦点を置いた手法は、含まれている情報から明らかになるような潜在的な脆弱性の識別を目的とした、証拠の分析である。この手法は事前に決定されていないため、これは、構造化されていない分析になる。焦点を置いた脆弱性分析のさらに詳しいガイダンスは、附属書 B.4.2.3 に記載されている。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0099
発効日	2023-12-22
参照	17.2.3.7.1 / 第 3 段落, 第 6 段落
問題点 - 問題の説明	- 第 3 段落: 評価者は、脆弱性の探索におけるセキュリティアーキテクチャ記述の考慮(AVA_VAN.3-4 で詳述)に関連して、アーキテクチャ特性を確認するためにテストを実行すべきであることを留意する。 ATE_DPT からの要件が SAR に含まれている場合、開発者テスト証拠には、セキュリティアーキテクチャ記述で詳述されている特定のメカニズムの正しい実装を確認するために実行されたテストが組み込まれる。ただし、開発者テストには TSF を保護するアーキテクチャ特性の全ての側面のテストが必ずしも含まれない。これは、このテストの大部分が、本質的に特性の反証を試みる否定テストであるためである。侵入テストの方策を開発する際に、評価者は、セキュリティアーキテクチャ記述の全ての側面が、機能テスト(14 章で考慮)又は評価者侵入テストでテストされることを保証する。 - 第 6 段落: 潜在的な脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力の決定に関するガイダンスは、附属書 B.2 に記載されている。

	問題： 参照エラー。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>- 第 3 段落: 評価者は、脆弱性の探索におけるセキュリティアーキテクチャ記述の考慮(AVA_VAN.3-4 で詳述)に関連して、アーキテクチャ特性を確認するためにテストを実行すべきであることを留意する。 ATE_DPT からの要件が SAR に含まれている場合、開発者テスト証拠には、セキュリティアーキテクチャ記述で詳述されている特定のメカニズムの正しい実装を確認するために実行されたテストが組み込まれる。ただし、開発者テストには TSF を保護するアーキテクチャ特性の全ての側面のテストが必ずしも含まれない。これは、このテストの大部分が、本質的に特性の反証を試みる否定テストであるためである。侵入テストの方策を開発する際に、評価者は、セキュリティアーキテクチャ記述の全ての側面が、機能テスト(16 章で考慮)又は評価者侵入テストでテストされることを保証する。</p> <p>- 第 6 段落: 潜在的な脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力の決定に関するガイダンスは、附属書 B.6 に記載されている。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	一部は修正済みであるが、上記のとおり修正する。

ID	CEM2022-R1-0100
発効日	2023-12-22
参照	17.2.3.7.6 / 第 3 段落
問題点 - 問題の説明	<p>特定の脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力、及び意図された環境でその悪用が可能かどうかを決定するために、附属書 B.2 のガイダンスを使用すべきである。攻撃能力の計算は必ずしも全ての場合に必要となるわけではなく、「中」未満の攻撃能力を持つ攻撃者によって脆弱性が悪用可能かどうかについて疑問がある場合に限られる。</p> <p>問題： 参照エラー。</p>

問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	特定の脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力、及び意図された環境でその悪用が可能かどうかを決定するために、附属書 B.6 のガイドランスを使用すべきである。攻撃能力の計算は必ずしも全ての場合に必要なわけではなく、「中」未満の攻撃能力を持つ攻撃者によって脆弱性が悪用可能かどうかについて疑問がある場合に限られる。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0101
発効日	2023-12-22
参照	17.2.3.7.7 / 最終段落
問題点 - 問題の説明	<p>評価者は、ETR に、全ての悪用され得る脆弱性と残存脆弱性を、次のそれぞれを詳細に述べて報告しなければならない。</p> <p>a) 出所(例えば、脆弱性が予想されたとき実行していた評価方法アクティビティ、評価者に既知である、公表されたものを読んで知った、など)</p> <p>b) 満たされていない SFR(1 つ又は複数)</p> <p>c) 記述</p> <p>d) 運用環境で悪用されるか否か(つまり、悪用される可能性があるか残存か)</p> <p>識別された脆弱性を実行するために必要な時間量、専門知識のレベル、TOE に関する知識のレベル、機会のレベル、及び装置。及び附属書 B.6 の表 B.2 及び表 B.3 を使用した対応する値。</p> <p>問題： 最後の段落は前の段落の箇条書き e)としなければならない。 及び、参照エラー。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>評価者は、ETR に、全ての悪用され得る脆弱性と残存脆弱性を、次のそれぞれを詳細に述べて報告しなければならない。</p> <p>a) 出所(例えば、脆弱性が予想されたとき実行していた評価方法アクティビティ、評価者に既知である、公表されたものを読んで</p>

	<p>知った、など)</p> <p>b) 満たされていない SFR(1 つ又は複数)</p> <p>c) 記述</p> <p>d) 運用環境で悪用されるか否か(つまり、悪用される可能性があるか残存か)</p> <p>e) 識別された脆弱性を実行するために必要な時間量、専門知識のレベル、TOE に関する知識のレベル、機会のレベル、及び装置。及び附属書 B.6 の表 B.2 及び表 B.3 を使用した対応する値。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	参照の誤りについては修正済み。

ID	CEM2022-R1-0102
発効日	2023-12-22
参照	17.2.4.6.1 / 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	<p>系統的な脆弱性分析についてのガイダンスは、附属書 B.1.4.2.3 で規定される。</p> <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種類別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	系統的な脆弱性分析についてのガイダンスは、附属書 B.4.2.4 で規定される。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0103
発効日	2023-12-22
参照	17.2.4.7.1 / 第 6 段落
問題点 -	潜在的な脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力の決定に関するガ

問題の説明	<p>イダンスは、附属書 B.2 に記載されている。</p> <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	潜在的な脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力の決定に関するガイダンスは、附属書 B.6 に記載されている。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0104
発効日	2023-12-22
参照	17.2.4.7.6 / 第 3 段落
問題点 - 問題の説明	<p>特定の脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力、及び意図された環境でその悪用が可能かどうかを決定するために、附属書 B.2 のガイダンスを使用すべきである。攻撃能力の計算は必ずしも全ての場合に必要となるわけではなく、「高」未満の攻撃能力を持つ攻撃者によって脆弱性が悪用可能かどうかについて疑問がある場合に限られる。</p> <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	特定の脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力、及び意図された環境でその悪用が可能かどうかを決定するために、附属書 B.6 のガイダンスを使用すべきである。攻撃能力の計算は必ずしも全ての場合に必要となるわけではなく、「高」未満の攻撃能力を持つ攻撃者によって脆弱性が悪用可能かどうかについて疑問がある場合に限られる。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0105
発効日	2023-12-22
参照	17.2.4.7.7 / 最終段落
問題点 - 問題の説明	<p>評価者は、ETR に、全ての悪用され得る脆弱性と残存脆弱性を、次のそれぞれを詳細に述べて報告しなければならない。</p> <p>a) 出所(例えば、脆弱性が予想されたとき実行していた評価方法アクティビティ、評価者に既知である、公表されたものを読んで知った、など)</p> <p>b) 満たされていない SFR(1 つ又は複数)</p> <p>c) 記述</p> <p>d) 運用環境で悪用されるか否か(つまり、悪用される可能性があるか残存か)</p> <p>識別された脆弱性を実行するために必要な時間量、専門知識のレベル、TOE に関する知識のレベル、機会のレベル、及び装置。及び附属書 B.2 の表 B.2 及び表 B.3 を使用した対応する値。</p> <p>問題： 最後の段落は前の段落の箇条書き e) としなければならない。 また、参照エラーもある。</p>
問題の種類	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>評価者は、ETR に、全ての悪用され得る脆弱性と残存脆弱性を、次のそれぞれを詳細に述べて報告しなければならない。</p> <p>a) 出所(例えば、脆弱性が予想されたとき実行していた評価方法アクティビティ、評価者に既知である、公表されたものを読んで知った、など)</p> <p>b) 満たされていない SFR(1 つ又は複数)</p> <p>c) 記述</p> <p>d) 運用環境で悪用されるか否か(つまり、悪用される可能性があるか残存か)</p> <p>e) 識別された脆弱性を実行するために必要な時間量、専門知識のレベル、TOE に関する知識のレベル、機会のレベル、及び装置。及び附属書 B.6 の表 B.2 及び表 B.3 を使用した対応する値。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	参照誤りについては修正済み。

ID	CEM2022-R1-0106
発効日	2023-12-22
参照	17.2.5.3 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	<p>系統的分析手法は、証拠の構造化された検査の形式をとる。この方法では、分析が採用する構造と形式を評価者が特定する必要がある (つまり、焦点が置かれた分析とは異なり、分析が実行される方法が事前に決定されている)。この方法は、考慮される情報及び考慮される方法/理由の観点で特定される。系統的な脆弱性分析についてのさらに詳しいガイダンスは、附属書 B.2.2.2.3 に記載されている。</p> <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>系統的分析手法は、証拠の構造化された検査の形式をとる。この方法では、分析が採用する構造と形式を評価者が特定する必要がある (つまり、焦点が置かれた分析とは異なり、分析が実行される方法が事前に決定されている)。この方法は、考慮される情報及び考慮される方法/理由の観点で特定される。系統的な脆弱性分析についてのさらに詳しいガイダンスは、附属書 B.4.2.4 に記載されている。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0107
発効日	2023-12-22
参照	17.2.5.6.1 / 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	<p>系統的な脆弱性分析についてのガイダンスは、附属書 B.2.2.2.3 で規定される。</p> <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種別	ed/te

解決 - 訂正/解釈	系統的な脆弱性分析についてのガイダンスは、附属書 B.4.2.4 で規定される。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0108
発効日	2023-12-22
参照	17.2.5.6.1 / 最後の 2 段落
問題点 - 問題の説明	<p>項目 b)から f)については、B.2.1 以降でさらに詳しく説明する。それらは、評価者が運用環境で潜在的な脆弱性が該当しないことを決定する場合に考慮される。それ以外の場合は、評価者は、さらに考慮する対象となる潜在的な脆弱性を記録する。</p> <p>運用環境の TOE に適用できる潜在的な脆弱性のリストは、侵入テストアクティビティに対する入力として使用でき、評価者が ETR で報告しなければならない。</p> <p>問題：</p> <p>17.2.5 節の第 1 段落で述べたように、AVA_VAN.5 のワークユニットは AVA_VAN.4 のものをコピーしたものである。上記で引用した 17.2.5.6.1 節の最後の 2 段落は、17.2.4.6.1 項の AVA_VAN.4-4 から 17.2.5.6.1 節の AVA_VAN.5-4 への誤ったコピーである。さらに、AVA_VAN.5-5 が欠落している。すなわち、17.2.4.6.2 節の AVA_VAN.4-5 から AVA_VAN.5-5 へのコピーが欠落している。</p>
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	<p><17.2.5.6.1 の最後の 2 段落を下記のように更新する。></p> <p>17.2.5.6.1 節の最後の 2 段落を置換し、17.2.4.6.2 節の AVA_VAN.4-5 に従いワークユニット AVA_VAN.5-5 に新しい 17.2.5.6.2 節を追加する。より詳細には、以下のとおり。</p> <p>17.2.5.6.1 Work unit AVA_VAN.5-4 (略)</p> <p>項目 b)から f)については、附属書 B でさらに詳しく説明する。セキュリティアーキテクチャ記述は、上記の一般的な各潜在的脆弱性を踏まえて考慮されるべきである。TSF の保護を破り、TSF を侵</p>

	<p>害する手段を探索するために、各潜在的脆弱性が考慮されるべきである。</p> <p>17.2.5.6.2 ワークユニット: AVA_VAN.5-5</p> <p>評価者は、ETR 内で、テストの候補となり、運用環境の TOE に適用できる識別された潜在的脆弱性を 記録しなければならない。</p> <p>例えば、評価者が IT 又は非 IT の運用環境の手段によってその運用環境では潜在的脆弱性の悪用が防止されることを識別する場合、潜在的脆弱性についてそれ以上の考慮は不要であることが識別される可能性がある。</p> <p>例えば、TOE への物理的アクセスを許可利用者だけに制限することにより、効果的に潜在的脆弱性が改ざんに悪用されないようにすることができる。</p> <p>評価者が運用環境で潜在的脆弱性が該当しないことを決定する場合、評価者は、それ以上の考慮から潜在的脆弱性を除外する理由を記録する。それ以外の場合は、評価者は、さらに考慮する対象となる潜在的脆弱性を記録する。</p> <p>運用環境の TOE に適用できる潜在的脆弱性のリストは、侵入テストアクティビティに対する入力として使用でき、評価者が ETR で報告しなければならない。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0109
発効日	2023-12-22
参照	17.2.5.7.1 / 第 6 段落
問題点 - 問題の説明	<p>潜在的脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力の決定に関するガイダンスは、附属書 B.4 に記載されている。</p> <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種類	ed/te
解決 - 訂正/解釈	潜在的脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力の決定に関するガイダンスは、附属書 B.6 に記載されている。
適用状況	ma

特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0110
発効日	2023-12-22
参照	17.2.5.7.6 / 第 3 段落
問題点 - 問題の説明	<p>特定の脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力、及び意図された環境でその悪用が可能かどうかを決定するために、附属書 B.4 のガイダンス及び国家の制度に関連する特殊な技術分野のガイダンスを使用すべきである。攻撃能力の計算は必ずしも全ての場合に必要なわけではなく、「高」以下の攻撃能力を持つ攻撃者によって脆弱性が悪用可能かどうかについて疑問がある場合に限られる。</p> <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>特定の脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力、及び意図された環境でその悪用が可能かどうかを決定するために、附属書 B.6 のガイダンス及び国家の制度に関連する特殊な技術分野のガイダンスを使用すべきである。攻撃能力の計算は必ずしも全ての場合に必要なわけではなく、「高」以下の攻撃能力を持つ攻撃者によって脆弱性が悪用可能かどうかについて疑問がある場合に限られる。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。

ID	CEM2022-R1-0111
発効日	2023-12-22
参照	18.3.1.2.4 / 第 11 段落, 表 5
問題点 - 問題の説明	<p>18.3.1.2.4 第 11 段落: 表 5 に、基本コンポーネントで得られる保証、統合 TOE に対して提供される証拠、及び矛盾が識別されている場合に評価者によって実行される分析の間の一貫性を決定する方法についてのガイダンスを</p>

	<p>示す。</p> <p>表 5 - 一貫性を決定する方法についてのガイダンス</p> <p>問題： 表番号の誤り。表 5->表 6。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>18.3.1.2.4 第 11 段落： 表 6 に、基本コンポーネントで得られる保証、統合 TOE に対して提供される証拠、及び矛盾が識別されている場合に評価者によって実行される分析の間の一貫性を決定する方法についてのガイダンスを示す。</p> <p>表 6 - 一貫性を決定する方法についてのガイダンス</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0112
発効日	2023-12-22
参照	18.6.1.3.4, 18.6.1.3.5, 18.6.2.3.5, 18.6.2.3.7
問題点 - 問題の説明	<p>18.6.1.3.4, 第 3 段落： このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 15.2.1 • 15.2.2 <p>18.6.1.3.5, 第 3 段落： このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 15.2.1 • 15.2.2 <p>18.6.2.3.5, 第 2 段落： このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけること</p>

	<p>ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 15.2.1 • 15.2.2 <p>18.6.2.3.7, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 15.2.1 • 15.2.2 <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>18.6.1.3.4, 第 3 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 16.2.1 • 16.2.2 <p>18.6.1.3.5, 第 3 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 16.2.1 • 16.2.2 <p>18.6.2.3.5, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 16.2.1 • 16.2.2 <p>18.6.2.3.7, 第 2 段落: このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 16.2.1 • 16.2.2
適用状況	ma
特記事項	-

日本語翻訳版に関する特記事項	修正済み。
----------------	-------

ID	CEM2022-R1-0113
発効日	2023-12-22
参照	A.5.1 / 「開発システムに対するアクセス制御」の箇条書き
問題点 - 問題の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発システムに対するアクセス制御 ・ アクセス制御とログに関する方針。 ・ プロジェクト固有のアクセス権の割付と変更に関する方針。 <p>問題： 「開発システムに対するアクセス制御」を上位項目としなければならない。</p>
問題の種別	ed
解決 - 訂正/解釈	開発システムに対するアクセス制御 <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセス制御とログに関する方針。 ・ プロジェクト固有のアクセス権の割付と変更に関する方針。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0114
発効日	2023-12-22
参照	A.5.2 / 「インフラストラクチャ」の箇条書き
問題点 - 問題の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフラストラクチャ 開発サイトへの物理的なアクセス制御のためのセキュリティ手段、及びそれらの手段の有効性に関する根拠。 <p>問題： 編集ミス。</p>
問題の種別	ed
解決 -	インフラストラクチャ

訂正/解釈	・ 開発サイトへの物理的なアクセス制御のためのセキュリティ手段、及びそれらの手段の有効性に関する根拠。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0115
発効日	2023-12-22
参照	附属書 B / 第 2 段落
問題点 - 問題の説明	<p>本附属書は、次の 2 つの主要なパートから構成されている:</p> <p>a) 独立脆弱性分析を完了するためのガイダンス。これについては、B.1.1 節 ^{xix}で概要を示し、B.1.2 節 ^{xx}でより詳細に説明する。これらの節では、評価者が独立脆弱性分析の構成にどのように取り組むべきであることを説明する。</p> <p>b) 攻撃者の想定される攻撃能力の特性を表す方法、及びその攻撃能力の使用方法。これは B.1.5 から B.3 に記述されている。これらの節では、攻撃能力の特性をどのように表すことができるか、及びその能力をどのように使用するべきであることを説明し、例を示す。</p> <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>本附属書は、次の 2 つの主要なパートから構成されている:</p> <p>a) 独立脆弱性分析を完了するためのガイダンス。これについては、B.1 節で概要を示し、B.2 節でより詳細に説明する。これらの節では、評価者が独立脆弱性分析の構成にどのように取り組むべきであることを説明する。</p> <p>b) 攻撃者の想定される攻撃能力の特性を表す方法、及びその攻撃能力の使用方法。これは B.5 から B.7 に記述されている。これらの節では、攻撃能力の特性をどのように表すことができるか、及びその能力をどのように使用するべきであることを説明し、例を示す。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0116
発効日	2023-12-22
参照	B.2 / 第 3 段落
問題点 - 問題の説明	<p>ただし、脆弱性分析は分離されたアクティビティとして実行されるべきではない。この分析は、ADV 及び AGD と密接に関連する。評価者は、潜在的脆弱性又は「関心の分野」の識別に重点をおいて、これらのその他の評価アクティビティを実行する。したがって、評価者は一般的な脆弱性に関するガイダンス(B.1.3 節で提供)を熟知している必要がある。</p> <p>問題： 参照エラー。</p>
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	<p>ただし、脆弱性分析は分離されたアクティビティとして実行されるべきではない。この分析は、ADV 及び AGD と密接に関連する。評価者は、潜在的脆弱性又は「関心の分野」の識別に重点をおいて、これらのその他の評価アクティビティを実行する。したがって、評価者は一般的な脆弱性に関するガイダンス(B.3 節で提供)を熟知している必要がある。</p>
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0117
発効日	2023-12-22
参照	B.3.1 / 第 2 段落 / d)
問題点 - 問題の説明	<p>d) 期待しない状況又は期待しない目的でのコンポーネントの使用には、TSF をバイパスするために関係のない TOE インタフェースを使用して、達成が設計も意図もされていない目的を達成することが含まれる。隠れチャンネルは、このタイプの攻撃の例である(隠れチャンネルの詳細については、B.1.3.4 を参照のこと)。証拠資料に記述されていないインタフェース(安全でないかもしれない)の使用も、このカテゴリに含まれる。このようなインタフェースには、証拠資料に記述されていないサポートとヘルプ機能を含むことができる。</p>

	問題： 参照エラー。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	d) 期待しない状況又は期待しない目的でのコンポーネントの使用には、TSF をバイパスするために関係のない TOE インタフェースを使用して、達成が設計も意図もされていない目的を達成することが含まれる。隠れチャンネルは、このタイプの攻撃の例である(隠れチャンネルの詳細については、 B.3.4 を参照のこと)。証拠資料に記述されていないインタフェース(安全でないかもしれない)の使用も、このカテゴリに含まれる。このようなインタフェースには、証拠資料に記述されていないサポートとヘルプ機能を含むことができる。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0118
発効日	2023-12-22
参照	B.4.2.2 / 第 1 段落
問題点 - 問題の説明	(サブアクティビティの評価(AVA_VAN.2)で)評価者によって実行される構造化されていない分析では、評価者が一般的な脆弱性(B.1.3 を参照)を考慮することができる。また、評価者は、同様の技術タイプでの欠陥に関する各自の経験と知識を利用することもできる。 問題： 参照エラー。
問題の種別	ed/te
解決 - 訂正/解釈	(サブアクティビティの評価(AVA_VAN.2)で)評価者によって実行される構造化されていない分析では、評価者が一般的な脆弱性(B.3 を参照)を考慮することができる。また、評価者は、同様の技術タイプでの欠陥に関する各自の経験と知識を利用することもできる。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0119
発効日	2024-06-07
参照	13.3.1.4.4
問題点 - 問題の説明	CC2022-P2-R1-0018、及び[CC:2022-2]15.4 節の SFR FPT_INI.1 に関する問題の説明と解決方法を参照のこと。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	13.3.1.4.4 節、ワークユニット ADV_ARC.1-3 の最終段落: TSF の初期化に関連する TOE コンポーネントは TSF の一部として考慮され 、その観点から分析される。ただし、 TSF の一部として評価される としても、ADV_INT の内部構造要件を満たす必要はないことが(TSF 内部 ADV_INT によって許可されているように)正当化されることも多いので注意すべきである。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に関する特記事項	-

ID	CEM2022-R1-0120
発効日	2024-06-07
参照	13.8.5
問題点 - 問題の説明	問題：[CC:2022-3]の 10.6.4 節で定義されている E-エレメント ADV_TDS.5.2E の項目の欠落。
問題の種別	te
解決 - 訂正/解釈	新しい節 13.8.5.5 アクション ADV_TDS.5.2E の 13.8.5.4.14 の直後への追加。 ワークユニット ADV_TDS.5-14 及び ADV_TDS.5-15 は ADV_TDS.5.2E に属するため、続く節番号 13.8.5.4.15 は 13.8.5.5.1 に変更され、13.8.5.4.15 は 13.8.5.5.2 に変更される。
適用状況	ma
特記事項	-
日本語翻訳版に	-

関する特記事項	
---------	--

参考文献

- [CC:2022-1] CCMB-2022-11-001: 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア, CC:2022, パート 1: 概説と一般モデル, 改訂第 1 版, 2022 年 11 月
- [CC:2022-2] CCMB-2022-11-002: 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア, CC:2022, パート 2: セキュリティ機能コンポーネント, 改訂第 1 版, 2022 年 11 月
- [CC:2022-3] CCMB-2022-11-003: 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア, CC:2022, パート 3: セキュリティ保証コンポーネント, 改訂第 1 版, 2022 年 11 月
- [CC:2022-4] CCMB-2022-11-004: 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア, CC:2022, パート 4: 評価方法及び評価アクティビティの仕様のための枠組み, 改訂第 1 版, 2022 年 11 月
- [CC:2022-5] CCMB-2022-11-005: 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア, CC:2022, パート 5: セキュリティ要件の定義済みパッケージ, 改訂第 1 版, 2022 年 11 月
- [CEM:2022] CCMB-2022-11-006: 情報技術セキュリティ評価のための共通方法, CEM:2022, 評価方法, 改訂第 1 版, 2022 年 11 月

ⁱ 日本語翻訳版では、「にエレメントを追加することは許可されない」の部分が欠落している。

ⁱⁱ 日本語翻訳版では、「書かれたものは参考情報であり、そのコンポーネントを使用するときに特別な注意が要求されるような、使用及び領域の制限についての警告が含まれるかもしれない。」と訳されているが、誤りである。

ⁱⁱⁱ 日本語翻訳版では、「この説明に対して特定の要件は存在しない。」と訳されているが、誤りである。

^{iv} 日本語翻訳版では、「この説明に対して特定の要件は存在しない。」と訳されているが、誤りである。

^v 日本語翻訳版では、「直接根拠 PP モジュールの主張されたセキュリティ要件」と訳されているが、誤りである。

-
- vi 日本語翻訳版では、「サブシステムもしくはモジュール間での相互作用の記述は、サブシステムもしくはモジュールが通信する理由、及び渡される情報の特性を識別する。」と訳されているが、誤りである。
- vii 日本語翻訳版では、「構成要素が複雑な CM システムでは、」と訳されているが、誤りである。
- viii 日本語翻訳版では、「自動化ツールは CM アプリケーション間の統合及び TOE の統合もサポートする。」と訳されているが、誤りである。
- ix 日本語翻訳版では、「(CAP-A)」が欠落している。「(CAP-B)」 「(CAP-C)」も同様。
- x 日本語翻訳版では、「ASE_COMP.1 セキュリティの整合性」と訳されているが、誤りである。
- xi 日本語翻訳版では、CC パート 1「評価結果」と訳されているが、誤りである。
- xii 日本語翻訳版では、「このワークユニットもまた満たされているものと満たされる。」と訳されているが、誤りである。
- xiii 日本語翻訳版では、9 節となっているが誤りである。
- xiv 日本語翻訳版では、「セキュリティ機能性を説明する保証パッケージ概要。」と訳されているが、誤りである。
- xv 日本語翻訳版では、「評価者には、開発者が必要な情報を全て提供したことを確認するために、最初に実装表現を簡単にチェックすることが推奨される。」と訳されているが、誤りである。
- xvi 日本語翻訳版では、「利用者」と訳されているが、誤りである。
- xvii 日本語翻訳版では、ALC_TDA.3-6 は「～、開発者が TOE から TOE 実装表現識別子のリストまで追跡する能力を持つことを確認しなければならない。」とあるが、正しくは「確認」ではなく「検査」である。
- xviii 日本語翻訳版では、「オリジナルの TOE」と訳されているが、CC パート 3 ALC_TDA.3.6C と訳が一貫しておらず誤りである。
- xix 日本語翻訳版では、B11 節となっているが誤りである。
- xx 日本語翻訳版では、B12 節となっているが誤りである。